

大田区バリアフリー基本構想おおた街なか“すいすい”プランの改定案について

1 概要

高齢者や障がい者等を含む区民、関係事業者、学識経験者及び区で構成する大田区移動等円滑化推進協議会にて、重点整備地区を対象とした面的・一体的なバリアフリー化を進めるための指針となる「大田区バリアフリー基本構想おおた街なか“すいすい”プラン」の改定案を取りまとめた。

2 改定の主なポイント

(1) 重点整備地区の区域の拡大

蒲田駅・大森駅周辺地区は鉄道駅を中心に 1km 程度の徒歩圏内を、さぼーとぴあ周辺地区は障がい者総合サポートセンター（さぼーとぴあ）を中心に 500m 程度の徒歩圏内を対象として、区域を約 2 倍拡大する。

(2) 生活関連施設の拡充

公立小・中学校等の「教育施設」を新たに生活関連施設に位置づける。

(3) 教育啓発特定事業の追加

「教育啓発特定事業」を設定し、心のバリアフリーの取組を推進する。

(4) 利用者ニーズに応える取組の実施

ハード・ソフト両輪によるバリアフリー化を推進するためにハード整備の実施に加え、合理的配慮として「利用者ニーズに応える取組」を並行して行うことを示す。

3 区民意見募集（パブリックコメント）実施結果

(1) 募集期間

令和 4 年 11 月 16 日（水）から令和 4 年 12 月 7 日（水）まで

(2) 周知方法

おおた区報（令和 4 年 11 月 1 日号）、大田区ホームページ、大田区公式ツイッター（令和 4 年 11 月 16 日発信）

(3) ホームページ等閲覧数

①大田区ホームページ閲覧数 632 回

②大田区公式ツイッター閲覧数 4,179 回

(4) 提出者数・提出意見数

①提出者数 4 名

②提出意見数 6 件

4 パブリックコメントで提出された主な意見の要旨と区の考え方

該当箇所	改定案 40 ページから 74 ページ 第 5 章 特定事業等の設定
意見の要旨	多額の工事費が必要となるバリアフリー化は、区でしっかりと検討のうえ、無駄なく財源を活用して欲しい。
区の考え方	バリアフリー整備の必要性や効果等を十分に検討し、長寿命化改修や既存施設の有効活用、複合化・多機能化の推進を図り、効果的・効率的な施設マネジメント等を行うことにより、最小の経費で最大の効果を挙げる取組を推進していく。
該当箇所	改定案 40 ページから 74 ページ 第 5 章 特定事業等の設定
意見の要旨	大森駅中央改札前の東西自由通路については、24 時間通行できるバリアフリーな自由通路化を要望する。
区の考え方	鉄道事業者を含む関係者と連携して、ユニバーサルデザインに対応した東西自由通路の整備の検討を進めていく。

5 パブリックコメントを踏まえた素案からの主な変更内容

該当箇所	改定案 7 ページから 8 ページ 第 1 章 おおた街なか“すいすい”プランの改定
変更前	記載なし
変更後	<u>バリアフリーとユニバーサルデザインの考え方の違い</u> について記載
該当箇所	改定案 33 ページ 第 5 章 特定事業等の設定
変更前	(2) 特定事業等の今後の推進の考え方 今後実施すべき事項：区が <u>継続的に啓発を行い改善・努力を誘導</u>
変更後	(2) 特定事業等の今後の推進の考え方 今後実施すべき事項：区が <u>事業者に対し、継続的に啓発を行い改善を誘導</u>

6 今後のスケジュール

令和 5 年 3 月 大田区バリアフリー基本構想おおた街なか“すいすい”プラン改定

7 添付資料

- (1) (仮称) 大田区バリアフリー基本構想“すいすい”プラン改定素案に関するパブリックコメント実施結果 (別紙 1)
- (2) 大田区バリアフリー基本構想おおた街なか“すいすい”プラン概要版案 (別紙 2)
- (3) 大田区バリアフリー基本構想おおた街なか“すいすい”プラン改定案 (別紙 3)

(仮称) 大田区バリアフリー基本構想“すいすい”プラン改定素案に関するパブリックコメント実施結果

「(仮称)大田区バリアフリー基本構想“すいすい”プラン改定素案」に関する区民意見公募手続(パブリックコメント)の意見募集期間中に区へ寄せられたご意見とこれに対する区の考え方をお知らせします。

1 意見の募集期間

令和4年11月16日(水)から令和4年12月7日(水)まで

2 意見の提出者数(件数)

意見者数 4名(内訳:電子申請4名) ホームページ閲覧数 632回
意見数 6件

3 提出された意見要旨(抜粋)と区の考え方(案)

ご意見については、趣旨を損なわない範囲で要約または一部を抽出しています。

No.	章	意見要旨	区の考え方(案)
1	全体	最近では「インクルーシブル(デザイン)」といった言葉もでてきているようです。キーワードに振り回されず、本質を見極め「あるべきビジョンに向けすべての関係者が幸せを感じられるまちづくり」ができれば幸いです。	障がい者、高齢者などに主な焦点を当て、移動や施設利用においてバリアとなるものを除去する(バリアフリー)とともに、新しいバリアが生じないように、誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方(ユニバーサルデザイン)やマイノリティの人々も含めてデザインを作っていく「インクルーシブデザイン」という考え方も併せ、「やさしさが広がり、だれもが安心して快適にすごせるまち おおた」を実現してまいります。
2	全体	3つの重点整備地区で、関係部署(公共、民間などを含めた広範で)との調整も含め、確実に実行されており、今後の実施予定も明確になっていることを確認しました。	計画の推進に向けたご意見として承り、区民・事業者・区(行政)等との連携・協力のもと、(仮称)大田区バリアフリー基本構想“すいすい”プランのさらなる推進及び効果的な施策の展開に向けて、新たに「心のバリアフリーに関する取組方針」や「利用者ニーズに応える取組等」を示し、ハード・ソフト両輪によるバリアフリー整備の更なる推進を図り、区民をはじめとする利用者の声に可能な限り応えたまちづくりに繋げてまいります。
3	第1章	大田区における計画のうち、「(仮称)大田区バリアフリー基本構想“すいすい”プラン」とは別に「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」もあり、その違いが分かりにくいように感じる。概念的には、「ユニバーサルデザインは、バリアフリーを包括している」ようですが、2つの計画はどのように切り分けされているか。	「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」は、誰もがより使いやすいものや施設・サービス等を生み出していくという考え方の下、区全体でユニバーサルデザインによるまちづくりを推進していく上での考え方や方向性を示す指針として策定しております。 「(仮称)大田区バリアフリー基本構想“すいすい”プラン」は、「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」におけるまちづくりの考え方の1つである「まち・くらし」という視点において、ものや施設についてバリア(障壁)となるものを取り除くという、バリアフリーに関する取組を推進するため、重点整備地区を定め、面的・一体的なバリアフリー化の考え方や具体的な取組を示すプランとなります。 なお、バリアフリーとユニバーサルデザインについては、違いが分かるよう記載を工夫してまいります。
4	第5章	今後実施すべき事項を含め、大田区のバリアフリーに関する課題を明示している点はとても良いことだと思います。しかし、役所や学校など多額の工事費が必要となるバリアフリー化は、大田区でしっかりと検討頂いたうえで、区民の税金を無駄なく使うようにして欲しいと思います。	公共・公益施設や教育施設等の区が所管する施設においては、バリアフリー整備の必要性や効果等を十分に検討し、長寿命化改修や既存施設の有効活用、複合化・多機能化の推進を図り、効果的・効率的な施設マネジメント等を行うことにより、最小の経費で最大の効果を挙げる取組を推進してまいります。
5	第5章	大田区バリアフリー基本構想を改定するにあたり、将来、取り組む事業については、下記の点にご配慮いただくことを期待します。 大森駅中央改札前の東西自由通路については、24時間通行できるバリアフリー(エレベーター等)な自由通路化を要望します。 それによって、だれにとっても使いやすく安全に配慮した「ユニバーサルデザイン」の考えに則った、ウォークアブルなまちの形成に資するものと考えます。	大森駅東西を結ぶ自由通路の整備については、「大森駅周辺地区グランドデザイン」のアクションプランの1つとして位置付けています。 大田区は、東口と西口を結ぶ通路では、24時間通行できないという問題があることは認識しております。そのため、鉄道事業者を含む関係者と連携して、ユニバーサルデザインに対応した東西自由通路の整備の検討を進めていきます。
6	-	東蒲田二丁目付近の呑川に架かる歩行者用の通路がある橋(人道橋)について、入口部に大きな段差があり、ベビーカーが通行できず不便だと感じる。 また、呑川にかかる橋は、幅員が狭く、車両の通行も少なくないため、車にクラクションを鳴らされることなど、嫌な気持ちになりながら横断している。 このような段差の解消を求める。	橋梁については、定期点検を行ない、老朽化による修繕や架け替えのタイミングを捉え、橋及び周辺のバリアフリーも含め一体的に整備し、段差などのバリアを解消してまいります。 区では、計画的かつ継続的に街なかのバリアフリー化を推進することで、移動しやすいみち、使いやすい施設でみたられる街を目指してまいります。



第5章 特定事業等の設定

5-1 特定事業等の概要

- バリアフリーに関する課題に対し、区民部会及び事業者部会の検討を経て、特定事業等を設定しました。

特定事業・その他の事業
概ね10年以内でハード整備等を行う事業

今後実施すべき事項
10年以内に実施が難しい事業や実施時期が未定な事業等

- 公共交通特定事業
- 建築物特定事業
- 道路特定事業
- 交通安全特定事業
- 教育啓発特定事業
- その他の事業

- 事業者との調整、改善の誘導
- ハード整備の検討等

- 心のバリアフリーに関する取組を新たに教育啓発特定事業に設定します。

■ 小学校における心のバリアフリーの普及啓発



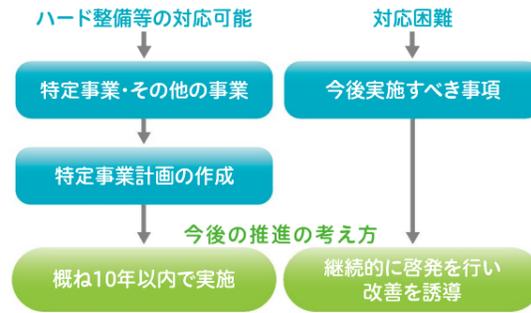
5-2 蒲田駅周辺地区における特定事業等

5-3 大森駅周辺地区における特定事業等

5-4 さぼーとびあ周辺地区における特定事業等

- 蒲田駅・大森駅・さぼーとびあ周辺地区における、特定事業・その他の事業、今後実施すべき事項を示します。

■ 今後の推進の考え方



▶ 主な改定内容 NEW

- 「教育啓発特定事業」を新たに設定します。

第6章 本構想の推進に向けて

- 事業を推進するため、特定事業計画を策定し、協議会で意見交換や検討を行うことで、適切な進捗管理を行います。
- 概ね5年ごとに本構想の評価を行い、必要に応じて見直しを検討します。

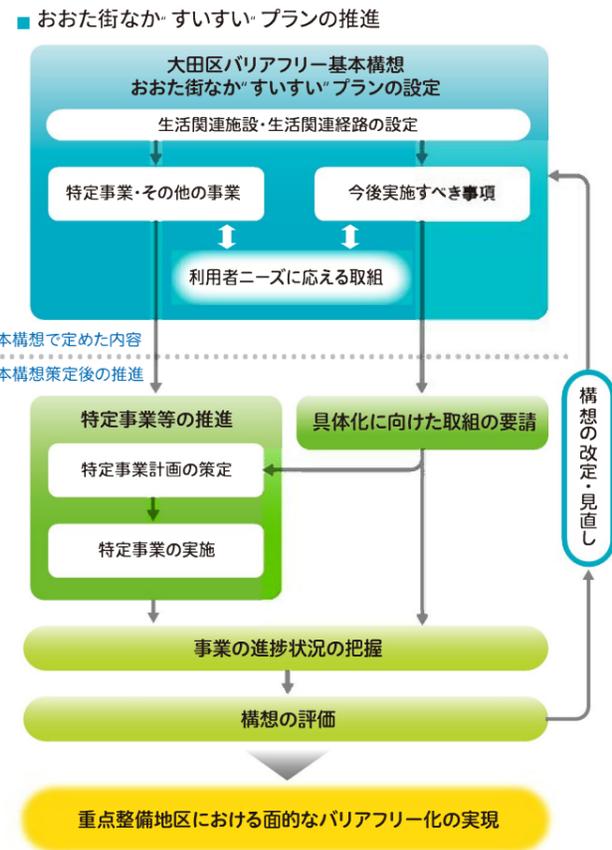
利用者ニーズに応える取組の例



ローカウンターを設置を検討しつつ、車いす等に座ったまま、ひざの上で書類を記入できる簡易型記帳台を貸し出す。

▶ 主な改定内容 NEW

- 施設等の利便性・安全性の向上を図る「利用者ニーズに応える取組」を実施します。



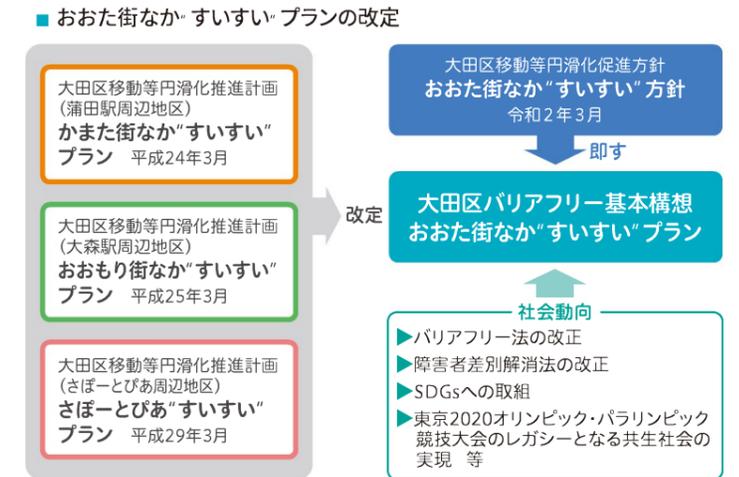
第1章 おおた街なか “すいすい”プランの改定

1-1 これまでの経緯及び成果

- 大田区では、蒲田駅・大森駅・さぼーとびあ周辺地区における「おおた街なか“すいすい”プラン」を策定し、街なかの移動等円滑化の取組を進めてきました。

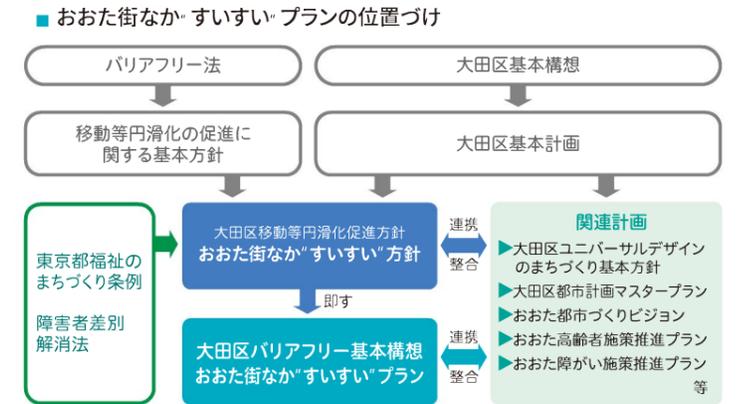
事業進捗率
蒲田駅88.7%、大森駅93.0%、さぼーとびあ94.1%

- 令和元年度に区全体の移動等円滑化の方針を示した「おおた街なか“すいすい”方針」を策定しました。



1-2 改定の背景と目的

- バリアフリー法の改正や社会動向の変化を踏まえ、ハード・ソフト両面のバリアフリー化の推進が求められます。
- 心のバリアフリーや情報伝達、人的対応・接遇、維持管理などの取組を拡充し区民、事業者、区等との連携のもと、効果的な施策を展開するため、おおた街なか“すいすい”プランを改定します。



1-3 おおた街なか “すいすい”プランの位置づけ

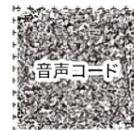
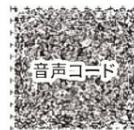
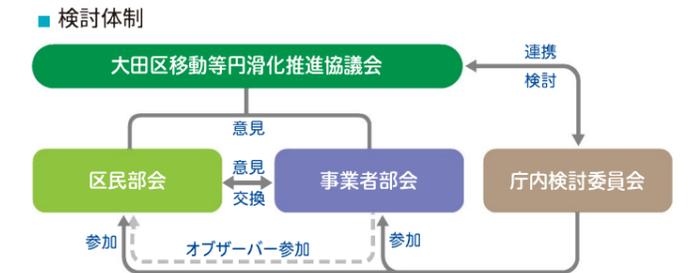
- バリアフリー法に基づき、重点整備地区を対象に、面的・一体的なバリアフリー化を進めるための指針を示すものです。
- 関連する上位計画等との整合を図り、本構想の位置づけを定めます。

1-4 計画期間と計画の目標

- 計画期間は、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とします。
- 「移動しや“すい”みち、使いや“すい”施設でみたされるまち おおた」の実現を目指します。

1-5 検討体制と改定までの流れ

- 右図の検討体制のとおり、区民、事業者及び行政の連携体制のもと、検討を行いました。



第2章 重点整備地区の設定

2-1 バリアフリー基本構想制度の概要

- 重点整備地区の区域を改め、生活関連施設、生活関連経路を設定し、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進します。

2-2 重点整備地区の位置及び区域

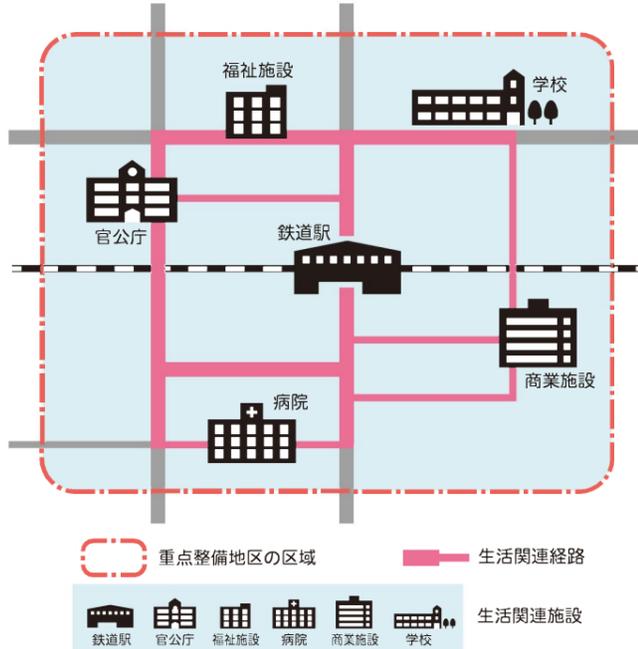
- 蒲田駅・大森駅・さぼーとびあ周辺地区を引き続き、重点整備地区として指定し、区域を拡大します。

2-3 生活関連施設の設定

- 下表に示す施設を生活関連施設の候補とし、各地区における立地状況を勘案して、具体的な生活関連施設を設定します。

種類	対象範囲	
公共交通	旅客施設	一日平均3,000人以上の乗降がある鉄道駅
建築物	公共・公益施設	区役所本庁舎・地域庁舎・特別出張所、税務署、警察署、郵便局・銀行等
	福祉・医療施設	高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、病院等
	文化・教養施設	図書館、区民センター、文化センター等
	教育施設	公立小学校、公立中学校等
	スポーツ施設	総合体育館
	商業施設	店舗面積500㎡以上の小売店
	宿泊施設	都市ホテル(床面積1,000㎡以上のもの)

重点整備地区のイメージ



2-4 生活関連経路の設定

- 以下の条件で設定します。

- 生活関連施設間の経路を対象とします。
- 歩道のある道路を原則とします。
- 鉄道駅またはバス停からの動線と生活関連施設間の移動に配慮した動線を設定します。
- 生活関連施設の出入口は、生活関連経路と接道するようにします。

2-5 重点整備地区における生活関連施設と生活関連経路

- 蒲田駅・大森駅・さぼーとびあ周辺地区において、右図のとおり設定します。

▶ 主な改定内容

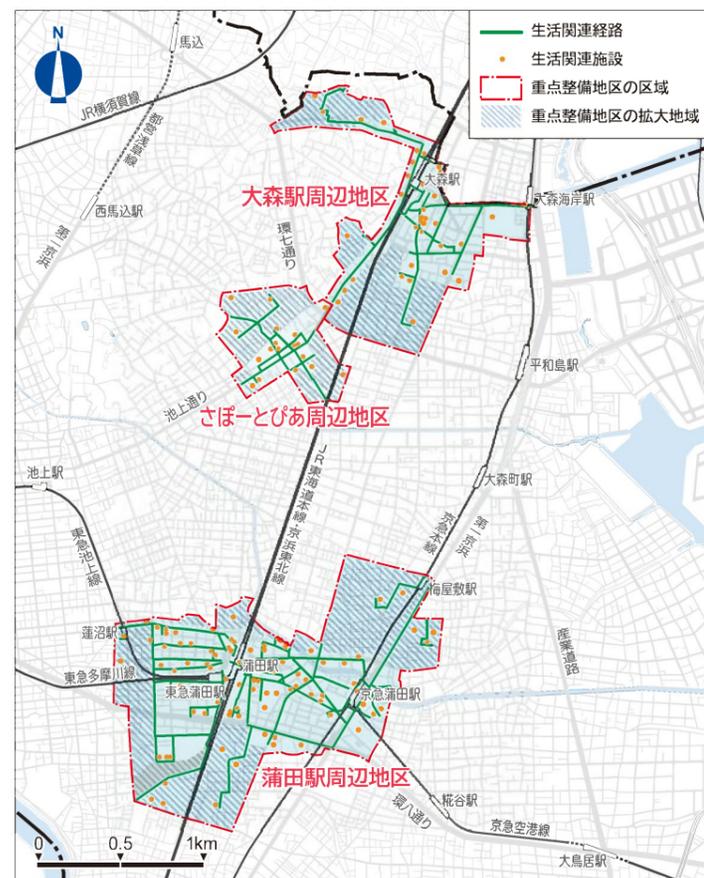
UPDATE

- 重点整備地区の区域は、3地区合計で約152haから約307haの約2倍に拡大します。
- 生活関連施設に教育施設(公立小・中学校等)を追加します。



音声コード

重点整備地区における生活関連施設と生活関連経路



第3章 バリアフリーに関する課題の整理

3-1 区民部会・事業者部会による検討の流れ

- バリアフリーに関する意見を聴取し、課題を整理しました。

区民部会・事業者部会における検討の流れ

第1回区民部会(令和3年10月19日)

- まち歩き点検の進め方
- 点検のポイント 等

【まち歩き点検】

- 蒲田駅周辺地区(10月28日)
- 大森駅周辺地区(11月9日)
- さぼーとびあ周辺地区(11月9日)

第2回区民部会(令和3年12月20日)

- まち歩き点検の振り返り
- バリアフリーの課題整理 等

第1回事業者部会(令和4年3月3日、4月13日)

- 特定事業等の案を作成

第3回区民部会(令和4年6月8日)

- 特定事業等案の確認
- 利用者ニーズに応える取組の検討

第2回事業者部会(令和4年7月7日)

- 特定事業等の改善検討
- 特定事業計画の作成依頼

第4回区民部会(令和4年9月9日)

- 骨子案について報告
- 特定事業等の結果報告

3-2 まち歩き点検を踏まえた主な意見と課題

- 利用者の視点で、バリアフリーに関する課題を抽出しました。主な意見として、トイレへのカーテンの設置等があげられます。

3-3 利用者ニーズに応える取組に関する検討

- 施設等の利便性・安全性の向上を図ることを目的とした「利用者ニーズに応える取組案」を検討しました。

区民部会の様子



第4章 基本的な取組方針

- 第3章を踏まえ、重点整備地区である蒲田駅・大森駅・さぼーとびあ周辺地区におけるバリアフリー化推進に向けた基本的な取組方針を定めます。

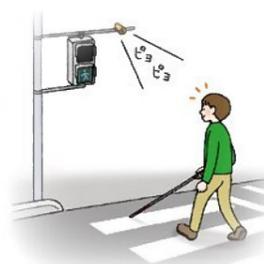
4-1 施設と経路のバリアフリー化の取組方針

- 鉄道駅やバス乗り場等の公共交通、道路、建築物のバリアフリー化の取組方針を示します。

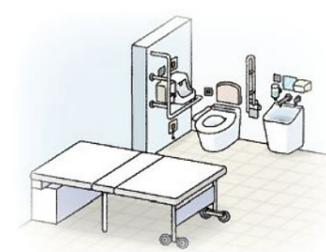
誘導用ブロックの設置



音響式信号機の設置



トイレの整備



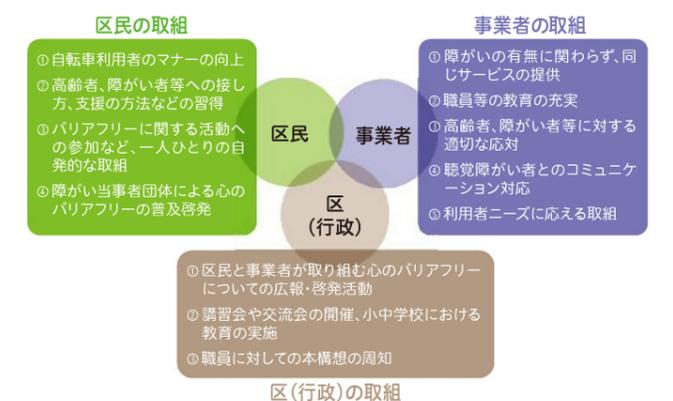
エレベーターの設置



4-2 心のバリアフリーに関する取組方針

- 心のバリアフリーを推進するための取組方針を示します。

区民・事業者・区(行政)が連携した心のバリアフリーの推進



▶ 主な改定内容

NEW

- 新たに「心のバリアフリーに関する取組方針」を設定します。



音声コード

「大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プラン」の改定にあたって

調整中

令和5年3月

大田区長

目次

第1章	おおた街なか“すいすい”プランの改定	1
1-1	これまでの経緯及び成果.....	1
1-2	改定の背景と目的.....	3
1-3	おおた街なか“すいすい”プランの位置づけ.....	5
1-4	計画期間と計画の目標.....	7
1-5	検討体制と改定までの検討の流れ.....	8
第2章	重点整備地区の設定	10
2-1	バリアフリー基本構想制度の概要.....	10
2-2	重点整備地区の位置及び区域.....	11
2-3	生活関連施設の設定.....	13
2-4	生活関連経路の設定.....	14
2-5	重点整備地区における生活関連施設と生活関連経路.....	14
第3章	バリアフリーに関する課題の整理	18
3-1	区民部会・事業者部会による検討の流れ.....	18
3-2	まち歩き点検を踏まえた主な意見と課題.....	19
3-3	利用者ニーズに応える取組に関する検討.....	25
第4章	基本的な取組方針	27
4-1	施設と経路のバリアフリー化の取組方針.....	27
4-2	心のバリアフリーに関する取組方針.....	30
第5章	特定事業等の設定	33
5-1	特定事業等の概要.....	33
5-1-1	はじめに.....	33
5-1-2	特定事業の設定の方針.....	37
5-2	蒲田駅周辺地区における特定事業等.....	40
5-2-1	特定事業・その他の事業.....	40
5-2-2	今後実施すべき事項.....	51
5-3	大森駅周辺地区における特定事業等.....	58
5-3-1	特定事業・その他の事業.....	58
5-3-2	今後実施すべき事項.....	64
5-4	さぽーとぴあ周辺地区における特定事業等.....	67
5-4-1	特定事業・その他の事業.....	67
5-4-2	今後実施すべき事項.....	73
第6章	本構想の推進に向けて	75
参考資料	79
資料1	まち歩き点検のまとめ.....	79
資料2	事業者アンケートのまとめ.....	105
資料3	旧基本構想による特定事業の進捗状況.....	108
資料4	大田区移動等円滑化推進協議会設置要綱・委員名簿.....	110
資料5	改定までの検討経過.....	113
資料6	用語解説.....	115

○「障害」と「障がい」の表記について

法令等に基づくものや一般的に漢字で表記した方がわかりやすいものは「障害」を使用し、それ以外は「障がい」と表記しています。

第1章 おおた街なか“すいすい”プランの改定

1-1 これまでの経緯及び成果

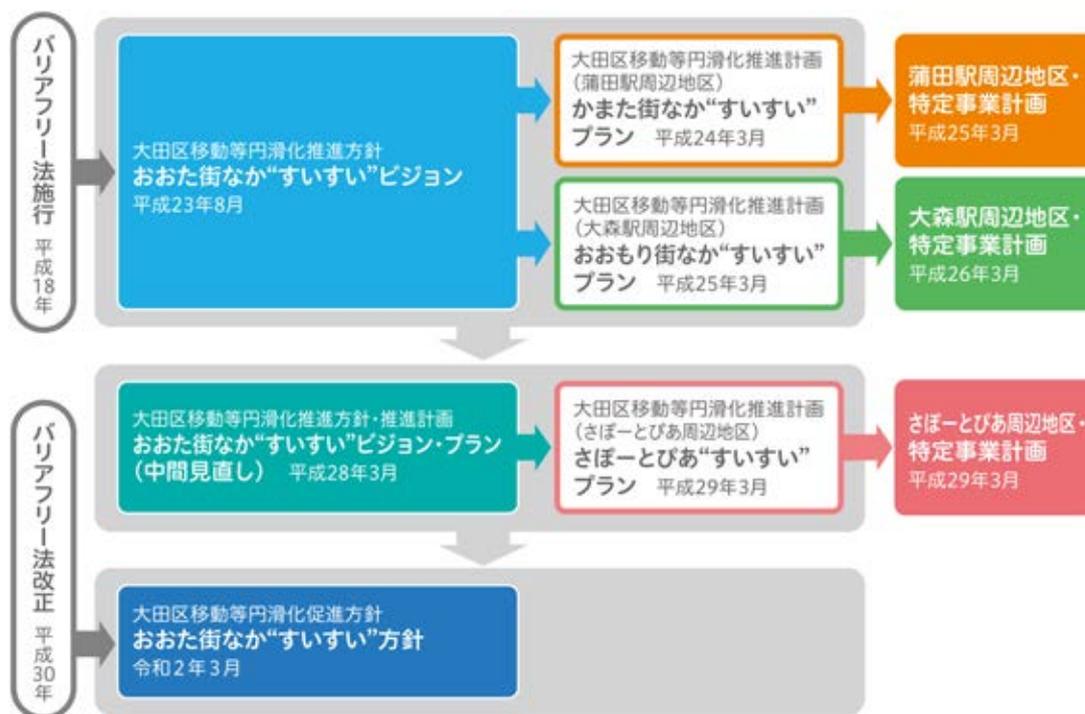
(1) これまでの経緯

大田区は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称バリアフリー法）」の趣旨を踏まえ、多くの人が集まる拠点となる地域での移動等円滑化（※）を推進するため、平成23（2011）年度から平成24（2012）年度にかけ、「大田区移動等円滑化推進方針 おおた街なか“すいすい”ビジョン」を策定し、それを踏まえ「大田区移動等円滑化推進計画 かまた街なか“すいすい”プラン」と「大田区移動等円滑化推進計画 おおもり街なか“すいすい”プラン」を策定しました。また、推進計画で示した事業を計画的かつ着実に実施するため「特定事業計画」を作成しました。

その後、平成27（2015）年度には、移動等円滑化をより一層推進するため、“すいすい”ビジョン・プランの中間見直しを行い、それを踏まえ、平成28（2016）年度に障がい者総合サポートセンター（さぼーとぴあ）周辺を対象に、「大田区移動等円滑化推進計画 さぼーとぴあ“すいすい”プラン」を策定し、「特定事業計画」を作成しました。

さらに、平成30（2018）年のバリアフリー法改正を踏まえ、令和元（2019）年度には、“すいすい”ビジョン・プランをさらに見直し、区全体の移動等円滑化の方針を示した「大田区移動等円滑化促進方針 おおた街なか“すいすい”方針」を策定しました。

図 移動等円滑化の推進に関わる方針・計画等の策定経緯



※ 移動等円滑化：バリアフリー法において、「高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること」と定義しています。

(2) これまでの成果

これまでの“すいすい”プラン（蒲田駅・大森駅・さぼーとぴあ周辺地区）では、基本的な取組方針に基づき、各事業者が取り組む事業（特定事業）を設定し、重点整備地区におけるバリアフリー化を推進してきました。

その成果と課題は、以下のとおりです。

表 特定事業の進捗状況

【蒲田駅周辺地区】

	令和2（2020）年度まで			継続実施	合計
	完了	着手済	未実施		
事業数 (進捗率)	100 (70.4%)	11 (7.7%)	16 (11.3%)	15 (10.6%)	142

【大森駅周辺地区】

	令和2（2020）年度まで			継続実施	合計
	完了	着手済	未実施		
事業数 (進捗率)	54 (75.0%)	8 (11.1%)	5 (6.9%)	5 (6.9%)	72

【さぼーとぴあ周辺地区】

	令和2（2020）年度まで			継続実施	合計
	完了	着手済	未実施		
事業数 (進捗率)	8 (47.0%)	6 (35.3%)	1 (5.9%)	2 (11.8%)	17

成果

◆蒲田駅、大森駅及びさぼーとぴあ周辺地区を重点整備地区と定め、生活関連施設及び生活関連経路におけるバリアフリー化を推進した。

- ・蒲田駅周辺地区：事業進捗率88.7%（※）
- ・大森駅周辺地区：事業進捗率93.0%
- ・さぼーとぴあ周辺地区：事業進捗率94.1%

課題

◆既存建物の構造等の理由によりハード整備の対応が困難（未実施）な事業がある。

※ 事業進捗率は、未実施以外の事業進捗率を合計して算出しています。

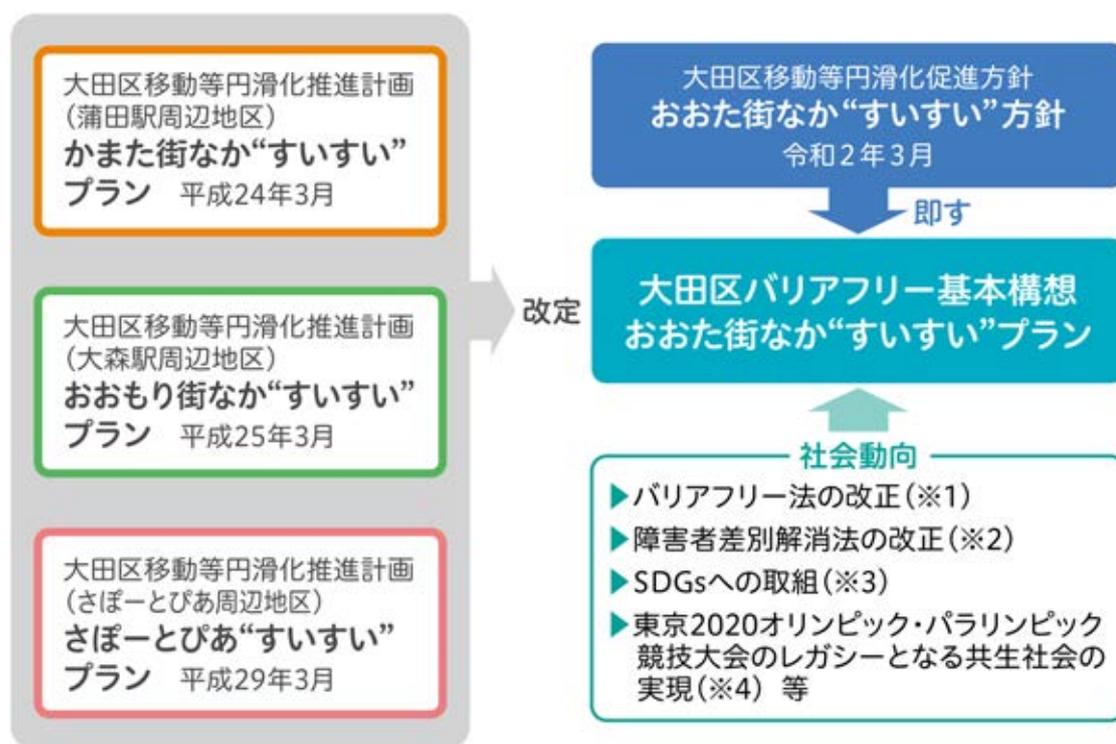
1-2 改定の背景と目的

(1) 改定の背景

従前の“すいすい”プラン（蒲田駅・大森駅・さぼーとぴあ周辺地区）の目標年次である令和2（2020）年度の到達にあたり、これまでの事業の実施状況を検証・評価し、今後の方針について定めることが必要です。

また、バリアフリー法や障害者差別解消法の改正、SDGsへの取組、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとなる共生社会の実現など、社会動向を踏まえ、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化をより一層推進することが必要です。

図 おおた街なか“すいすい”プランの改定



※1 バリアフリー法の改正：心のバリアフリーを始めとするソフト面の対策強化が示されました。

※2 障害者差別解消法の改正：民間事業者における合理的配慮の提供を義務付ける法改正が、令和3（2021）年5月に成立し、公布日である令和3（2021）年6月4日から起算して3年以内に施行されます。都内事業者については「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平成30（2018）年10月施行）」により合理的配慮の提供が義務化されています。

※3 SDGsへの取組：平成27（2015）年に、国連本部において採択された持続可能な開発目標SDGsは、持続的な発展を目指し、社会、経済、環境の3つのバランスを取りながら、令和12（2030）年までに実現しようとする国際社会の目標です。17のゴールが具体的な開発目標として挙げられ、様々な公共政策だけでなく、民間の活動においてもこの開発目標に配慮することが求められており、世界でその取組が進んでいます。

※4 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとなる共生社会の実現：東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会でのパラリンピアンとの交流を契機に、障がいの有無に関わらず誰もが暮らしやすい「共生社会」の実現に向けた取組を実施する自治体を「共生社会ホストタウン」といいます。大会後も、共生社会ホストタウンを中心に、全国各地でユニバーサルデザインの街づくりや心のバリアフリーに関する取組が進められており、その支援を国土交通省が主導的に行っています。

(2) 改定の目的

改定にあたって、バリアフリー法で新たに位置づけられた教育啓発特定事業や合理的配慮の考え方等を踏まえ、心のバリアフリーや情報伝達、人的対応・接遇、維持管理等の取組を拡充します。また、区民・事業者・区（行政）等との連携・協力のもと効果的な施策を展開するため、バリアフリー法に基づき、地区単位でのバリアフリー化の取組を示す大田区バリアフリー基本構想おおた街なか“すいすい”プランを定めます。

(3) 改定のポイント

従前の“すいすい”プラン（蒲田駅・大森駅・さぼーとぴあ周辺地区）からの改定のポイントは、以下の4つです。

①重点整備地区の区域の拡大 Update

従前の重点整備地区（蒲田駅・大森駅・さぼーとぴあ周辺地区）を中心に500m～1km程度の徒歩圏内を対象として、区域を拡大します。

②生活関連施設の拡充 Update

従前の生活関連施設に加えて、バリアフリー法の改正を踏まえ、「教育施設（公立小・中学校等）」を新たに位置づけます。

③教育啓発特定事業の追加 New

心のバリアフリーの取組を推進するため、バリアフリー法の改正において新たに創設された「教育啓発特定事業」を設定します。

④利用者ニーズに応える取組の実施 New

各事業者は、障がいのある方などから何らかの配慮を求める意思の表明があった場合、ハード整備の実施だけでなく、合理的配慮（※）として「利用者ニーズに応える取組」についても並行して行い、施設等の利便性・安全性の向上を図るとともに、ハードとソフト両輪によるバリアフリー整備を推進します。

※ 合理的配慮：障害者差別解消法では、障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められています。また、都内事業者については、「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平成30（2018）年10月施行）」により、合理的配慮の提供をしなければならない義務として定められています。

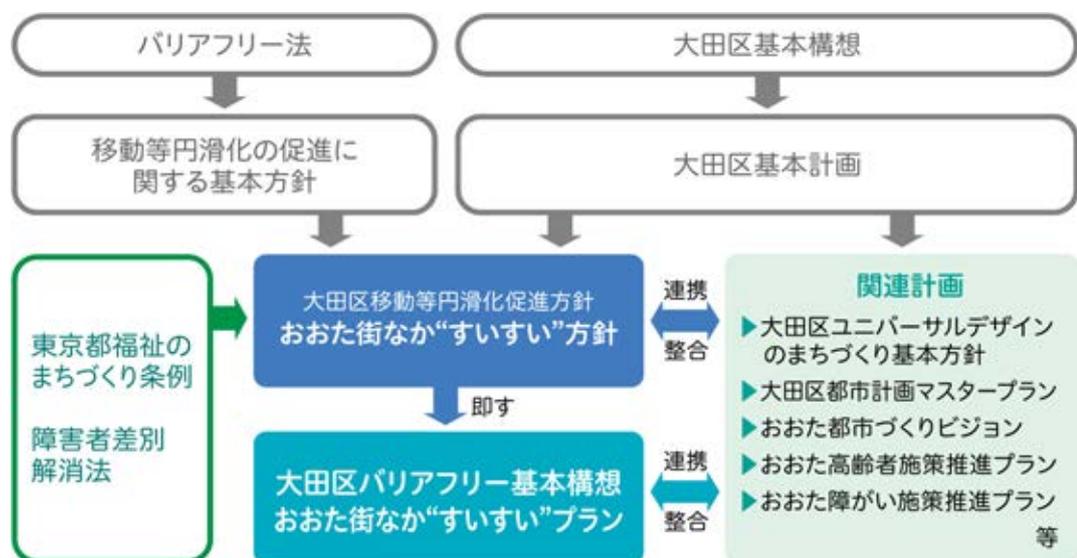
1-3 おおた街なか“すいすい”プランの位置づけ

(1) 位置づけ

大田区バリアフリー基本構想おおた街なか“すいすい”プランは、バリアフリー法に基づき、重点整備地区を対象とした面的・一体的なバリアフリー化を進めるための指針を示すものです。

また、区の上位計画である大田区基本構想・基本計画、大田区移動等円滑化促進方針おおた街なか“すいすい”方針に即すとともに、大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針や区に関連する分野別計画等との連携・整合に留意し、定めます。

図 おおた街なか“すいすい”プランの位置づけ



(2) SDGsとの関係

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは、平成27 (2015) 年に国連本部において全会一致で採択された、持続的な発展を目指し、社会、経済、環境の3つのバランスを取りながら、令和12 (2030) 年までに実現しようとする国際社会の目標です。

17のゴールが具体的な開発目標として挙げられ、様々な公共政策だけでなく、民間の活動においてもこの開発目標に配慮することが求められており、世界でその取組が進んでいます。

「誰一人取り残さない」というSDGs原則の下、大田区バリアフリー基本構想おおた街なか“すいすい”プランにおいては、目標3・5・10・11・17と特に密接に関連しています。

図 国連開発計画(UNDP)が掲げる17の持続可能な開発目標(SDGs)



図 おおた街なか“すいすい”プランと密接に関係するゴール

目標3 すべての人に健康と福祉を



重点整備地区のバリアフリー化を推進することにより、だれもがより活動的に暮らせるまちづくりを進めます。

目標5 ジェンダー平等を実現しよう



男性の哺乳びんによる授乳やおむつ替えに配慮した施設や設備など、子育て支援環境の整備を進め、家事育児における男女差を改善します。

目標10 人や国の不平等をなくそう



心のバリアフリーの取組を推進することにより、偏見や差別をなくし、不公平・不平等のないまちづくりを進めます。

目標11 住み続けられるまちづくりを



重点整備地区において、だれもが安全かつ円滑に公共交通機関及び生活関連施設を利用できるようにします。

目標17 パートナーシップで目標を達成しよう

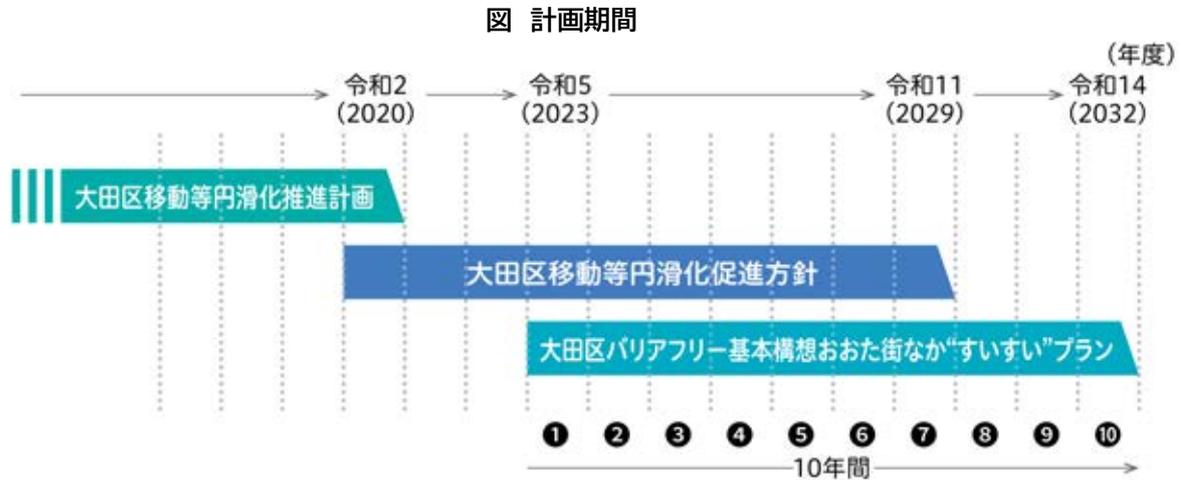


目標を達成するために、区民・事業者・NPO・区(行政)との協働・連携を推進します。

1-4 計画期間と計画の目標

(1) 計画期間

大田区バリアフリー基本構想おおた街なか“すいすい”プランの計画期間は、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とします。



(2) 計画の目標

大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針において定める、目指すべき将来のまちの姿である「やさしさが広がり、だれもが安心して快適にすごせるまち おおた」に基づき、区民をはじめとする利用者の声に可能な限り応えた、「移動しや“すい”みち、使いや“すい”施設でみたされるまち おおた」の実現を目指します。

図 計画の目標



(3) バリアフリーとユニバーサルデザイン

大田区ユニバーサルデザインのまちづくりの基本方針では、ユニバーサルデザインについて、「あらかじめ障がいの有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように考えて、都市や生活環境をデザインすること」と定めてい

ます。バリアフリーは、ものや施設についてバリア（障壁）となるものを取り除くという考え方ですが、ユニバーサルデザインは、誰もがより使いやすいものや施設・サービス等を生み出していくという考え方です。

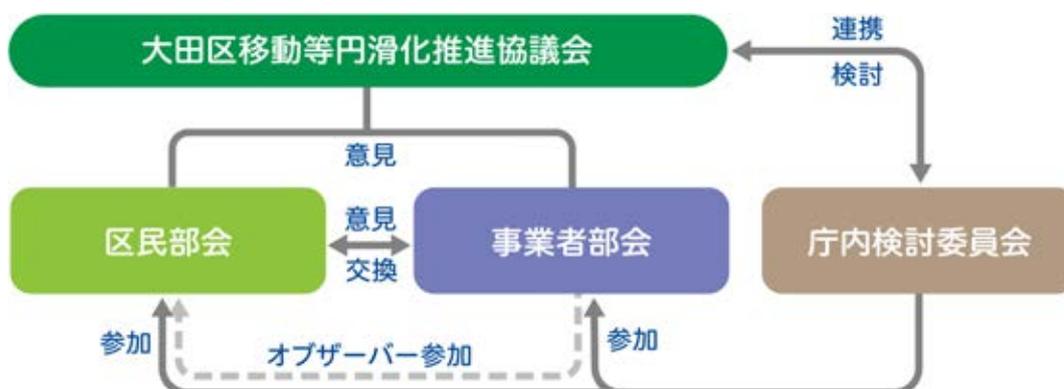
本構想では、まず、障がい者、高齢者、妊婦や子ども連れの方などに主な焦点を当て、そうした方々の移動や施設の利用においてバリアとなるものを除去する（バリアフリー）とともに、新しいバリアが生じないように、誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方（ユニバーサルデザイン）も併せ、計画の目標を実現していきます。

1-5 検討体制と改定までの検討の流れ

大田区移動等円滑化推進協議会を中心として、区民部会、事業者部会、庁内検討委員会を設置し、区民と事業者、区が意見を交換しつつ改定のための検討を行いました。

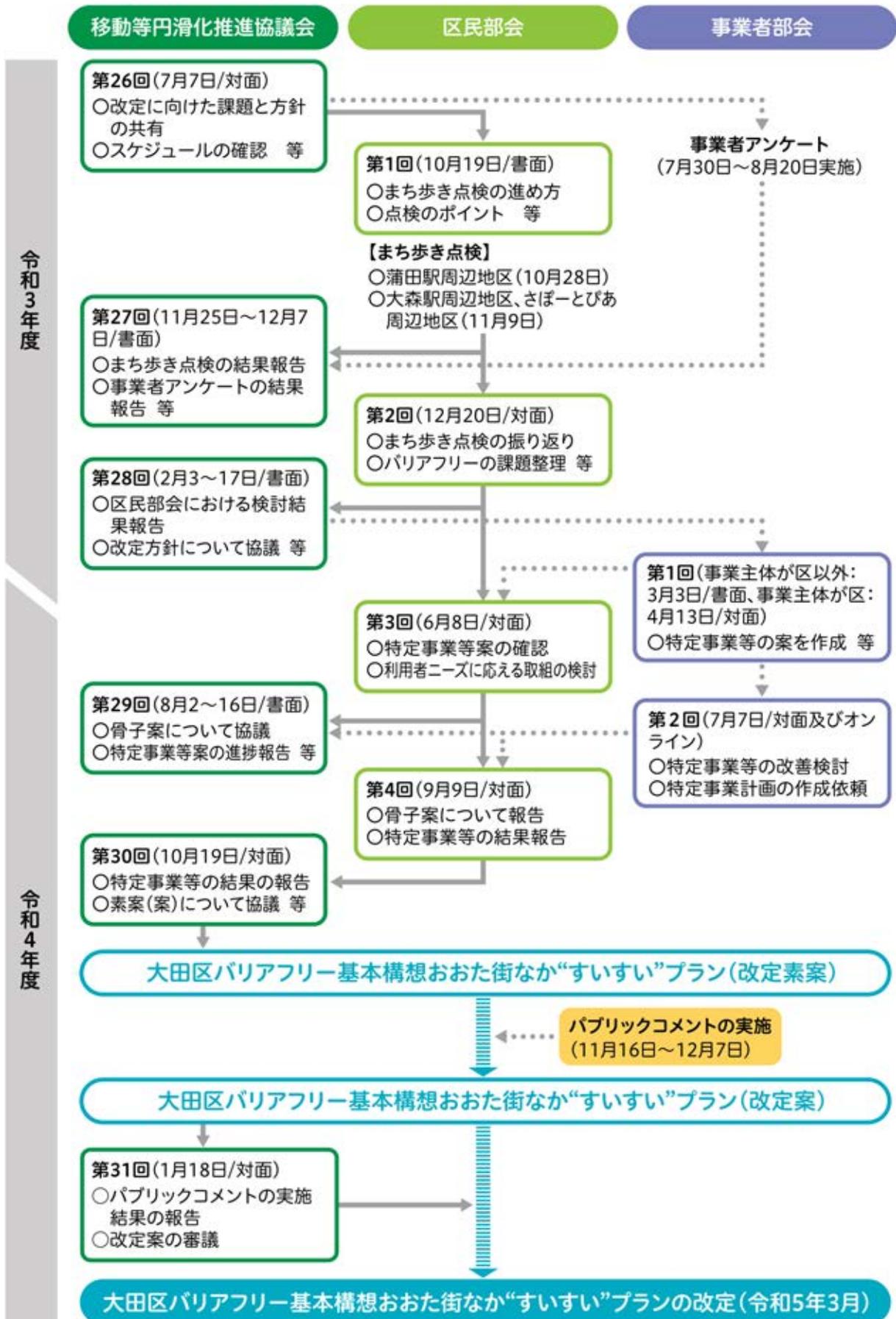
改定までの検討の流れは、次ページのとおりです。

図 検討体制



- 大田区移動等円滑化推進協議会：高齢者や障がい者等を含む区民、関係事業者、学識経験者及び区等により構成される組織
- 区民部会：検討にあたって、利用者の視点で課題を抽出し、改善策を提案する部会
- 事業者部会：施設や道路、心のバリアフリー等に関する課題の解決策を検討する部会
- 庁内検討委員会：区役所内の関係各課で構成し、区役所内の調整を行う組織

図 改定までの検討の流れ



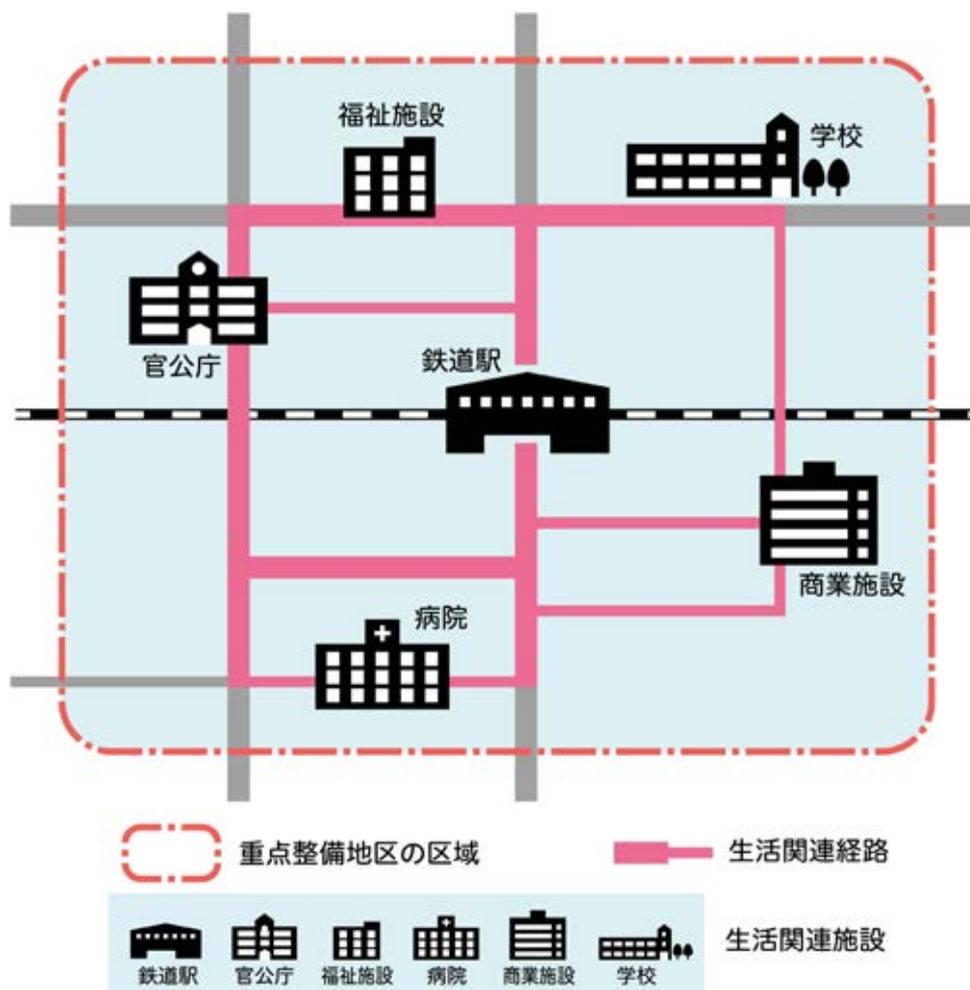
第2章 重点整備地区の設定

2-1 バリアフリー基本構想制度の概要

バリアフリー法における基本構想は、鉄道駅を中心とした地区や高齢者、障がい者が利用する施設が集まった地区等（「重点整備地区」）において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、区市町村が作成するもので、重点整備地区における移動の連続性の観点から「面的・一体的なバリアフリー化」を図ることをねらいとしたものです。主に以下の内容を定めます。

重点整備地区	重点的かつ一体的にバリアフリー化を進める地区
生活関連施設	バリアフリー化の対象とする施設
生活関連経路	生活関連施設間を結ぶバリアフリー化の対象とする経路
基本的な取組方針	生活関連施設と生活関連経路のバリアフリー化、心のバリアフリーを進めるための取組方針
特定事業	取組方針に基づき、関係事業者がバリアフリー化を具体化するために取り組む事業

図 重点整備地区のイメージ



2-2 重点整備地区の位置及び区域

(1) 位置

従前の重点整備地区である蒲田駅周辺地区、大森駅周辺地区、さぼーとびあ周辺地区を、引き続き、重点整備地区として設定します。

(2) 区域

重点整備地区の区域は、下表に示すバリアフリー法の要件等を踏まえ、設定します。

表 「移動等円滑化促進地区」と「重点整備地区」の要件等

	移動等円滑化促進地区	重点整備地区
要件	<ul style="list-style-type: none"> 生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区 生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区 バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区 	<ul style="list-style-type: none"> 生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区 生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区 バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区
境界	<ul style="list-style-type: none"> 地区の境界は、町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって明確に表示 	

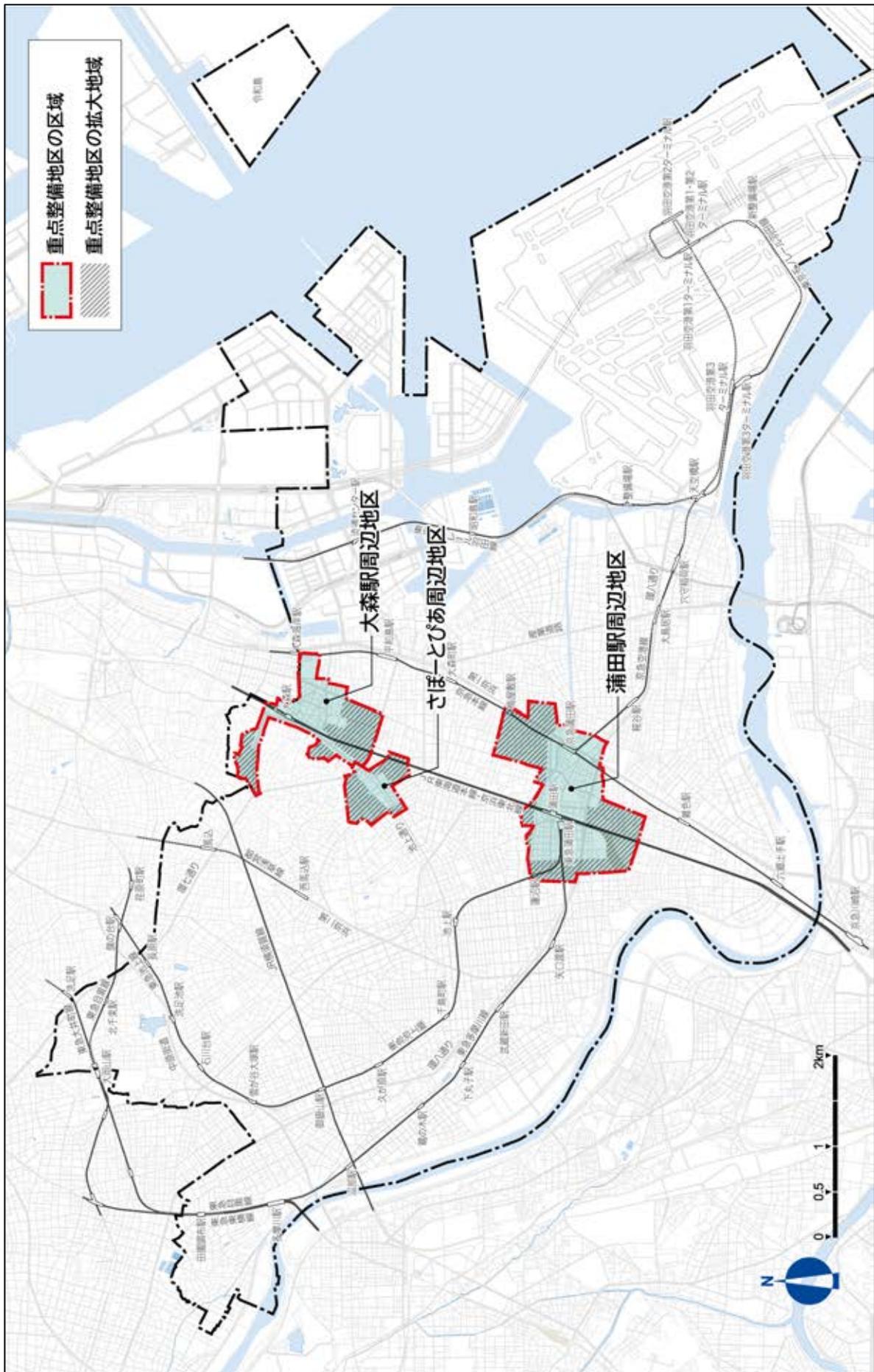
また、大田区移動等円滑化促進方針おおた街なか“すいすい”方針（令和2（2020）年3月策定）で定めた区域（移動等円滑化促進地区）を基準として拡大します。

改定後の面積については、3地区計で改定前の約2倍となります。

表 重点整備地区の面積の拡大

	改定後 (a)	改定前 (b)	a/b (倍率)
蒲田駅周辺地区	約183ha	約92ha	2.0
大森駅周辺地区	約86ha	約48ha	1.8
さぼーとびあ周辺地区	約38ha	約12ha	3.2
3地区計	約307ha	約152ha	2.0

図 重点整備地区の位置及び区域



2-3 生活関連施設の設定

生活関連施設は、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設であり、優先してバリアフリー化を図る施設です。

生活関連施設の設定条件については、大田区移動等円滑化促進方針おおた街なか“すいすい”方針（令和2（2020）年3月改定）及びバリアフリー法の改正内容（※）を踏まえて、下表に示すとおり定めます。

表 生活関連施設の設定条件及び地区別施設数

設定条件			地区別施設数（施設）		
種類	対象範囲		蒲田駅周辺地区	大森駅周辺地区	さぼーとびあ周辺地区
公共交通	旅客施設	一日平均3,000人以上の乗降がある鉄道駅	5	1	0
建築物	公共・公益施設	区役所本庁舎・地域庁舎・特別出張所、税務署、警察署、郵便局・銀行等	14	5	3
	福祉・医療施設	高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、病院等	8	3	5
	文化・教養施設	図書館、区民センター、文化センター等	7	6	3
	教育施設	公立小学校、公立中学校等	7	2	3
	スポーツ施設	総合体育館	1	0	0
	商業施設	店舗面積500㎡以上の小売店	6	2	0
	宿泊施設	都市ホテル（床面積1,000㎡以上のもの）	8	1	0
計			56	20	14



新宿小学校



大森地域庁舎

※ バリアフリー法の改正内容：バリアフリー基準適合義務の対象施設に、公立の小・中学校等が追加されました。

2-4 生活関連経路の設定

生活関連経路は、生活関連施設の間を結ぶ経路であり、優先してバリアフリー化を図る経路です。

生活関連経路の設定条件については、下表に示すとおり定めます。

表 生活関連経路の設定条件及び地区別経路の距離

設定条件	地区別経路の距離 (km)		
	蒲田駅周辺地区	大森駅周辺地区	さぼーとぴあ周辺地区
<ul style="list-style-type: none"> ○生活関連施設間の経路を対象とします。 ○歩道のある道路を原則とします。 ○鉄道駅またはバス停からの動線と生活関連施設間の移動に配慮した動線を設定します。 ○生活関連施設の出入口は、生活関連経路と接道するようにします。 	14.4	5.8	3.2



新宿小学校前の道路



入新井第二小学校前の道路

2-5 重点整備地区における生活関連施設と生活関連経路

2-3及び2-4における設定条件を踏まえ、次ページ以降に各重点整備地区（蒲田駅周辺地区、大森駅周辺地区、さぼーとぴあ周辺地区）における生活関連施設と生活関連経路を示します。

図 重点整備地区・蒲田駅周辺地区

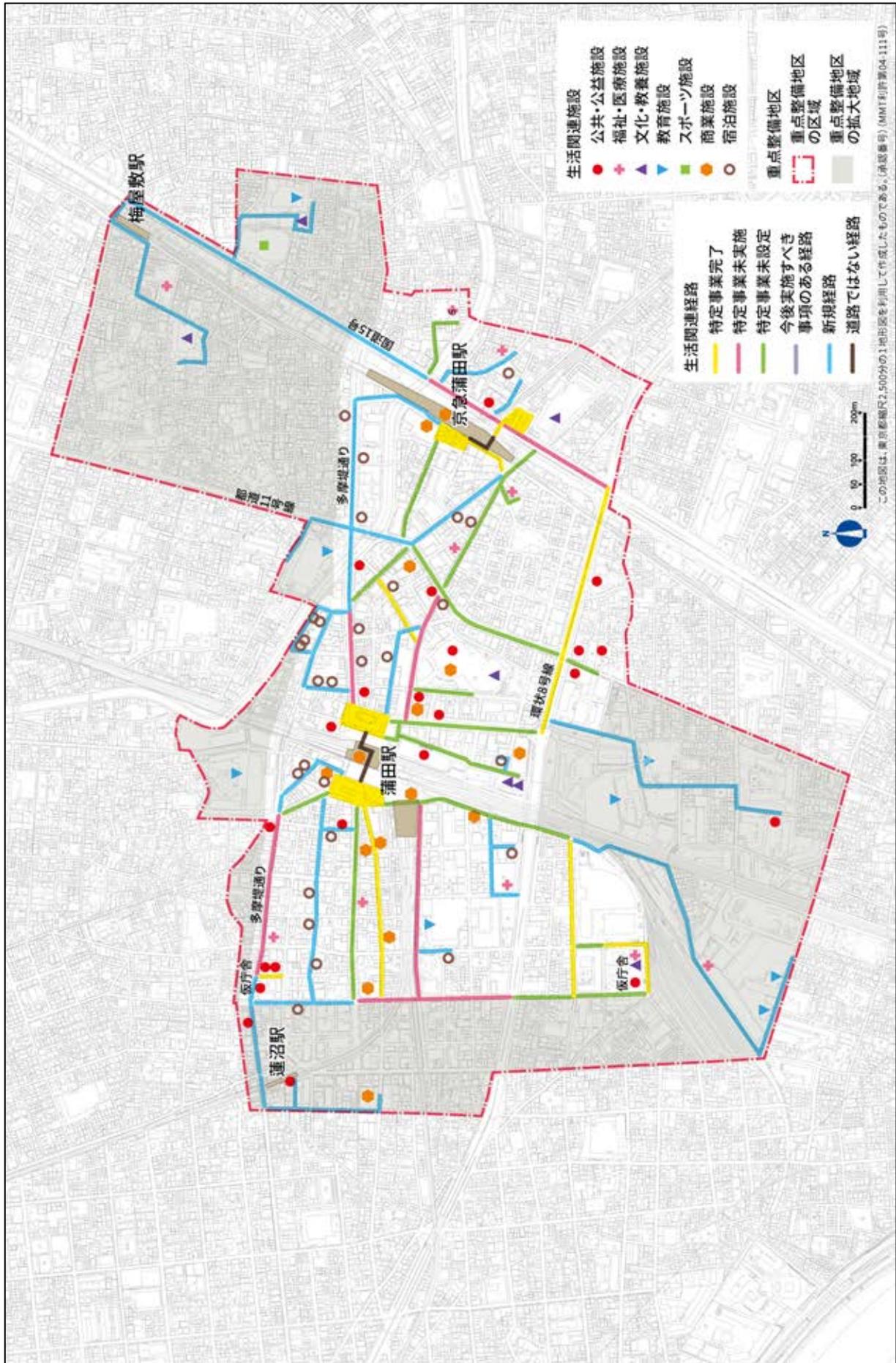


図 重点整備地区・大森駅周辺地区

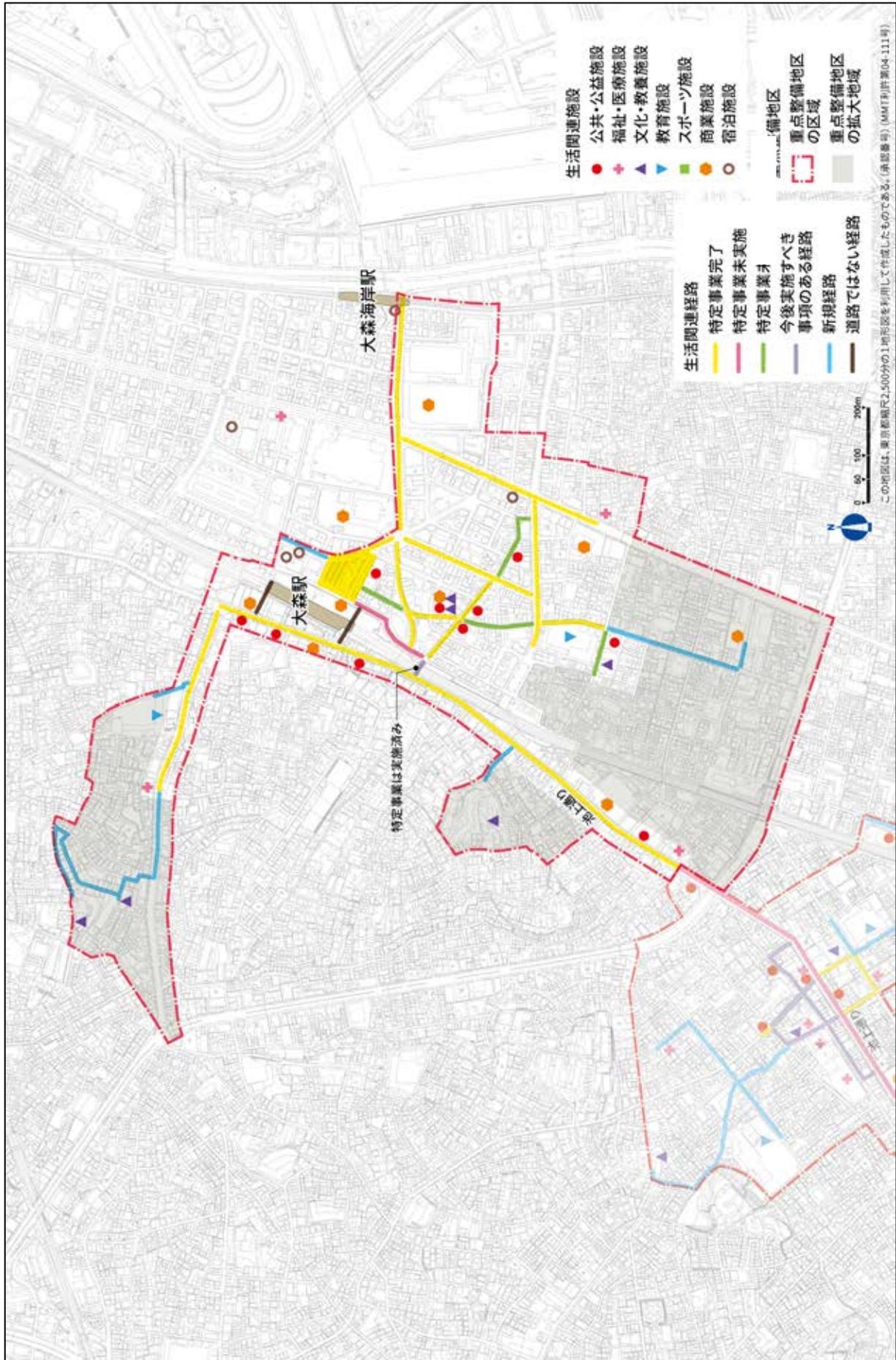
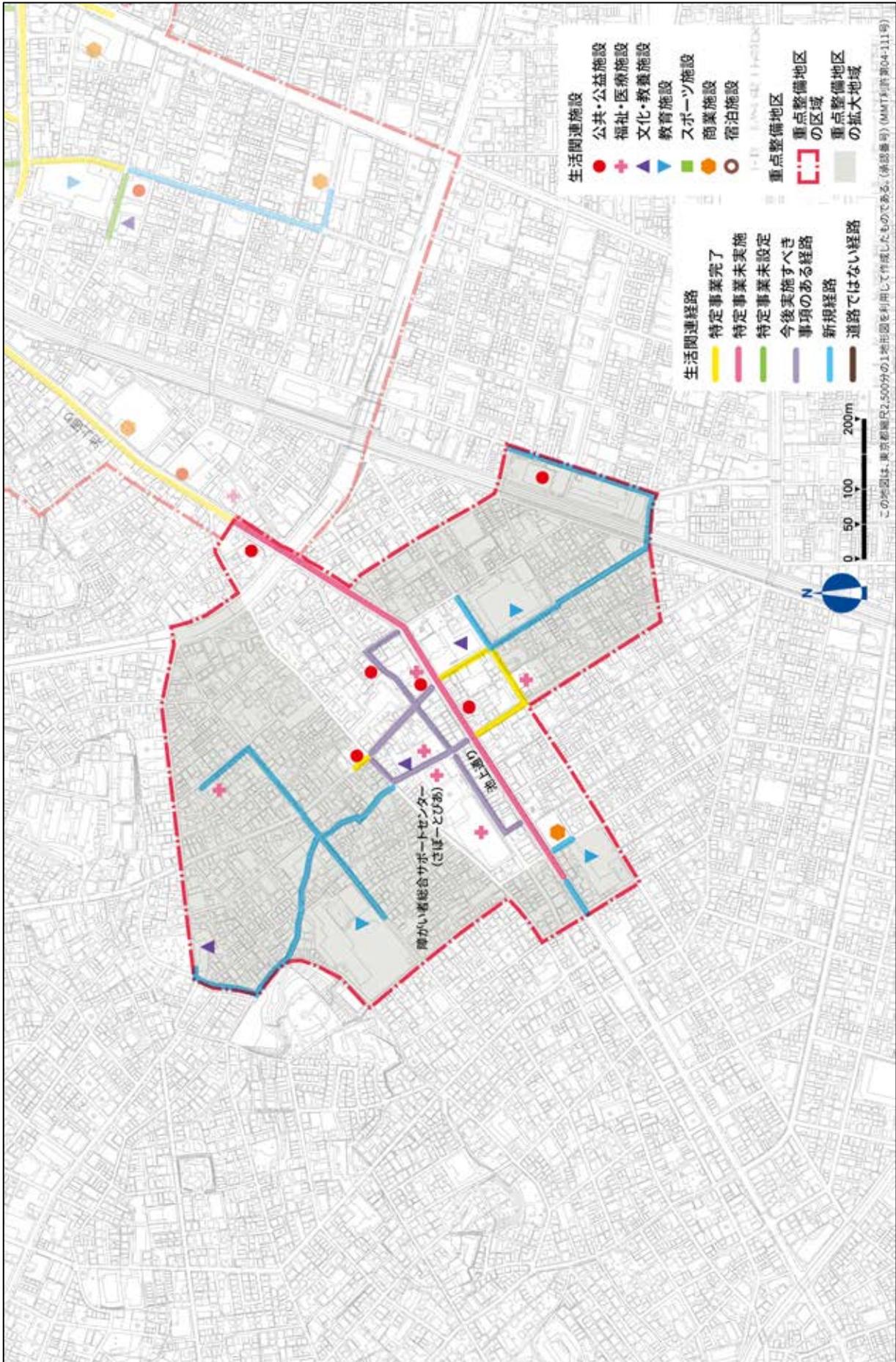


図 重点整備地区・さぼーとぴあ周辺地区



第3章 バリアフリーに関する課題の整理

バリアフリーに関する課題を整理し、その対応策を検討するため、区民部会及び事業者部会を開催しました。その検討結果は、以下のとおりです。

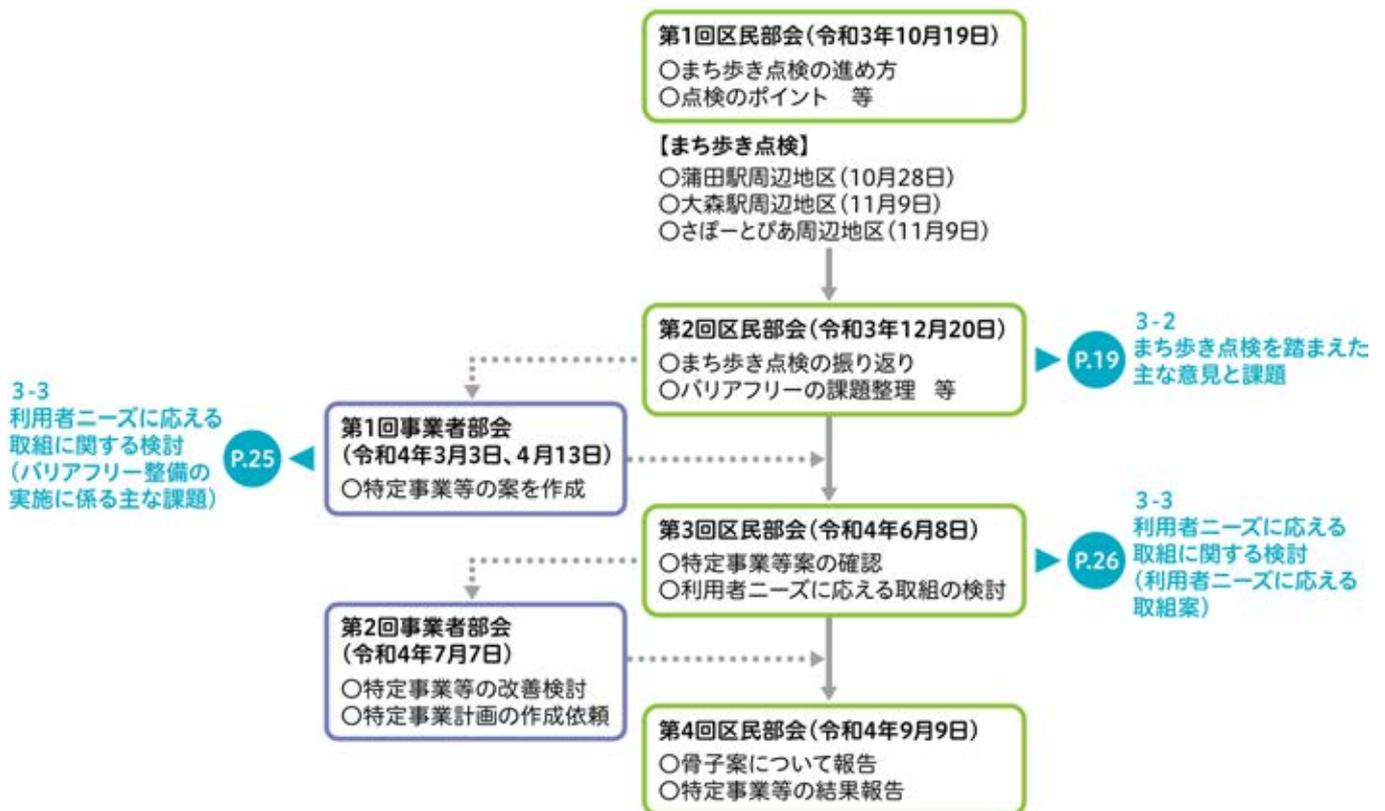
3-1 区民部会・事業者部会による検討の流れ

令和3（2021）年10月の第1回区民部会において、まち歩き点検の進め方やポイントの確認を行い、同年10・11月にまち歩き点検を行いました。その結果を踏まえ同年12月の第2回区民部会で、まち歩き点検の振り返りを行うとともに、バリアフリーに関するハード・ソフト両面の課題整理を行いました。

その課題整理をもとに、事業者部会において、特定事業等の案を作成し、令和4（2022）年6月の第3回区民部会で、特定事業等の案の確認を行い、事業者から対応困難と回答のあった事業について代替案を検討しました。

さらに、その代替案について事業者部会で検討を行い、令和4（2022）年9月の第4回区民部会で、事業者による検討結果の報告を受け、これについて確認しました。

図 区民部会・事業者部会による検討の流れ



3-2 まち歩き点検を踏まえた主な意見と課題

まち歩き点検及び区民部会における意見を踏まえ、バリアフリーに関する課題を整理しました。主な意見と課題は、以下のとおりです。



区民部会の様子



区民部会における主な意見

(1) 鉄道駅

- 一つの駅において、ホームドアの有無は統一されていた方が良い。(視覚障がい者)
- 東急線にはセンサー付固定式ホーム柵が設置されているが、可能な限りホームドアを整備してほしい。(知的障がい者の家族)
- 大森駅の北口はエスカレーターやスロープがない。(高齢者)
- 駅でWi-Fiが使えるようにしてほしい。(聴覚障がい者)

【主な課題】

- ホームドア等の設置
- 各方面出入口からホームまでの経路のバリアフリー化
- Wi-Fi等、情報提供環境の改善とその周知



ホームドアが設置されていないプラットホーム



エスカレーターやスロープがない出入口

(2) バス停

- 視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない。(視覚障がい者)
- 屋根が設置されていない。(聴覚障がい者、知的障がい者の家族)
- 屋根がバスの出入口をカバーできていない。(知的障がい者の家族)

【主な課題】

- バス停を示す視覚障がい者誘導用ブロックの改善・設置
- 設置可能な箇所におけるバス停の屋根の改善・設置



視覚障がい者誘導用ブロックが
設置されていないバス停



屋根のないバス停

(3) 道路（交通安全施設を含む）

- 路面に凹凸、段差及び勾配がある。（高齢者）
- グレーチングの隙間が大きく、白杖が溝に挟まる。（視覚障がい者）
- 全体的に狭い道が多く、ガイドヘルパーと並んで歩くことができない。（視覚障がい者）
- 視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない。（視覚障がい者）
- エスコートゾーンや音響式信号機が設置されていない。（視覚障がい者）
- 電柱や植栽等、歩道に障がい物がある。（高齢者、肢体不自由者、視覚障がい者）
- 歩道がない道路について、ペンキ等の足ざわりで白線の内と外がわかると良い。（視覚障がい者）

【主な課題】

- 道路の維持管理・保全
- 歩道の路面の凹凸、段差及び勾配の改善
- 歩道の有効幅員の確保
- 視覚障がい者誘導用ブロックの改善・設置
- エスコートゾーン・音響式信号機の設置
- 看板・商品等、歩道の障がい物の排除
- 歩道がない道路での歩行空間の改善



歩道と車道の境にある段差



白杖が溝に挟まるグレーチングの大きい隙間

(4) 建築物

- 段差等により、道路から建物出入口までの経路がバリアフリー化されていない。(車いす使用者)
- 道路から受付までの視覚障がい者誘導用ブロックがない。(視覚障がい者)
- オストメイト用設備がない。(高齢者、精神障がい者の家族)
- 一般トイレに聴覚障がい者向けの非常時を知らせるランプがない。(聴覚障がい者)
- 車いす使用者用トイレに異性介助のためのカーテンがない。(肢体不自由者、知的障がい者の家族)
- トイレのマークは共通なものにしてほしい。デザインされたものはわかりにくい。(高齢者、知的障がい者の家族)
- ベビーチェアやベビーベッドがない。(高齢者)

【主な課題】

- 道路から建物出入口までの経路のバリアフリー化
- 視覚障がい者誘導用ブロックの適切な設置
- オストメイト対応トイレの設置
- トイレで緊急事態を知らせるフラッシュライトの設置
- トイレでの異性介助のための設備の改善
- サインの見やすさ、わかりやすさの改善
- 子育て支援環境の整備



段差のある出入口



見にくいトイレのサイン

(5) 人的対応・サービス【ソフト面】について

- 駅や施設に、筆談用具が用意されていない。また、用意されている場合でも、その旨の表示がない。(聴覚障がい者)
- ハザードマップに掲載されている施設について、バリアフリー情報を表記してほしい。ホームページでは見られるが、利用環境がない場合もある。(高齢者、知的障がい者の家族)
- 各施設に、何かわからないことがある場合は、聞くことのできるコーナーがあると良い。(高齢者、精神障がい者の家族)
- 駅構内を案内してもらいたいですが、駅員が少なく、待たされる場合がある。(視覚障がい者)

【主な課題】

- 筆談用具及び表示の設置
- 受付や窓口等における高齢者、障がい者等への適切な対応
- 多様な情報へのアクセス手段の確保
- 事故・災害時の障がい者対応の改善



筆談用具はあるが、その旨の表示がない



車いす使用者に適切な対応ができていない受付

(6) 教育や研修等について

- 全ての小学校に、心のバリアフリーの啓発冊子を配布してほしい。(視覚障がい者)
- 従業員に高齢者、障がい者に対する呼びかけの教育をしてほしい。(視覚障がい者)
- 遠隔手話通訳を店舗等で役立ててほしい。(聴覚障がい者)
- 当事者が参加したワークショップで研修を行ってほしい。(知的障がい者の家族)
- 駅等におけるアナウンスの際、障がい者を物扱いはしないでほしい。(知的障がい者の家族)
- スピードを出している自転車が多い。(聴覚障がい者)
- 放置自転車によって歩行空間が減少している。(高齢者)
- 歩行者レーンに自転車が通る等、マナーが悪い。(高齢者、知的障がい者の家族)

【主な課題】

- 心のバリアフリーの普及啓発
- 従業員等に対する接遇教育
- 遠隔手話通訳等、ソフト対応策に関する周知
- 当事者参加による教育・研修の普及促進
- 設備やサービスの改善に関する当事者参加による点検
- 自転車利用のルールとマナーの周知
- 放置自転車対策



視覚障がい者の支援の方法がわからない人



車いす使用者をスピードを出して追い抜く自転車

3-3 利用者ニーズに応える取組に関する検討

3-2で示した区民部会における主な意見と課題を踏まえ、特定事業等の案を作成し、各事業者へ対応の可否について検討を依頼しました。

事業者からの回答の中には、施設の構造等の理由により、バリアフリー整備を実施するまでに時間を要する等の課題がありました。

課題については、PDCAサイクルにより、見直しを継続的に行い、また、特定事業に並行して実施することとして、区民部会において、施設等の利便性・安全性の向上を図ることを目的とした「利用者ニーズに応える取組案」を検討しました。検討結果等は、以下のとおりです。



区民部会の様子（その1）



区民部会の様子（その2）

【バリアフリー整備の実施に係る主な課題】

- 建物の構造上、出入口の幅を広げることができない。
- 建物の構造上、エレベーターを設置できない。
- 車いす使用者用トイレを設置するスペースが確保できない。
- 車いす使用者用トイレ内に、オストメイト用汚物流し、大型ベッドを設置するスペースが不足している。
- 授乳室を設置するスペースが確保できない。
- 大規模な改修が必要となるため、現状では対応できない。
- 時期は未定だが、大規模改修の見込みがあるため、改修前の対応は難しい。

【利用者ニーズに応える取組案】

(1) 移動・利用について

実施困難な事業	利用者ニーズに応える取組案
大型ベッドの設置 ベビーベッドの設置 授乳室の設置 おむつ交換のできる場所の設置	空き会議室等のスペースを貸し出し、貸出についての表示を設置する。
異性介助のためのカーテンの設置	視線を遮ることができる衝立等を貸し出す。

(2) コミュニケーションについて

実施困難な事業	利用者ニーズに応える取組案
ローカウンターを設置	車いす等に座ったまま、ひざの上で書類を記入できる簡易型記帳台を貸し出す。
案内板の設置	簡易案内図を作成し、配布する。

第4章 基本的な取組方針

基本的な取組方針は、「第3章 バリアフリーに関する課題の整理」を踏まえ、定めます。

4-1 施設と経路のバリアフリー化の取組方針

施設と経路のバリアフリー化の取組方針は、令和2（2020）年3月に策定した「大田区移動等円滑化促進方針おおた街なか“すいすい”方針」における移動等円滑化の取り組みの基本方針を基に、3-2の課題を踏まえたものとしします。

（1）公共交通

①鉄道駅

- 駅では、高齢者、障がい者等の利用の実態を踏まえ、施設や設備等のさらなる安全性及び利便性の向上に努めます。
- 駅では、プラットホームから主要な出入口（線路を挟んで両側に出入口がある駅では、それぞれの出入口）まで、バリアフリー化された経路を確保します。
- 駅のプラットホームでは、円滑な乗降のため列車との段差及び隙間をできる限り小さくするとともに、ホームドアの設置等による転落防止を図ります。

②バス乗り場等

- バス乗り場では、屋根やベンチの設置などの整備を進めます。
- バス車両のバリアフリー化を進めます。



ホームドアの設置（大森駅）



バス乗り場に屋根やベンチを設置
（京急蒲田駅バス停）

(2) 道路等

- 歩道は、高齢者、障がい者等が安全かつ快適に移動できる構造とします。
- 視覚障がい者が安全かつ円滑に移動できるように、動線を考慮して、視覚障がい者誘導用ブロックを設置します。
- 車いす使用者やベビーカー使用者がバスに円滑に乗降できるように、バス事業者と連携して、バス停付近の歩道等の整備を進めます。
- 視覚障がい者誘導用ブロックの設置に併せて、横断歩道にバリアフリー対応型信号機やエスコートゾーンを設置します。



安全で快適に移動できる歩道の整備
(蒲田駅西口駅前)



横断歩道にエスコートゾーンを設置
(蒲田駅東口駅前)

(3) 建築物

- 高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に目的の施設を利用できるように、道路から施設内までのバリアフリー化された経路を連続的に確保するとともに、その経路の適切な管理を行います。
- 施設内においては、高齢者、障がい者等が円滑に水平・垂直移動できるように努めるとともに、移動を支援する案内情報をわかりやすく提供します。
- トイレの設置にあたっては、建築物の用途及び規模に応じて、車いす使用者用トイレ、オストメイト対応トイレ、ベビーカーやベビーベッドの設置されたトイレ、大型ベッドの設置されたトイレ、異性介助等に配慮した男女共用トイレなど、利用者のニーズに配慮します。
- トイレ内の異性介助に配慮した設備やフラッシュライトの設置など、高齢者、障がい者等が利用しやすい施設を整備します。



オストメイト用汚物流しの設置
(志茂田中学校)



トイレ内にフラッシュライトを設置
(蒲田図書館)

(4) ソフト面

- 歩道の機能を十分に維持・保全するため、自転車の駐車、看板・商品等の歩道上の障害物の排除など、適切な管理を行います。
- 横断歩道やバス停留所付近における違法駐車車両の指導・取締りを強化します。
- 自転車駐車場の収容台数の拡充を図るとともに、放置自転車の撤去を進めます。また、自転車利用に関するルールの周知とマナーの向上を図ります。



放置自転車の撤去



自転車利用に関するルールの周知

4-2 心のバリアフリーに関する取組方針

◆「心のバリアフリー」とは

施設や経路のバリアフリー化といったハードの整備が進んでも、高齢者、障がい者等に対して、区民一人ひとりがその特性を理解し、接することができなければ、真の意味でのバリアフリー化は図れません。障がいの有無に関わらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし合い、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会を実現するためには、「心のバリアフリー」を推進することが重要です。

「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことを意味しており、次の3点が「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとされています。

【「心のバリアフリー」を体現するための3つのポイント】

- ①障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」を理解すること。
- ②障がいのある人（及びその家族）への差別を行わないよう徹底すること。
- ③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

出典：「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29（2017）年2月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）より抜粋

◆「障がいの社会モデル」とは

障がい者が日常・社会生活で受ける制限は、社会における様々な障壁と相對することによって生ずるものという考え方を「障がいの社会モデル」といいます。

この障がいの社会モデルの考え方は、平成18（2006）年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」において提示され、日本では条約の締結にあたり、平成23（2011）年に改正された「障害者基本法」で明確化され、平成25（2013）年に制定された「障害者差別解消法」で具体化されています。

障がい者にとって社会にある障壁は、事物、制度、慣行、観念等の様々なものがあり、日常生活や社会生活において相当な制限を受ける状態をつくっており、社会や環境のあり方・仕組みが“障がい”を作り出していることを理解し、社会の責務として、この障壁を取り除いていく必要があります。

このような考え方に従い、高齢者、障がい者等の利用者の立場に立ち、社会的障壁をなくすためには、ハード面におけるまちのバリアフリー化だけでなく、心のバリアフリーを推進していくことも必要です。

心のバリアフリーを推進していくためには、一人ひとりの中に心のバリアフリーに関する意識を芽生えさせ、育てていくことが必要であり、そのためには、一人ひとりが具体的な行動を起こし継続することが必要です。

区民、事業者、区（行政）がお互いに連携しながら、心のバリアフリーを推進するため、以下の取組を進めます。

（１）区民

- ①自転車を適切な場所に止める、道路に商店の看板を置かないなど、ルールを守り、マナーの向上に努めます。
- ②「困っているときにどのような支援をすればよいのか」など、高齢者、障がい者等への接し方、支援の方法などを習得し、理解と協力を深めます。
- ③高齢者、障がい者等の困難さや困りごとを体験し理解する機会や学習の場への参加や、バリアフリーに関する活動への参加など、一人ひとりが自発的にバリアフリーへの取組に努めます。
- ④一方、障がい当事者団体は、区や学校とお互いに連携しながら、心のバリアフリーの普及啓発を進めます。

（２）事業者

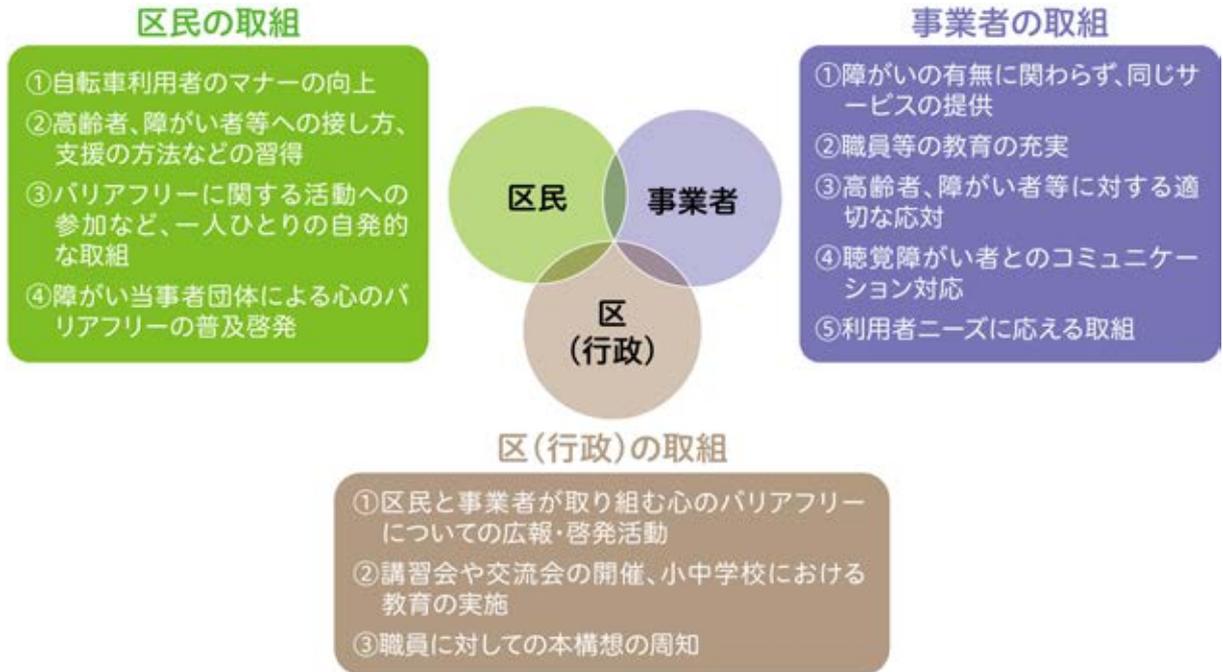
- ①障がいの社会モデルの観点に立ち、障がいの有無に関わらず、すべての利用者に対し同じサービスが提供できるように努めます。
- ②移動や施設の利用を手助けするための知識や技術を身につける研修など、職員教育の充実に取り組みます。
- ③高齢者、障がい者等の移動や施設の利用における困りごとを理解し、適切な対応ができるよう取り組みます。
- ④聴覚障がい者とのコミュニケーションについて、声のかけ方を理解するとともに、筆談ボード等を用意して筆談対応を進めます。
- ⑤事業の実施だけでなく、利用者ニーズに応える取組も並行して行い、施設等の利便性・安全性の向上を図ります。

（３）区（行政）

- ①区民等と事業者が取り組むべき心のバリアフリーについて、講演会の実施など、啓発・広報活動を進めます。
- ②講習会や交流会の開催、区立の小中学校における教育の実施など、区民等の具体的な行動につなげるための支援を進めます。

③本構想の考え方や取組について庁内で共有するため、職員に対し本構想の周知を図ります。

図 区民・事業者・区(行政)が連携した心のバリアフリーの推進



◆「心のバリアフリー」と「教育啓発特定事業」の関係

令和2(2020)年のバリアフリー法改正により、区市町村や事業者が実施する「心のバリアフリー」に関する取組を「教育啓発特定事業」として、バリアフリー基本構想に位置づけることができるようになりました。

教育啓発特定事業には次の2種類があります。

- ア 移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業（学校連携教育事業）
- イ 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業（理解協力啓発事業）

前述の「心のバリアフリー」を推進するための取組については、そのうち、P31(1)区民の④、(2)事業者の②、(3)区(行政)の①②に記載している内容が、「教育啓発特定事業」に該当する取組となります。

第5章 特定事業等の設定

5-1 特定事業等の概要

5-1-1 はじめに

(1) 位置づけ

大田区バリアフリー基本構想おおた街なか“すいすい”プランでは、事業者アンケートや区民部会におけるまち歩き点検の結果等から、バリアフリーに関する課題を抽出し、区民部会での確認や事業者による対応策の検討を経て、ハード整備への対応が可能か困難かにより、「特定事業・その他の事業」と「今後実施すべき事項」の2つに区分しています。

「今後実施すべき事項」は、事業者が検討を行っているが実施時期が未定なものや10年以内に実施が難しいものです。引き続きハード整備の実施に向けた取組が必要です。

表 特定事業等の位置づけ

区分		内容
特定事業等	特定事業	○バリアフリー法で定める特定事業のうち、1 公共交通特定事業、2 建築物特定事業、3 道路特定事業、4 交通安全特定事業、5 教育啓発特定事業の5つの事業
	その他の事業	○特定事業と併せて実施する、その他の事業
	今後実施すべき事項	○検討を行っているが時期が未定な事業や10年以内には実施が難しい事業等

(2) 特定事業等の今後の推進の考え方

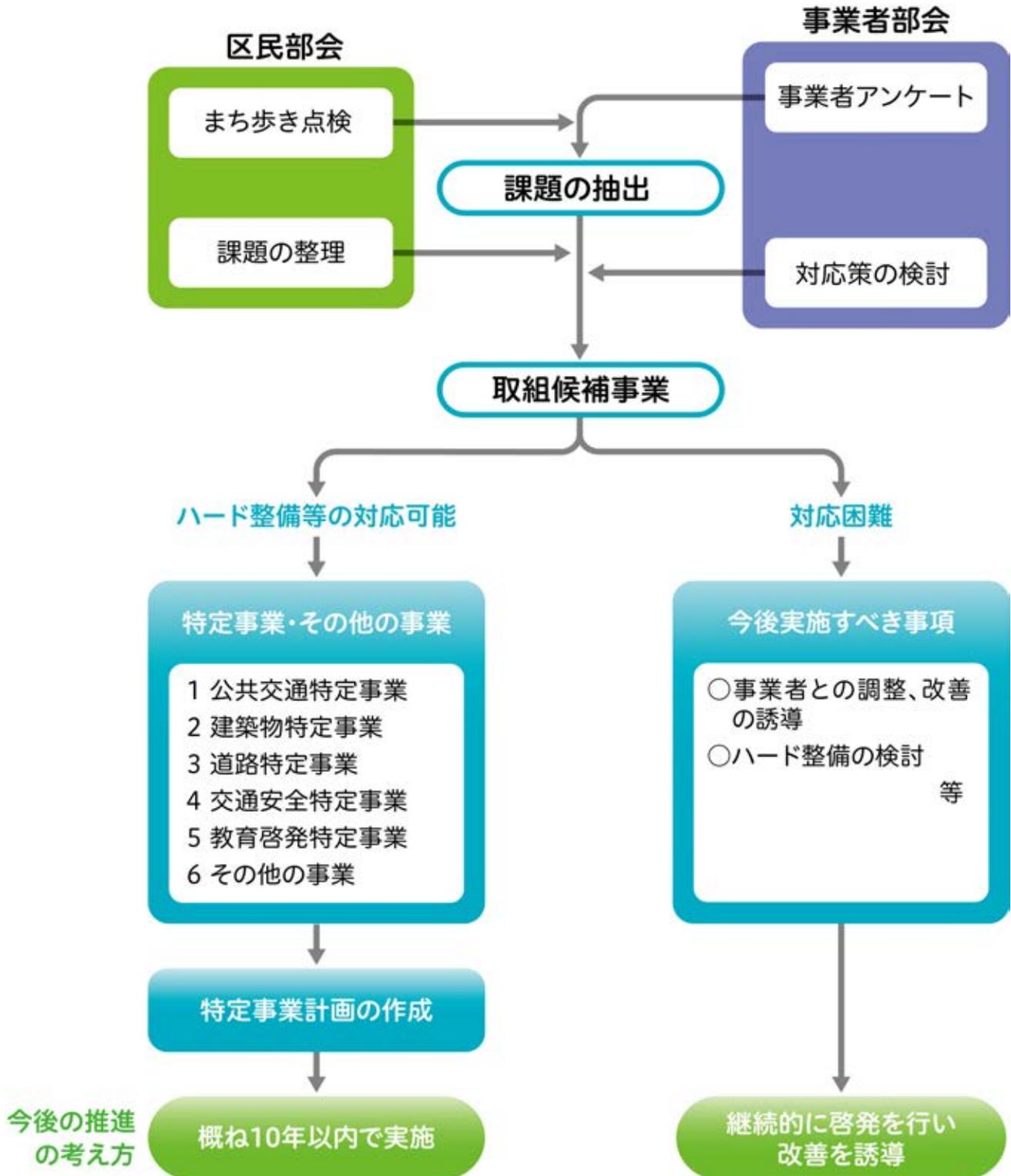
特定事業等の今後の推進の考え方は、以下のとおりです。

○特定事業・その他の事業：特定事業計画を作成し概ね10年以内で実施

○今後実施すべき事項：区が事業者に対し、継続的に啓発を行い改善を誘導

大田区バリアフリー基本構想おおた街なか“すいすい”プランでは、これらについて具体内容を記載（P40～P74）し、進捗管理を行います。

図 事業種別の検討の流れと今後の推進の考え方

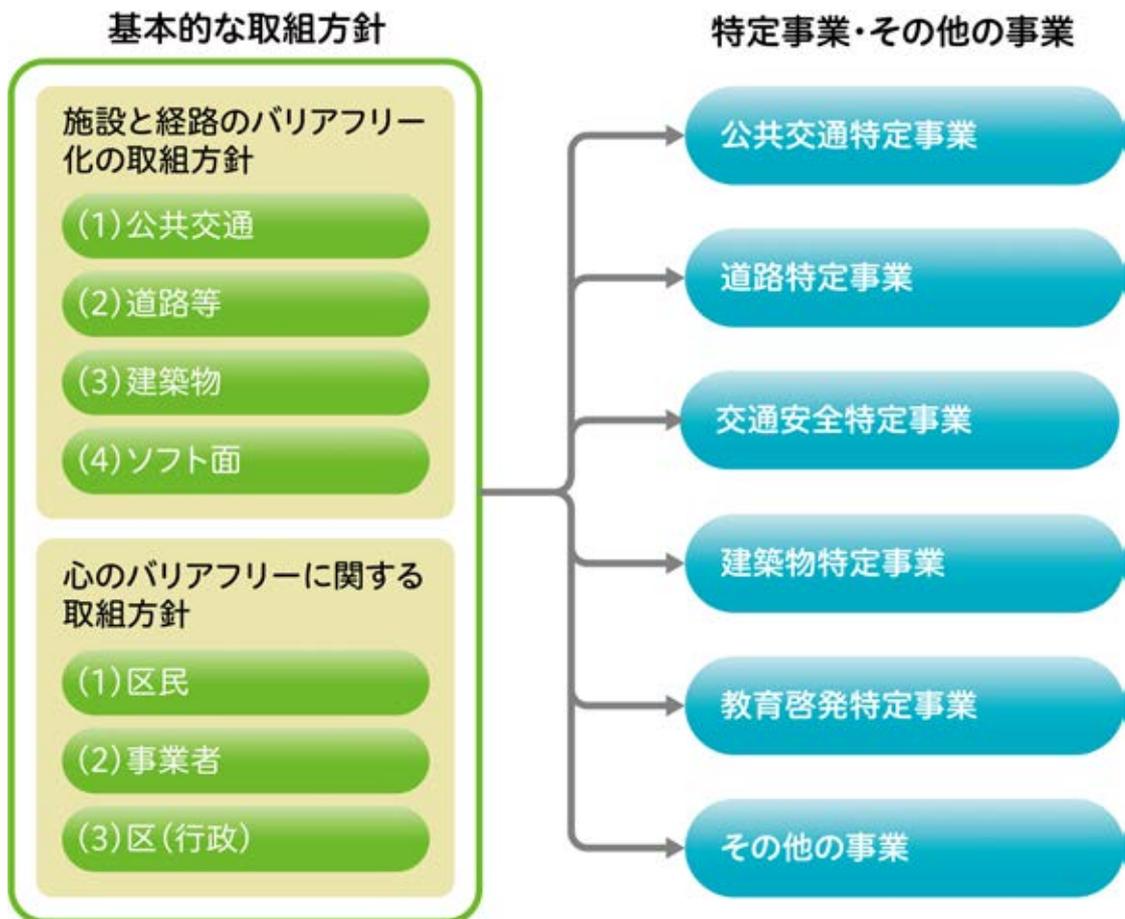


(3) 特定事業・その他の事業

① 基本的な取組方針との関係

特定事業・その他の事業については、「第4章 基本的な取組方針」を踏まえて以下のとおり設定しました。

図 特定事業・その他の事業と基本的な取組方針の関係



②特定事業・その他の事業の概要

特定事業とは、重点整備地区における生活関連施設や生活関連経路等を対象に、各事業者が取り組むバリアフリー化に関する事業であり、バリアフリー法第2条で定める主としてハード整備に関する事業（公共交通特定事業・道路特定事業・建築物特定事業・交通安全特定事業等）と、令和2（2020）年5月のバリアフリー法改正により創設されたソフト対策に関する事業（教育啓発特定事業）のことを指します。

本構想に定めた特定事業については、特定事業計画の作成とその計画に基づく事業の実施が、バリアフリー法において義務付けられています。

表 特定事業・その他の事業の概要

区分		内容
特定事業	公共交通特定事業	○特定旅客施設におけるバリアフリー設備（エレベーター、案内表示等）の整備、これに伴う構造の変更
	道路特定事業	○道路におけるバリアフリー化のための施設等（歩道、案内標識、車止めの反射テープ等）の設置 ○バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の段差、勾配の改善等）
	建築物特定事業	○特別特定建築物（特別支援学校、官公署等、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なもの。特定建築物と重複する施設もある。）における建築物特定施設（出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設）のバリアフリー化の整備 ○全部又は一部が生活関連経路である特定建築物（公共用歩廊等）における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備
	交通安全特定事業	○高齢者、障がい者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機の設置 ○歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等 ○生活関連経路における違法駐車行為の防止（違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動等）
	教育啓発特定事業	○移動等円滑化に関する児童や学生などの理解を深めるための研修やセミナーなどの実施（学校と連携して行う教育活動、学校の場を活用した市町村等によるバリアフリー教室、障がい当事者によるセミナー、旅客施設等におけるバリアフリー教室、障がい当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会や公共交通事業者等の従業員を対象とした研修等） ○移動等円滑化の促進に関する理解の増進又は啓発活動の実施（優先席や車いす利用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示等）
その他の事業		○特定事業と併せて実施する事業で、看板等の道路上へのはみだし解消、自転車利用のルールとマナーに関する啓発活動など

5-1-2 特定事業の設定の方針

(1) 生活関連施設の特定事業設定の方針

生活関連施設の特定事業設定における方針を以下のとおり定めます。

①各特定事業候補（ア．共通事項、イ．用途別、ウ．ソフト面）について、事業の可否に係る検討を行います。

方針：事業者との調整にあたって、共通の特定事業候補（ア．共通事項、イ．用途別、ウ．ソフト面）を設け、総合的な水準向上を目指します。

ア．共通事項

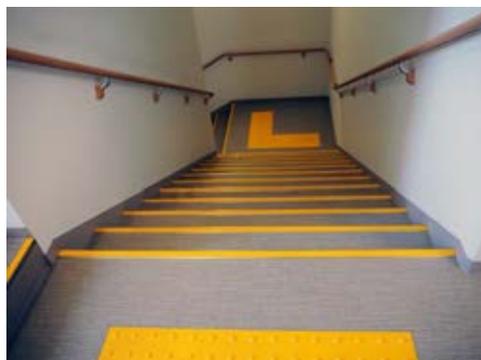
生活関連施設を対象に、以下の特定事業候補について、実施の可否に係る検討を行います。

生活関連施設の特定事業候補（共通事項）

- 道路及び駐車場から建物出入口までのバリアフリー化
- 視覚障がい者誘導用ブロックの設置
- 階段の段鼻の視認性の改善
- エレベーターの設置
- オストメイト対応トイレの設置
- 車いす使用者用トイレの設置
- トイレで緊急事態を知らせるフラッシュライトの設置
- トイレでの異性介助のための設備の改善
- 子育て支援環境の整備
- サインの見やすさ、わかりやすさの改善
- 駐車場がある施設における、障がい者等の乗降に配慮した駐車スペースの確保



道路から建物出入口までのバリアフリー化
(志茂田福祉センター)



階段の段鼻の視認性の改善
(志茂田福祉センター)

イ. 用途別

以下の特定事業候補は、施設の用途に応じて実施の可否に係る検討を行います。

生活関連施設の特定事業候補（用途別）

- 高齢者、障がい者等に配慮した高さのカウンターや記載台の設置【公共・公益施設、医療施設等】
- 待合での呼出し等のわかりやすさの改善【公共・公益施設、医療施設等】
- 災害時に避難所となる施設のバリアフリー化【教育施設等】
- 車いす使用者用客室のバリアフリー化【宿泊施設】



高齢者、障がい者等に配慮した高さのカウンターの設置（矢口特別出張所）



災害時に避難所となる施設のバリアフリー化（新宿小学校）

ウ. ソフト面

人的対応・サービスや教育・研修等、ソフト面の取組については、以下の特定事業候補を中心に、実施の可否に係る検討を行います。

生活関連施設の特定事業候補（ソフト面）

- 受付や窓口等における高齢者、障がい者等への適切な対応
- 多様な情報へのアクセス手段の確保
- 従業員等に対する接遇教育の実施



窓口における聴覚障がい者への筆談対応（大森地域庁舎）



従業員等に対する接遇教育の実施

②未実施事業のある施設や新規施設において、「特定事業の再編成」を行います。

方針：未実施事業のある施設について、今回の改定において再編成を行います。

新規施設について、上記のとおり特定事業の実施可否を検討します。

(2) 生活関連経路の特定事業設定の方針

生活関連経路の特定事業設定における方針を以下のとおり定めます。

①生活関連施設につながる経路を必ず1路線は設けるものとします。

方針：1路線の確保を優先して行い、複数路線(回遊性)は次の段階で検討します。

②生活関連経路のうち、「まち歩き点検を実施した経路」を対象とします。

方針：高齢者・障がい者団体と実施するまち歩き点検にて意見を受けた経路を「指摘箇所」と位置づけ、以下の特定事業候補について、事業の可否に係る検討を行います。

「まち歩き点検を実施していない経路」については、継続的に点検を実施し、特定事業の候補を抽出していきます。

生活関連経路の特定事業候補

- 歩道部の路面の凹凸、段差の改善
- 歩道部の勾配の改善
- 視覚障がい者誘導用ブロックの改善・設置
- エスコートゾーン・音響式信号機の設置
- 歩道部の障がい物への対応(看板・商品等)
- 歩道部がない道路での歩行空間の改善



歩道部の路面の凹凸の改善
(環八通り)



音響式信号機の設置
(神社通り)

③未実施事業のある経路や新規経路において、「特定事業の再編成」を行います。

方針：未実施事業のある経路について、今回の改定において再編成を行います。

特定事業か今後実施すべき事項のいずれかを設定します。

新規経路のうち、「まち歩き点検を実施した経路」で特定事業の実施可否を検討します。

5-2 蒲田駅周辺地区における特定事業等

5-2-1 特定事業・その他の事業

「特定事業・その他の事業」とは、重点整備地区における生活関連施設や生活関連経路等を対象に、各事業者が取り組むバリアフリー化に関する事業です。

本構想では、特定事業・その他の事業の実施時期について、以下のとおり定めます。

【前期】 令和9（2027）年度までの事業完了を目標に実施する事業

【後期】 令和14（2032）年度までの事業完了を目標に実施する事業

なお、教育啓発特定事業等のソフト面の取組については、本構想の計画期間にとらわれず、今後継続して取り組むこととし、事業の開始時期を記載しています。

また、本構想の策定期間中（令和3～4（2021～2022）年度）に実施し、完了した事業については、実施時期の欄に「実施済」と記載しました。

（1）公共交通特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			令和9年度まで	令和14年度まで
JR 蒲田駅	ホームドアの設置	東日本旅客鉄道株式会社		○
梅屋敷駅	ホームドアの設置	京浜急行電鉄株式会社	○	

【公共交通特定事業の例】 券売機下部の蹴込みスペースの設置

- ・券売機の下部に車いすのフットサポート（足を乗せるところ）が入るスペースを設けることにより、車いす使用者が券売機に近づいて操作できるように改善しました。（東急蒲田駅）



<整備前>



<整備後>

(2) 道路特定事業

ア 国道

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			令和9年度まで	令和14年度まで
国道15号 (夫婦橋より南側区間)	歩道の段差・勾配の改善	国土交通省 東京国道事務所	○	
	視覚障がい者誘導用ブロックの改善・設置		○	
国道15号 (夫婦橋より北側区間)	階段のすべり止めの改善		実施済	
	歩道の段差の改善			○
	視覚障がい者誘導用ブロックの設置			○

イ 都道

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			令和9年度まで	令和14年度まで
多摩堤通り	歩道の段差・勾配の改善	東京都第二建設事務所		○
	視覚障がい者誘導用ブロックの改善・設置			○

ウ 区道

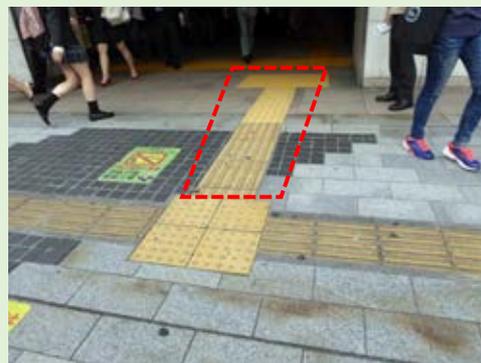
整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			令和9年度まで	令和14年度まで
大田区道 10-21号線	外側線の改善	大田区	○	
	溝蓋(みぞぶた)の改善		○	
8-151号線	自転車への注意喚起の表示の設置		○	
8-7号線	自転車への注意喚起の表示の設置		○	
8-2号線	自転車注意の路面表示の設置		○	

【道路特定事業の例】 駅と歩道の視覚障がい者誘導用ブロックの連続性の確保

- ・駅と駅前広場に視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていましたが、それぞれの管理区域内に留まっていたため、駅側、駅前広場側から視覚障がい者誘導用ブロックを延長して接続し、連続的に誘導できるように改善しました。(蒲田駅東口駅前広場)



<整備前>



<整備後>

(3) 交通安全特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			令和9年度まで	令和14年度まで
生活関連経路	信号機の改良（音響機能の整備）	東京都 公安委員会	順次実施	
	横断歩道の整備		順次実施	
	道路標識・道路標示の適切な補修（必要に応じて実施）		継続的に実施	
	エスコートゾーンの整備（必要に応じて実施）		継続的に実施	
	違法駐車行為の防止のための事業		継続的に実施	

※ 交通安全特定事業を実施する路線や実施時期等については、別途、東京等公安委員会が作成する交通安全特定事業計画を参照してください。

【交通安全特定事業の例】 エスコートゾーンの整備

- ・横断歩道が歩道から直角方向ではなく、斜めに設置されていると、視覚障がい者が横断方向を誤るおそれがあるため、安全に横断できるように横断歩道にエスコートゾーンを整備しました。（蒲田駅東口駅前広場）



<整備前>



<整備後>

(4) 建築物特定事業

ア 公共・公益施設

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			令和9年度まで	令和14年度まで
蒲田地域庁舎	階段の段鼻の視認性の改善	大田区	○	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置		○	
	トイレの洋式化		実施済	
蒲田西特別出張所	出入口までの経路の段差解消	大田区	○	
	道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置		○	
	出入口の幅員の確保		○	
	案内板の設置		○	
	音声、文字等による呼び出しカウンターの設置		○	
	階段の段鼻の視認性の改善		○	
	エレベーターの設置		○	
	トイレにオストメイト用汚物流しの設置		○	
	トイレに大型ベッドの設置		○	
	トイレにベビーチェアの設置		○	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置		○	
	乳幼児用おむつ交換台の設置		○	
	授乳室の設置		○	
車いす使用者用駐車スペースの設置	○			
蒲田税務署	トイレに異性介助のためのカーテンの設置	国税庁 東京国税局	実施済	
蒲田警察署	筆談対応の表示の設置	警視庁	○	
大田区シルバー人材センター	受付を示すサインの設置	公益社団法人 大田区シルバー人材センター	実施済	
	筆談対応の表示の設置		実施済	
蒲田郵便局	筆談用具の準備とその表示の設置	日本郵便株式会社	○	
蒲田駅前郵便局	出入口までの経路の段差解消	日本郵便株式会社	○	
	筆談用具の準備とその表示の設置		○	
大田東矢口三郵便局	筆談対応の表示の設置	日本郵便株式会社	○	

イ 福祉・医療施設

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			令和9年度まで	令和14年度まで
大田区社会福祉センター	筆談用具の準備とその表示の設置	大田区	○	
東蒲田老人いこいの家	案内板の設置	大田区	○	
	筆談対応の表示の設置		○	
	階段の段鼻の視認性の改善		○	
志茂田福祉センター	施設内の案内の改善	大田区	○	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置		○	
地域包括支援センター蒲田	筆談用具の準備とその表示の設置	大田区	○	
地域包括支援センター西蒲田	筆談用具の準備とその表示の設置	大田区	○	
地域包括支援センター新蒲田	筆談用具の準備とその表示の設置	大田区	○	
	トイレに大型ベッドの設置		実施済	
若葉眼科病院	筆談用具の準備とその表示の設置	医療法人社団善春会	○	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置		○	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置		○	
東京蒲田病院	筆談対応の表示の設置	医療法人社団森と海 東京	実施済	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置		○	
牧田総合病院	トイレに異性介助のためのカーテンの設置	社会医療法人財団仁医会	実施済	

ウ 文化・教養施設

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			令和9年度まで	令和14年度まで
大田区産業プラザ PiO	筆談対応の表示の設置	大田区	実施済	
	階段の段鼻の視認性の改善		○	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置		○	
区民ホール・アプリコ	トイレにオストメイト用汚物流しの設置	大田区	○	
	トイレに大型ベッドの設置		○	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置		○	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置		○	

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			令和9年度まで	令和14年度まで
消費者生活センター	出入口から受付等までの視覚障がい者誘導用ブロックの設置	大田区	○	
	出入口までの経路の案内の設置		○	
	階段の段鼻の視認性の改善		○	
	トイレにオストメイト用汚物流しの設置		○	
	トイレに大型ベッドの設置		○	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置		○	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置		○	
蒲田駅前図書館	トイレにベビーチェアの設置	大田区	○	
	トイレを案内するサインの設置		実施済	
蒲田図書館	道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置	大田区	○	
	トイレを案内するサインの改善		○	
	トイレにベビーチェアの設置		○	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置		○	
	乳幼児用おむつ交換台の設置		実施済	
	授乳のできる場所の確保		実施済	
北蒲広場	受付やエレベーターを案内するサインの改善	大田区	○	
	記載台付近のスペースの改善		○	
	筆談対応の表示の設置		○	
	トイレを示すサインの改善・設置		○	
新蒲田区民活動施設 (令和4年2月竣工)	出入口までの経路の段差解消	大田区	実施済	
	道路から案内板、トイレまでの視覚障がい者誘導用ブロックの設置		実施済	
	出入口の幅員の確保		実施済	
	ローカウンターを設置		実施済	
	案内板の設置		実施済	
	筆談用具の準備とその表示の設置		実施済	
	階段の段鼻の視認性の改善		実施済	
	エレベーターの設置		実施済	
	車いす利用者用トイレの設置		実施済	
	トイレにオストメイト用汚物流しの設置		実施済	
	トイレにベビーチェアの設置		実施済	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置		実施済	
	乳幼児用おむつ交換台の設置		実施済	
	授乳室の設置		実施済	
車いす利用者用駐車スペースの設置	実施済			

工 教育施設

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			令和9年度まで	令和14年度まで
東蒲小学校	出入口までの経路の段差解消	大田区	○	
	道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置		○	
	筆談用具の準備とその表示の設置		○	
	トイレにオストメイト用汚物流しの設置		○	
	トイレにベビーチェアの設置		○	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置		○	
	トイレの洋式化		○	
	避難所としての利用を考慮した段差解消		○	
蒲田小学校	道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置	大田区	○	
	筆談用具の準備とその表示の設置		○	
	エレベーターの設置		○	
	トイレにオストメイト用汚物流しの設置		○	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置		○	
	トイレの洋式化		○	
	避難所としての利用を考慮した段差解消		○	
	志茂田小学校		筆談用具の準備とその表示の設置	大田区
トイレに異性介助のためのカーテンの設置		○		
トイレの洋式化		○		
避難所としての利用を考慮した段差解消		○		
志茂田中学校	筆談用具の準備とその表示の設置	大田区	○	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置		○	
	トイレの洋式化		○	
	避難所としての利用を考慮した段差解消		○	
新宿小学校	道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置	大田区	○	
	筆談用具の準備とその表示の設置		○	
	車いす使用者用トイレの設置		実施済	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置		○	
	トイレの洋式化		○	
	避難所としての利用を考慮した段差解消		○	

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			令和9年度まで	令和14年度まで
御園中学校	道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置	大田区	○	
	筆談用具の準備とその表示の設置		○	
	車いす使用者用トイレの設置		○	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置		○	
	トイレの洋式化		○	
	避難所としての利用を考慮した段差解消		○	

オ スポーツ施設

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			令和9年度まで	令和14年度まで
大田区総合体育館	トイレを示すサインの設置	大田区	○	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置		○	

カ 商業施設

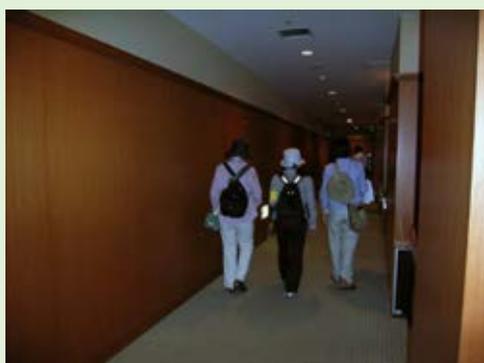
整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			令和9年度まで	令和14年度まで
東急プラザ蒲田	筆談対応の表示の設置	東急不動産 SC マネジメント株式会社	○	
グランデュオ蒲田 (東館・西館)	筆談対応の表示の設置	ジェイアール東日本商業開発株式会社	○	
東武ストア 東矢口店	筆談用具の準備とその表示の設置	株式会社 東武ストア	○	
ライフ 京急蒲田駅前店	筆談用具の準備とその表示の設置	株式会社 ライフコーポレーション	○	
	主要な通路の幅員の確保		○	
ウイングキッチン 京急蒲田	インターフォンの案内の設置	株式会社 京急ストア	○	
	トイレの案内の改善		実施済	
	障がい者用駐車施設のサインの設置		実施済	

キ 宿泊施設

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			令和9年度まで	令和14年度まで
レッドルーフィン 蒲田／羽田東京	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	蒲田・ホテル・オペレーションズ株式会社		○
チサンホテル 蒲田	筆談用具の準備とその表示の設置	ソラーレホテルズアンドリゾーツ株式会社	○	
東急ステイ蒲田	筆談対応の表示の設置	東急リゾーツ&ステイ株式会社	○	
ホテルルートイン 東京蒲田 -あやめ橋-	筆談用具の準備とその表示の設置	ルートインジャパン株式会社	○	
アバホテル 〈京急蒲田駅前〉	インターフォンの案内の設置	アバホテル株式会社	○	
ホテルオリエンタル エクスプレス 東京蒲田	筆談用具の準備とその表示の設置	合同会社 蒲田ホテル マネジメント	○	

【建築物特定事業の例】 通路に手すりを設置

- ・勾配のある通路には手すりが設置されていたものの、まち歩き点検において、高齢者や視覚障がい者等が手すりを頼りに移動できるように、通路全体に手すりを設置してほしいという意見があり、改善しました。(区民ホール・アプリコ)



<整備前>



<整備後>

(5) 教育啓発特定事業

対 象	事業内容	事業主体	事業開始時期
職員、従業員等	接遇教育の実施	大田区、 各事業者	順次実施
区立小中学校の 教員、児童・生徒 等	学校連携教育事業の実施	大田区、NPO 法人大身連、 大田区手をつなぐ育成会	順次実施
区民等	バリアフリーに関する啓発活動の実施	大田区、NPO 法人大身連、 大田区手をつなぐ育成会	順次実施
学生等	バリアフリーに関する啓発活動の実施	学校法人 片柳学園	順次実施

【教育啓発特定事業の例】

- ・平成27（2015）年度の蒲田駅・大森駅周辺地区の事業者部会において、障がい当事者の講師を招き、学習会を実施しました。



<接遇教育の実施の例>

(6) その他の事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			令和9年度まで	令和14年度まで
京急蒲田駅入口バス停	バス停の表示の改善	京浜急行バス株式会社	○	

対象	事業内容	事業主体	事業開始時期
生活関連経路	看板や商品などの道路上へのはみだし解消	国土交通省、東京都、大田区	順次実施
	自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動の実施	大田区	順次実施
	放置自転車対策の実施		順次実施
生活関連施設	高齢者、障がい者等への適切な対応	大田区、各事業者	順次実施
	バリアフリー情報の提供		順次実施

【その他の事業の例】

- ・大田区では、子どもから高齢者まで様々な年齢層に向けて、自転車交通安全教室の実施や自転車安全利用の啓発用ポスター・チラシの作成など、年齢層に合わせた交通ルール・マナーの周知・啓発を進めています。



＜自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動の実施の例＞

5-2-2 今後実施すべき事項

「今後実施すべき事項」とは、検討を行っているが時期が未定な事業や10年以内に実施が難しい事業等です。今後、区が事業者に対し、継続的に啓発を行い、改善を誘導していきます。

(1) 公共交通

ア 鉄道駅

整備対象	今後実施すべき事項	事業主体
東急蒲田駅	ホームドアの設置	東急電鉄株式会社
蓮沼駅	ホームドアの設置	東急電鉄株式会社
京急蒲田駅	ホームドアの設置	京浜急行電鉄株式会社

イ バス乗り場

整備対象	今後実施すべき事項	事業主体
京急蒲田駅入口 バス停	照明の設置	京浜急行バス株式会社

(2) 建築物

ア 公共・公益施設

整備対象	今後実施すべき事項	事業主体
大田区役所 本庁舎	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	大田区
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置	
蒲田地域庁舎	トイレに大型ベッドの設置	大田区
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	
蒲田西特別 出張所	トイレに異性介助のためのカーテンの設置	大田区
蒲田税務署	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	国税庁東京国税局
	授乳のできる場所の確保	
大田都税事務所	階段の段鼻の視認性の改善	東京都
	トイレに大型ベッドの設置	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置	
	授乳のできる場所の確保	
蒲田警察署	道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置	警視庁

整備対象	今後実施すべき事項	事業主体
大田区シルバー 人材センター	道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置	公益社団法人 大田区シルバー 人材センター
	車いす使用者用トイレの設置	
	トイレにオストメイト用汚物流しの設置	
	トイレに大型ベッドの設置	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置	
蒲田郵便局	音声、文字等による呼び出しカウンターの設置	日本郵便株式会社
	階段の段鼻の視認性の改善	
	トイレにオストメイト用汚物流しの設置	
	トイレに大型ベッドの設置	
	トイレにベビーチェアの設置	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置	
	乳幼児用おむつ交換台の設置	
	授乳のできる場所の確保	
りそな銀行 蒲田支店	階段の段鼻の視認性の改善	株式会社りそな銀行
芝信用金庫 蒲田支店	案内板の設置	芝信用金庫
	筆談用具の準備とその表示の設置	
	音声、文字等による呼び出しカウンターの設置	
蒲田駅前郵便局	道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置	日本郵便株式会社
	出入口の幅員の確保	
	ローカウンターの設置	
	案内板の設置	
	音声、文字等による呼び出しカウンターの設置	
大田東矢口三 郵便局	出入口から受付等までの視覚障がい者誘導用ブロックの設置	日本郵便株式会社
	案内板の設置	

イ 福祉・医療施設

整備対象	今後実施すべき事項	事業主体
大田区社会福祉 センター	道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置	大田区
	階段の段鼻の視認性の改善	
	トイレにオストメイト用汚物流しの設置	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置	

整備対象	今後実施すべき事項	事業主体
東蒲田老人 いこいの家	道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置	大田区
	出入口の幅員の確保	
	エレベーターの設置	
	車いす使用者用トイレの設置	
	トイレにオストメイト用汚物流しの設置	
	トイレに大型ベッドの設置	
	トイレにベビーチェアの設置	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置	
	乳幼児用おむつ交換台の設置	
	授乳のできる場所の確保	
志茂田福祉 センター	出入口に音による案内の設置	大田区
	カウンターの改善	
	トイレにベビーチェアの設置	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	
	授乳のできる場所の確保	
地域包括支援 センター蒲田	案内板の設置	大田区
	トイレにオストメイト用汚物流しの設置	
	トイレに大型ベッドの設置	
	トイレにベビーチェアの設置	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置	
	乳幼児用おむつ交換台の設置	
	授乳のできる場所の確保	
若葉眼科病院	案内板の設置	医療法人社団善春会
	トイレにオストメイト用汚物流しの設置	
	トイレに大型ベッドの設置	
	授乳のできる場所の確保	
東京蒲田病院	授乳のできる場所の確保	医療法人社団 森と海 東京
牧田総合病院	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	社会医療法人財団 仁医会

ウ 文化・教養施設

整備対象	今後実施すべき事項	事業主体
大田区産業プラザ PiO	トイレにオストメイト用汚物流しの設置	大田区
	トイレに大型ベッドの設置	
	トイレにベビーチェアの設置	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	
区民ホール・アプリコ	階段の段鼻の視認性の改善	大田区
消費者生活センター	授乳のできる場所の確保	大田区
蒲田駅前図書館	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	大田区
	授乳のできる場所の確保	
蒲田図書館	エレベーターの籠（人を乗せ乗降する部分）の大きさの改善	大田区
	トイレに大型ベッドの設置	
北蒲広場	門扉の改善	大田区
	道路から出入口までの視覚障がい者のための案内設備の設置	
	案内板に点字を設置	
	階段の手すりの両側設置	
	トイレの位置を示す点字や音声による案内の設置	
	車いす使用者用トイレの自動ドア化	
	車いす使用者用トイレのペーパーホルダーを両側に設置	
	トイレにオストメイト用汚物流しの設置	
	トイレの大型ベッドの設置	
	トイレにベビーチェアの設置	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置	
	授乳のできる場所の確保	

エ 教育施設

整備対象	今後実施すべき事項	事業主体
東蒲小学校	エレベーターの設置	大田区
	トイレに大型ベッドの設置	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	
蒲田小学校	トイレに大型ベッドの設置	大田区
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	

整備対象	今後実施すべき事項	事業主体
志茂田小学校	バリアフリールートのご案内の設置	大田区
	トイレに大型ベッドの設置	
	トイレにベビーチェアの設置	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	
志茂田中学校	トイレに大型ベッドの設置	大田区
	トイレにベビーチェアの設置	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	
新宿小学校	エレベーターの設置	大田区
	トイレに大型ベッドの設置	
	トイレにベビーチェアの設置	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	
御園中学校	エレベーターの設置	大田区
	トイレにオストメイト用汚物流しの設置	
	トイレに大型ベッドの設置	
	トイレにベビーチェアの設置	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	

オ スポーツ施設

整備対象	今後実施すべき事項	事業主体
大田区 総合体育館	トイレに大型ベッドの設置	大田区
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	
	車いす使用者用トイレの自動ドア化	

カ 商業施設

整備対象	今後実施すべき事項	事業主体
ニッセイアロマ プラザ	階段の段鼻の視認性の改善	アロマスクエア 株式会社
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置	
東急プラザ蒲田	階段の段鼻の視認性の改善	東急不動産 SC マネジメント 株式会社
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置	
グランデュオ 蒲田 (東館・西館)	道路から案内所等までの視覚障がい者のための案内設備の設置	ジェイアール東日本 商業開発株式会社
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置	

整備対象	今後実施すべき事項	事業主体
東武ストア 東矢口店	道路から案内所等までの視覚障がい者のための案内設備の設置	株式会社東武ストア
	案内板の設置	
	ローカウンターを設置	
	トイレに大型ベッドの設置	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置	
	授乳のできる場所の確保	
ライフ 京急蒲田駅前店	ローカウンターを設置	株式会社ライフ コーポレーション
ウィング キッチン 京急蒲田	エレベーターを案内するサインの改善	株式会社京急ストア
	トイレに大型ベッドの設置	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置	
	授乳のできる場所の確保	

キ 宿泊施設

整備対象	今後実施すべき事項	事業主体
レッドルーフィン 蒲田／羽田東京	道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置	蒲田・ホテル・ オペレーションズ 株式会社
	ローカウンターを設置	
	筆談用具の準備とその表示の設置	
	車いす利用者用トイレの設置	
	トイレにベビーチェアの設置	
	客室内に非常時を知らせるライトの設置	
	バリアフリー対応の客室の整備	
チサンホテル 蒲田	バリアフリールートの案内の設置	ソラーレホテルズ アンドリゾーツ 株式会社
	道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置	
	階段の段鼻の視認性の改善	
	車いす利用者用トイレの設置	
	トイレにベビーチェアの設置	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	
	客室内に非常時を知らせるライトの設置	
	バリアフリー対応の客室の整備	

整備対象	今後実施すべき事項	事業主体
東急ステイ 蒲田	出入口から受付等までの視覚障がい者誘導用ブロックの設置	東急リゾート& ステイ株式会社
	ローカウンターの設置	
	トイレにオストメイト用汚物流しの設置	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	
	客室内に非常時を知らせるライトの設置	
ホテルルートイ ン東京蒲田 -あやめ橋-	道路から受付等までの視覚障がい者誘導用ブロックの設置	ルートインジャパン 株式会社
	ローカウンターの設置	
	トイレにベビーチェアの設置	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置	
	客室内に非常時を知らせるランプの設置	
アパホテル〈京 急蒲田駅前〉	出入口から受付等までの視覚障がい者誘導用ブロックの設置	アパホテル 株式会社
	ローカウンターの設置	
	筆談用具の準備とその表示の設置	
	エレベーター内の緊急時の文字による情報提供	
	トイレにベビーチェアの設置	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置	
	客室内に非常時を知らせるライトの設置	
	障がい者用駐車施設のサインの改善	
ホテルオリエン タルエクスプレ ス東京蒲田	道路から受付等までの視覚障がい者誘導用ブロックの設置	合同会社蒲田ホテル マネジメント
	ローカウンターの設置	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置	
	客室内に非常時を知らせるライトの設置	

5-3 大森駅周辺地区における特定事業等

5-3-1 特定事業・その他の事業

「特定事業・その他の事業」とは、重点整備地区における生活関連施設や生活関連経路等を対象に、各事業者が取り組むバリアフリー化に関する事業です。

本構想では、特定事業・その他の事業の実施時期について、以下のとおり定めます。

【前期】 令和9（2027）年度までの事業完了を目標に実施する事業

【後期】 令和14（2032）年度までの事業完了を目標に実施する事業

なお、教育啓発特定事業等のソフト面の取組については、本構想の計画期間にとらわれず、今後継続して取り組むこととし、事業の開始時期を記載しています。

また、本構想の策定期間中（令和3～4（2021～2022）年度）に実施し、完了した事業については、実施時期の欄に「実施済」と記載しました。

（1）公共交通特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			令和9年度まで	令和14年度まで
JR大森駅	筆談用具の準備とその表示の設置	東日本旅客鉄道株式会社	実施済	

【公共交通特定事業の例】 有人改札に視覚障がい者誘導用ブロックを設置

- ・有人改札の視覚障がい者誘導用ブロックが途切れていたため、連続するように改善しました。（JR大森駅北口改札）



<整備前>



<整備後>

© 2023 East Japan Railway Company

(2) 交通安全特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			令和9年度まで	令和14年度まで
生活関連経路	信号機の改良（音響機能の整備）	東京都 公安委員会	順次実施	
	横断歩道の整備		順次実施	
	道路標識・道路標示の適切な補修（必要に応じて実施）		継続的に実施	
	エスコートゾーンの整備（必要に応じて実施）		継続的に実施	
	違法駐車行為の防止のための事業		継続的に実施	

※ 交通安全特定事業を実施する路線や実施時期等については、別途、東京等公安委員会が作成する交通安全特定事業計画を参照してください。

【交通安全特定事業の例】 信号機の改良(音響機能の整備)

- ・ 視覚障がい者が安全に道路を横断できるように、信号機に音響機能を整備しました。（池上通り）



<整備前>



<整備後>

(3) 建築物特定事業

ア 公共・公益施設

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			令和9年度まで	令和14年度まで
入新井特別出張所	音声、文字等による呼び出しカウンターの設置	大田区	○	

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			令和 9年 度まで	令和 14年 度まで
ハローワーク 大森	筆談対応の表示の設置	厚生労働省 東京労働局	○	
	音声、文字等による呼び出しカウンターの設置		実施済	
	トイレにオストメイト用汚物流しの設置		○	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの改善		○	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置		○	
大森郵便局	筆談用具の準備とその表示の設置	日本郵便 株式会社	○	
大田山王 郵便局	筆談対応の表示の設置	日本郵便 株式会社	○	
城南信用金庫 入新井支店	道路から受付等までの視覚障がい者のための 案内設備の設置	城南信用金庫	○	
	階段の段鼻の視認性の改善		○	

イ 福祉・医療施設

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			令和 9年 度まで	令和 14年 度まで
入新井老人 いこいの家	ローカウンターの設置	大田区	○	
	施設内の案内の設置		○	
	筆談対応の表示の設置		○	
山王高齢者 センター	案内板の設置	大田区	○	
	筆談対応の表示の設置		○	
	階段の段鼻の視認性の改善		○	
大森山王病院	車いす使用者用駐車スペースの設置	医療法人財団 中島記念会	○	

ウ 文化・教養施設

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			令和 9年 度まで	令和 14年 度まで
入新井図書館	筆談対応の表示の設置	大田区	○	
男女平等推進 センター エセナおおた	トイレに大型ベッドの設置	大田区	○	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置		○	
山王会館	階段の段鼻の視認性の改善	大田区	○	
山王草堂記念館	筆談用具の準備とその表示の設置	大田区	○	

工 教育施設

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			令和9年度まで	令和14年度まで
山王小学校	道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置	大田区	○	
	受付に呼び出し用ベルの設置		○	
	筆談用具の準備とその表示の設置		○	
	昇降口に椅子の設置		実施済	
	スロープの位置を案内するサインの設置		○	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置		○	
	トイレの洋式化		○	
	避難所としての利用を考慮した段差解消		○	
入新井第一小学校	出入口までの経路の段差解消	大田区	○	
	道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置		○	
	出入口の幅員の確保		○	
	ローカウンターを設置		○	
	筆談用具の準備とその表示の設置		○	
	階段の段鼻の視認性の改善		○	
	エレベーターの設置		○	
	車いす使用者用トイレの設置		○	
	トイレにオストメイト用汚物流しの設置		○	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置		○	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置		○	
	トイレの洋式化		○	
	車いす使用者用駐車スペースの設置		○	
	避難所としての利用を考慮した段差解消		○	

オ 商業施設

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			令和9年度まで	令和14年度まで
アトレ大森店	筆談対応の表示の設置	株式会社 アトレ	実施済	
	車いす使用者用トイレの設置		実施済	
	授乳室の設置		実施済	

【建築物特定事業の例】トイレの洋式化

- ・足腰の弱った高齢者等にとって和式便器での立ち座りの動作は負担が大きいため、洋式便器に改善しました。(山王高齢者センター)



<整備前>



<整備後>

(4) 教育啓発特定事業

対 象	事業内容	事業主体	事業開始時期
職員、従業員等	接遇教育の実施	大田区、各事業者	順次実施
区立小中学校の 教員、児童・生徒 等	学校連携教育事業の実施	大田区、NPO 法人大身連、 大田区手をつなぐ育成会	順次実施
区民等	バリアフリーに関する啓発活動の実施	大田区、NPO 法人大身連、 大田区手をつなぐ育成会	順次実施

【教育啓発特定事業の例】

- ・区内の小中学校において、総合的な学習の時間を活用し、障がい当事者の講話、白杖や車いす体験等を通じた障がい者の理解促進のための取組を実施しています。



<学校連携教育事業の実施の例>

(5) その他の事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			令和9年度まで	令和14年度まで
ホテルマイステイズプレミア大森(※)	筆談用具の準備とその表示の設置	株式会社マイステイズ・ホテル・マネジメント		○

※ 品川区内の一部施設も対象としています。なお、生活関連経路に接続していないため、建築物特定事業ではなく、その他の事業としました。

対象	事業内容	事業主体	事業開始時期
生活関連経路	看板や商品などの道路上へのはみだし解消	東京都、大田区	順次実施
	自転車利用のルールとマナーに関する広報啓発活動の実施	大田区	順次実施
	放置自転車対策の実施		順次実施
生活関連施設	高齢者、障がい者等への適切な対応	大田区、各事業者	順次実施
	バリアフリー情報の提供		順次実施

【その他の事業の例】

- ・ 区役所本庁舎内の各課窓口では、専用端末を介した遠隔手話通訳サービスを活用することができます。



<高齢者、障がい者等への適切な対応の例>

5-3-2 今後実施すべき事項

「今後実施すべき事項」とは、検討を行っているが時期が未定な事業や10年以内に実施が難しい事業等です。今後、区が事業者に対し、継続的に啓発を行い、改善を誘導していきます。

(1) 建築物

ア 公共・公益施設

整備対象	今後実施すべき事項	事業主体
入新井特別出張所	出入口から受付等までの視覚障がい者誘導用ブロックの設置	大田区
	階段の段鼻の視認性の改善	
	トイレに大型ベッドの設置	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置	
ハローワーク大森	ローカウンターの設置	厚生労働省 東京労働局
	トイレに大型ベッドの設置	
	授乳のできる場所の確保	
大森郵便局	ローカウンターの設置	日本郵便株式会社
	トイレにオストメイト用汚物流しの設置	
	トイレに大型ベッドの設置	
	トイレにベビーチェアの設置	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置	
	乳幼児用おむつ交換台の設置	
	授乳のできる場所の確保	
大田山王郵便局	出入口から受付等までの視覚障がい者誘導用ブロックの設置	日本郵便株式会社
	出入口の幅員の確保	
	ローカウンターの設置	
	案内板の設置	
	エレベーターの設置	
みずほ銀行大森支店	歩道から出入口までの舗装の改善	株式会社みずほ銀行
	グレーチングの改善	
城南信用金庫入新井支店	案内板の設置	城南信用金庫

イ 福祉・医療施設

整備対象	今後実施すべき事項	事業主体
入新井老人 いこいの家	トイレにオストメイト用汚物流しの設置	大田区
	トイレに大型ベッドの設置	
	トイレにベビーチェアの設置	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置	
	乳幼児用おむつ交換台の設置	
	授乳のできる場所の確保	
山王高齢者 センター	ローカウンターの設置	大田区
	トイレにオストメイト用汚物流しの設置	
	トイレに大型ベッドの設置	
	トイレにベビーチェアの設置	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置	
	乳幼児用おむつ交換台の設置	
	授乳のできる場所の確保	
大森山王病院	道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置	医療法人財団 中島記念会
	ローカウンターの設置	
	案内板の設置	
	筆談対応の表示の設置	
	音声、文字等による呼び出しカウンターの設置	
	階段の段鼻の視認性の改善	
	トイレに大型ベッドの設置	
	トイレにベビーチェアの設置	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置	
	授乳のできる場所の確保	

ウ 文化・教養施設

整備対象	今後実施すべき事項	事業主体
入新井図書館	出入口から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置	大田区
	案内板の設置	
入新井集会室	出入口から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置	大田区
	ローカウンターの設置	
男女平等推進センター エセナおおた	筆談用具の準備とその表示の設置	大田区
	階段の段鼻の視認性の改善	
山王会館	出入口の自動ドア化	大田区
	案内板の設置	
	トイレにオストメイト用汚物流しの設置	
	トイレに大型ベッドの設置	
	トイレにベビーチェアの設置	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置	
	乳幼児用おむつ交換台の設置 授乳のできる場所の確保	
山王草堂記念館	出入口にインターフォンを設置	大田区
	トイレに大型ベッドの設置	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	
	授乳のできる場所の確保	
尾崎士郎記念館	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	大田区

エ 教育施設

整備対象	今後実施すべき事項	事業主体
山王小学校	バリアフリールートのご案内の設置	大田区
	トイレにオストメイト用汚物流しの設置	
	トイレに大型ベッドの設置	
	トイレにベビーチェアの設置	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	
入新井第一小学校	トイレに大型ベッドの設置	大田区
	トイレにベビーチェアの設置	

5-4 さぽーとぴあ周辺地区における特定事業等

5-4-1 特定事業・その他の事業

「特定事業・その他の事業」とは、重点整備地区における生活関連施設や生活関連経路等を対象に、各事業者が取り組むバリアフリー化に関する事業です。

本構想では、特定事業・その他の事業の実施時期について、以下のとおり定めます。

【前期】 令和9（2027）年度までの事業完了を目標に実施する事業

【後期】 令和14（2032）年度までの事業完了を目標に実施する事業

なお、教育啓発特定事業等のソフト面の取組については、本構想の計画期間にとらわれず、今後継続して取り組むこととし、事業の開始時期を記載しています。

また、本構想の策定期間中（令和3～4（2021～2022）年度）に実施し、完了した事業については、実施時期の欄に「実施済」と記載しました。

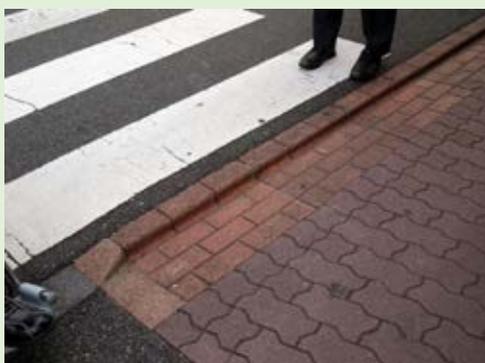
（1）道路特定事業

ア 都道

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			令和9年度まで	令和14年度まで
池上通り	歩道の段差・勾配の改善	東京都第二建設事務所	○	
	視覚障がい者誘導用ブロックの改善・設置		○	
	歩行空間の平坦性の確保		○	

【道路特定事業の例】 歩道の段差の改善

- ・横断歩道との接続部に段差があり、つまづく危険があるため、改善しました。
（区道主要14号線）



<整備前>



<整備後>

(2) 交通安全特定事業

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			令和9年度まで	令和14年度まで
生活関連経路	信号機の改良（音響機能の整備）	東京都 公安委員会	順次実施	
	横断歩道の整備		順次実施	
	道路標識・道路標示の適切な補修（必要に応じて実施）		継続的に実施	
	エスコートゾーンの整備（必要に応じて実施）		継続的に実施	
	違法駐車行為の防止のための事業		継続的に実施	

※ 交通安全特定事業を実施する路線や実施時期等については、別途、東京等公安委員会が作成する交通安全特定事業計画を参照してください。

【交通安全特定事業の例】 信号機の改良(音響機能の整備)

- ・ 視覚障がい者が安全に道路を横断できるように、信号機に音響機能を整備しました。（池上通り）



<整備前>



<整備後>

(3) 建築物特定事業

ア 公共・公益施設

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			令和9年度まで	令和14年度まで
新井宿特別出張所	階段の段鼻の視認性の改善	大田区	○	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置			○
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置			○
大森地域庁舎	庁舎を示すサインの改善	大田区		○
	グレーチングの改善		○	
	出入口の音声案内設備の改善		○	
	出入口から庁舎案内までの視覚障がい者のための案内設備の改善			○
	庁舎案内の改善		○	
	コーナーガードの取り付け			○
	車いす使用者用トイレまでの視覚障がい者のための案内設備の設置			○
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置		○	
	授乳室の鍵の貸出方法の改善		実施済	
きらぼし銀行大森支店	道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置	株式会社 きらぼし銀行	実施済	
	筆談対応の表示の設置		実施済	
	車いす使用者用駐車スペースの確保		実施済	

イ 福祉・医療施設

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			令和9年度まで	令和14年度まで
地域包括支援センター新井宿	筆談用具の準備とその表示の設置	大田区	○	
障がい者総合サポートセンター(さぼーとぴあ)	フラッシュライトを示す表示の設置	大田区	○	
新井宿老人いこいの家	案内板の設置	大田区	○	
	筆談対応の表示の設置		○	
	車いす使用者用トイレの改修		○	

ウ 文化・教養施設

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			令和9年度まで	令和14年度まで
大田文化の森	筆談対応の表示の設置	大田区	○	
新井宿会館	筆談用具の準備とその表示の設置	大田区	○	
	階段の段鼻の視認性の改善		○	
龍子記念館	筆談用具の準備とその表示の設置	大田区	○	
	階段の段鼻の視認性の改善		○	

エ 教育施設

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期	
			令和9年度まで	令和14年度まで
入新井第二小学校	出入口までの経路の段差解消	大田区		○
	道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置			○
	筆談用具の準備とその表示の設置		○	
	エレベーターの設置			○
	トイレにオストメイト用汚物流しの設置			○
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置			○
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置			○
	トイレの洋式化			○
	避難所としての利用を考慮した段差解消			○
入新井第四小学校	出入口までの経路の段差解消	大田区	○	
	道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置		○	
	筆談用具の準備とその表示の設置		○	
	トイレの手すりの設置		○	
	車いす使用者用トイレの設置		○	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置		○	
	トイレの洋式化		○	
	避難所としての利用を考慮した段差解消		○	
大森第三中学校	道路から受付等までの視覚障がい者のための案内設備の設置	大田区	○	
	筆談用具の準備とその表示の設置		○	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置		○	
	トイレの洋式化		○	
	避難所としての利用を考慮した段差解消		○	

【建築物特定事業の例】受付カウンターに杖ホルダーを設置

- 杖を使用する高齢者や障がい者がカウンターを利用する際、杖を立てかけることができるように、杖ホルダーを設置しました。(大田文化の森)



<整備前>



<整備後>

(4) 教育啓発特定事業

対 象	事業内容	事業主体	事業開始時期
職員、従業員等	接遇教育の実施	大田区、各事業者	順次実施
区立小中学校の教員、児童・生徒等	学校連携教育事業の実施	大田区、NPO 法人大身連、大田区手をつなぐ育成会	順次実施
区民等	バリアフリーに関する啓発活動の実施	大田区、NPO 法人大身連、大田区手をつなぐ育成会	順次実施

【教育啓発特定事業の例】

- 大田区では、啓発冊子「知ることからはじまるユニバーサルデザインまちづくり心のバリアフリーハンドブック」を区内小中学校や地域におけるユニバーサルデザイン実践講座等で配布し、心のバリアフリーの啓発に取り組んでいます。



<バリアフリーに関する啓発活動の実施の例>

5-4-2 今後実施すべき事項

「今後実施すべき事項」とは、検討を行っているが時期が未定な事業や10年以内に実施が難しい事業等です。今後、区が事業者に対し、継続的に啓発を行い、改善を誘導していきます。

(1) 建築物

ア 公共・公益施設

整備対象	今後実施すべき事項	事業主体
新井宿特別出張所	音声、文字等による呼び出しカウンターの設置	大田区
	授乳のできる場所の確保	

イ 福祉・医療施設

整備対象	今後実施すべき事項	事業主体
新井宿老人いこいの家	ローカウンターの設置	大田区
	エレベーターの設置	
	トイレにオストメイト用汚物流しの設置	
	トイレに大型ベッドの設置	
	トイレにベビーチェアの設置	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置	
	乳幼児用おむつ交換台の設置	
	授乳のできる場所の確保	
	車いす使用者用駐車スペースの確保	
大森赤十字病院	トイレに大型ベッドの設置	日本赤十字社 東京都支部
	トイレにベビーチェアの設置	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置	

ウ 文化・教養施設

整備対象	今後実施すべき事項	事業主体
大田文化の森	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	大田区
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置	
新井宿会館	出入口から受付等までの視覚障がい者誘導用ブロックの設置	大田区
	案内板の設置	
	トイレにオストメイト用汚物流しの設置	
	トイレに大型ベッドの設置	
	トイレにベビーチェアの設置	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	
	トイレに異性介助のためのカーテンの設置	
	乳幼児用おむつ交換台の設置	
	授乳のできる場所の確保	
龍子記念館	トイレに大型ベッドの設置	大田区
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	
	授乳のできる場所の確保	

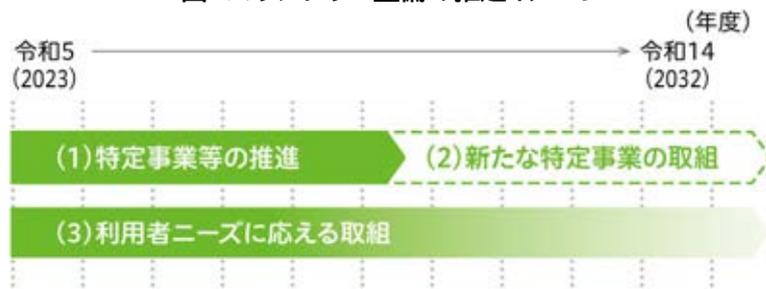
エ 教育施設

整備対象	今後実施すべき事項	事業主体
入新井第二小学校	トイレに大型ベッドの設置	大田区
	トイレにベビーチェアの設置	
入新井第四小学校	エレベーターの設置	大田区
	トイレにオストメイト用汚物流しの設置	
	トイレに大型ベッドの設置	
	トイレにベビーチェアの設置	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	
大森第三中学校	トイレにオストメイト用汚物流しの設置	大田区
	トイレに大型ベッドの設置	
	トイレにベビーチェアの設置	
	トイレ内に非常時を知らせるライトの設置	

第6章 本構想の推進に向けて

街なかのバリアフリー化を計画的・効果的に行なっていくために、以下に「バリアフリー整備の推進イメージ」を示し、大田区バリアフリー基本構想おおた街なか“すいすい”プランを推進していきます。

図 バリアフリー整備の推進イメージ



(1) 特定事業等の推進

① 特定事業・その他の事業

「特定事業・その他の事業」は、事業主体が特定事業計画を作成し、事業の予定期間等を定め、計画的に事業を実施します。

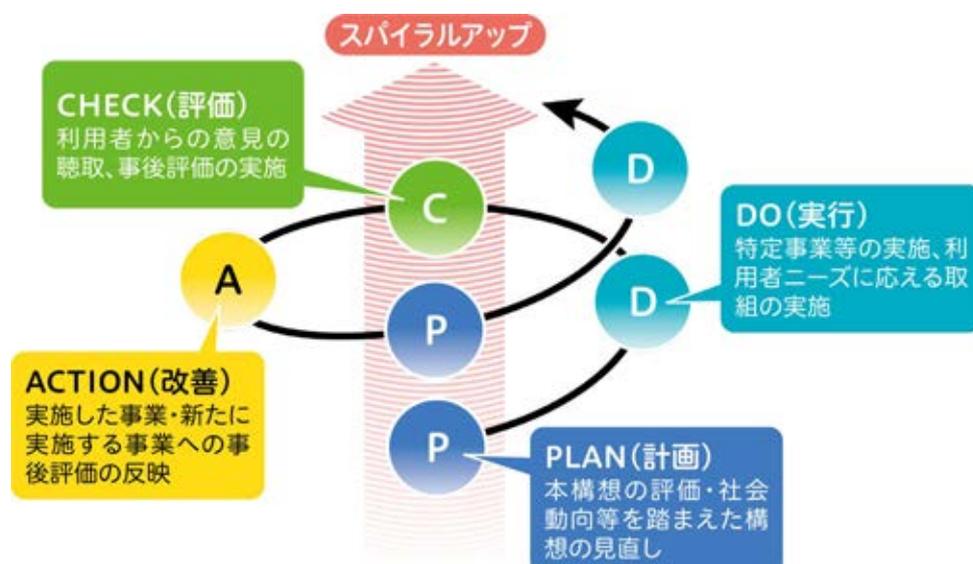
② 今後実施すべき事項

「今後実施すべき事項」は、各事業者に対し啓発を行い、改善の取組を促し、連携体制を構築することで、ハード整備等の実施に繋げていきます。

(2) 新たな特定事業の取組

「特定事業・その他の事業」を一度実施しただけでは、街なかのバリアフリー化が完了したとは言えず、時代背景や利用者ニーズ等を考慮した継続的な取組が必要となります。よって、各事業者はP D C Aサイクルに基づき、新たな課題やニーズを抽出し、さらなる特定事業の取組を推進することが求められます。

図 PDCAサイクルとスパイラルアップ



(3) 利用者ニーズに応える取組の実施

「特定事業・その他の事業」の実施にかかわらず、障がいのある方などから何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁(※)を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障がいのある方の権利利益が侵害される場合には、差別に当たります。

本構想では、各事業者が「特定事業・その他の事業」を実施するのみではなく、「利用者ニーズに応える取組」を並行して行うことで施設等の利便性・安全性の向上を図るとともに、ハード・ソフト両輪によるバリアフリー整備を推進します。

利用者ニーズに応える取組の例を以下に示します。なお、取組例については、あくまで一例であり、区民部会での検討を踏まえた内容です。

図 利用者ニーズに応える取組例



受付や窓口において、車いす等に座ったまま、ひざの上で書類を記入できる簡易型記帳台を貸し出す。



簡易案内図を作成し、配布する。



車いす使用者用トイレにおいて、視線を遮ることができる衝立等を貸し出す。



授乳やおむつ交換できる場所として、空き会議室等のスペースを貸し出す。また、貸出についての表示を設置する。

※ 社会的障壁：障がいのある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障がいのある方の存在を意識していない慣習、文化など）、観念（障がいのある方への偏見など）その他一切のもの。

(4) 事業の進捗管理

本構想の実効性を高め、効果的なバリアフリー化を推進していくため、協議会において、事業内容や実施スケジュール等を把握し、適切な進捗管理を行います。

また、区は、ホームページや広報紙等を活用し、事業の進捗状況や実施された事業等を広く区民へ周知します。さらに、各事業者が利用者を対象に行うバリアフリー情報の提供を支援します。

(5) 事後評価の実施

事業の実施により、利用者の安全性、利便性、快適性がどれくらい向上したかを把握することが必要です。そのため、高齢者、障がい者等の参加による整備後の現地確認やヒアリング等を行い、利用者からの意見を集め、事業の評価を実施します。

また、評価結果をもとに、新たな課題の抽出や整備内容の見直し等を行うことにより、事業の質の向上を図ります。

(6) 構想の見直し

バリアフリー法第25条の2には、バリアフリー基本構想を作成した場合は、概ね5年ごとに、重点整備地区における事業の実施状況についての調査、分析及び評価を行い、必要に応じてバリアフリー基本構想を変更するものとされています。

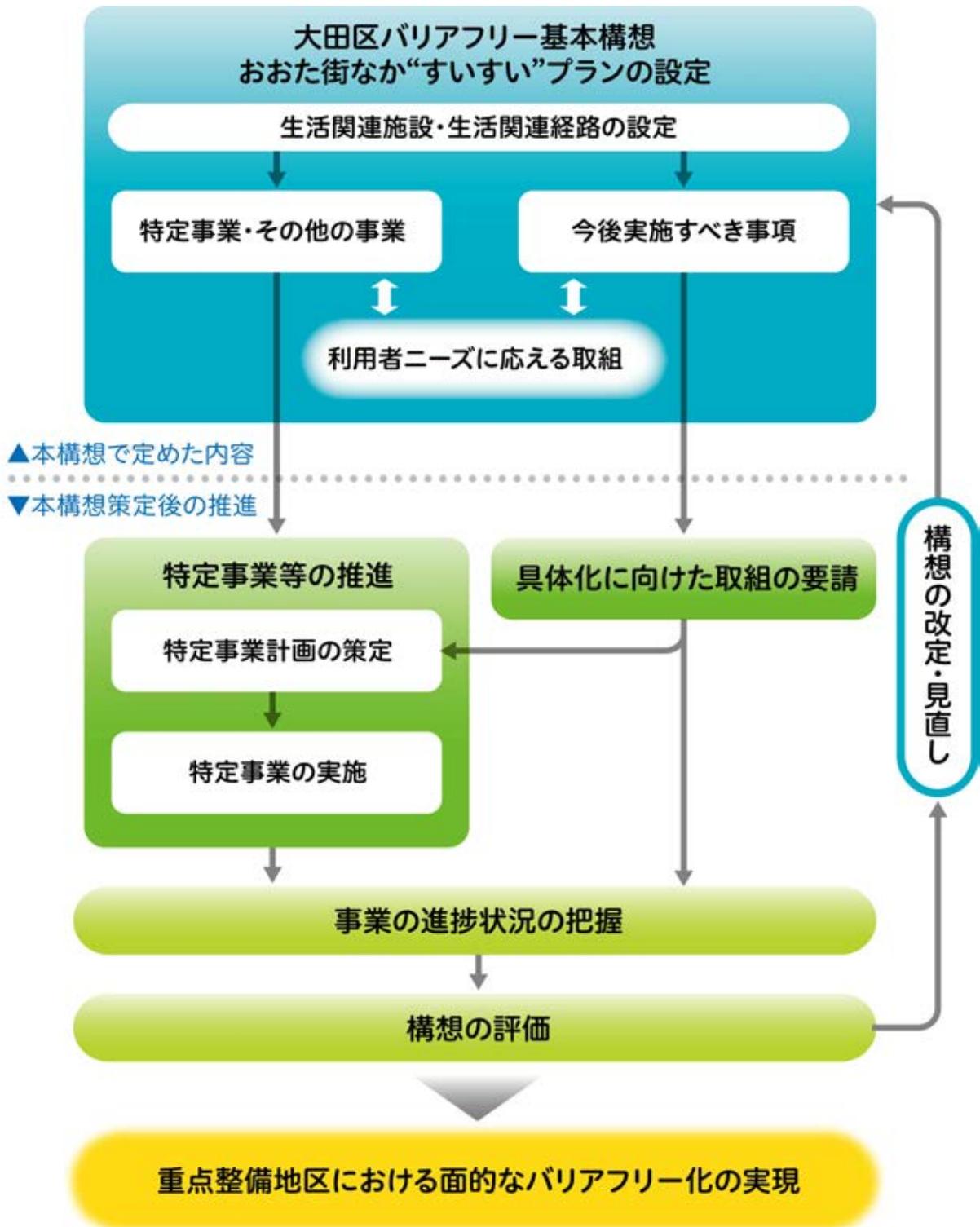
また、今後、高齢化のさらなる進展や、高齢者、障がい者等の社会参加の機会が増加することにより、バリアフリー化に対する要求がますます高まっていくことが予想されます。一方、高齢者、障がい者等の移動を支援するシステムの開発など、バリアフリーに関する技術開発も進められています。

そのため、協議会において、概ね5年ごとに本構想の評価を行い、その結果とバリアフリーに関する社会動向等を踏まえ、「段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）」を図り、必要に応じて本構想の見直しを行います。

(7) おおた街なか“すいすい”プランの推進

(1) から (6) の関係性を以下の図に示します。

図 おおた街なか“すいすい”プランの推進



参考資料

資料1 まち歩き点検のまとめ

(1) まち歩き点検の概要

大田区のバリアフリー基本構想である“すいすい”プランの改定にあたり、バリアフリーに関する具体的な問題点や課題を利用者の視点で抽出し、計画に反映させることを目的として、区民部会によるまち歩き点検を実施しました。

① 区民部会構成メンバー

所属	人数(人)
大田区肢体障害者福祉協会	3
大田区視覚障害者福祉協会	3
大田区聴覚障害者協会	2
大田区手をつなぐ育成会	1
大田区精神障がい者家族連絡会	3
大田区シニアクラブ連合会	4
共に生きるまち大田	1
学識経験者	2

② 対象地区・日程

対象地区	日程
蒲田駅周辺地区	令和3年10月28日(木)
大森駅周辺地区	令和3年11月9日(火)
さぽーとぴあ周辺地区	※1名別日に実施

③点検ルート

対象地区	ルート／対象施設 () は集合・解散場所
蒲田駅周辺地区	A班. (蒲田駅西口)～志茂田福祉センター～志茂田小学校
	B班. 京急蒲田駅～アパホテル京急蒲田駅前～ライフ京急蒲田店～ウイングキッチン京急蒲田
	C班. 北蒲広場～梅屋敷駅～大田区総合体育館～蒲田図書館
大森駅周辺地区	D班. 山王小学校～みずほ銀行大森支店～(大森駅)
さぽーとぴあ周辺地区	E班. 大森地域庁舎～入新井第四小学校

図 点検ルート総括図



③参加者

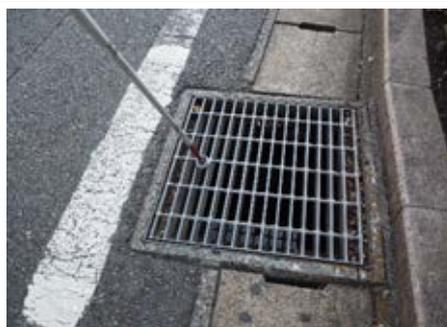
所属等	参加人数（人）				
	令和3年10月28日			令和3年11月9日	
	A班	B班	C班	D班	E班
大田区肢体障害者福祉協会	1		1		1
大田区視覚障害者福祉協会	1	1	1	2	1
大田区聴覚障害者協会		1			
大田区手をつなぐ育成会		1		1	
大田区精神障がい者家族連絡会			2		1
大田区シニアクラブ連合会	1	1	1	1	1
共に生きるまち大田	1				
学識経験者				1	
計	4	4	5	5	4

(2) Aルート of 主な意見

A班. (蒲田駅西口)～志茂田福祉センター～志茂田小学校

環状八号線～踏切

グレーチングの隙間が大きめ（4cm程度）なので、白杖が引っかかるのではないかと。



踏切～志茂田福祉センター

歩道がなく歩きにくい。



志茂田福祉センター：一般トイレ
多機能トイレと同じように、聴覚向けのランプを設置することはできないのか。



志茂田福祉センター：多機能トイレ
利用者と介助者の性別が違う場合等に対応するため、簡易的なカーテンは設置できないのか。



志茂田小学校：出入口
電動車いすでの通行には問題ないが、手動ではきついと思う（勾配10.8%）。



(3) Bルート of 主な意見

B班. 京急蒲田駅～アパホテル京急蒲田駅前～ライフ京急蒲田店～ウイングキッチン京急蒲田

京急蒲田駅西口交差点
歩行者用信号の青時間が短い。また、音響式信号機の音が聞こえにくい。



京急蒲田駅入口バス停

視覚障がい者誘導用ブロックがなく
バス停の位置がわからない。



アパホテル京急蒲田駅前：トイレ

サインが小さくてわかりにくい。



**ライフ京急蒲田店：サービスカウン
ター**

筆談ボードがあるとよい。



ウイングキッチン京急蒲田：トイレ

利用時間の案内板が、開いている時
間は壁についでいるのでわかりにく
い。正面に見えるようにしてほしい。



(4) Cルート of 主な意見

C班. 北蒲広場～梅屋敷駅～大田区総合体育館～蒲田図書館

北蒲広場：多機能トイレ

オストメイト用設備がない。



北蒲広場～梅屋敷駅

ガードレールの内側は幅が狭いため、車いすは車道を通らなければならない。



大田区総合体育館：多機能トイレ

2か所あり、手すりの配置が左右対称となっている。中をみないでも手すりの配置がわかるように、扉などに表示してあるとよい。



蒲田図書館：トイレ

ベビーチェア、ベビーベッドがない。



(5) Dルート of 主な意見

D班. 山王小学校～みずほ銀行大森支店～(大森駅)

<p>山王小学校：昇降口</p> <p>スロープの両側は段差になっているので、視覚障がい者にとって危険ではないか。</p>	
<p>大森駅【山王口】バス停</p> <p>バス停に上屋がない。</p>	
<p>山王口交差点</p> <p>一部の信号機に音響機能がない。また、歩行者用信号の青時間が短く、高齢者や障がい者は渡り切れない。 《歩車分離式信号、1か所音響機能あり》</p>	
<p>みずほ銀行：出入口</p> <p>出入口からATMや受付まで視覚障がい者の誘導がない。</p>	

(6) Eルート of 主な意見

E班. 大森地域庁舎～入新井第四小学校

大森地域庁舎：建物内案内

館内触知図がない。



大森地域庁舎：授乳室

乳幼児を抱えて2階に鍵を取りにいかなければならない仕組みは使い勝手が悪い。



緑道の交差点

曲がり角部分について、視覚障がい者誘導用ブロック等がない。



入新井第四小学校：出入口

スロープになっていたほうが良い。

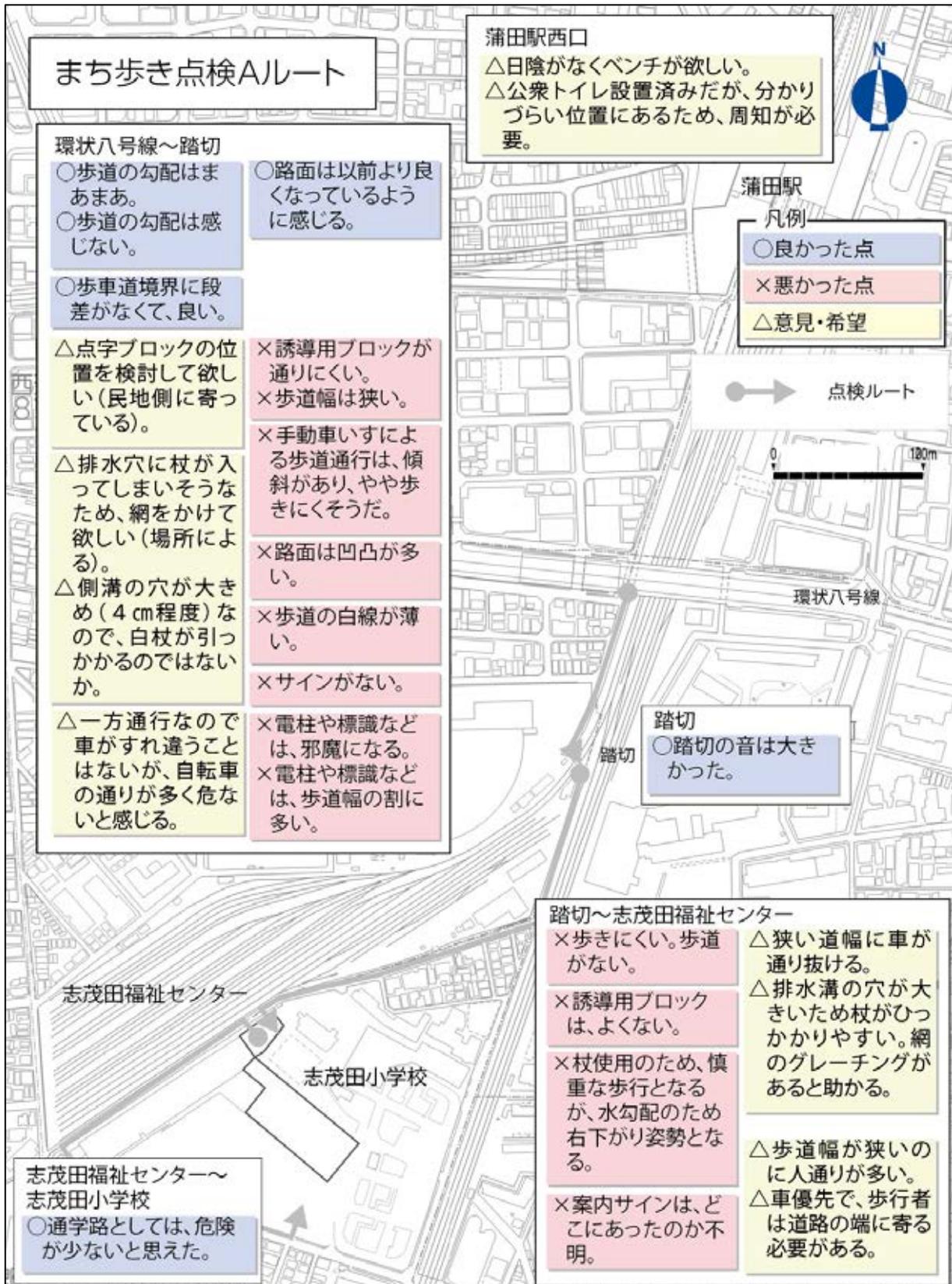


入新井第四小学校：一般トイレ

洋式便器の数が少なく（職員用女子トイレは5基中1基）、手すりもない。



(7) まち歩き点検の結果 (詳細意見)



志茂田福祉センター

- 凡例
- 良かった点
 - ×悪かった点
 - △意見・希望

出入口～受付
 △音サインがあると便利だ。
 △受付カウンターはもう少し広い方がよい。



トイレ
 △多機能トイレと同じように、聴覚向けのランプを設置することはできないのか。
 ×手すりが付いていない個室もある。



階段

トイレ
 通路・サイン
 ○とても広く通りやすい。
 ○サインは判りやすく大きくて良い。

階段
 △階段の最初の部分はスロープにしたらどうか。



多機能トイレ

多機能トイレ
 ×ベビーベッドやベビーチェアが設置されていない。
 △利用者と介助者の性別が違う場合等に対応するため、簡易的なカーテンは設置できないのか。

志茂田小学校

- 凡例
- 良かった点
 - ×悪かった点
 - △意見・希望



多機能トイレ
 △多機能トイレの利用方法が気になる(小さな椅子やタイマー等が置かれていた)。

一般トイレ
 △多機能トイレと同じように、聴覚向けのランプを設置することはできないのか。



出入口・通路
 ○出入口・通路幅については、移動に支障がないので、ちょうど良い。

通路・階段
 ○あまりにも広くて驚いた。

道路から建物出入口
 ×電動車いすでの通行には問題ないが、手動ではきつと思う。



出入口



アパホテル京急蒲田駅前

凡例

- 良かった点
- ×悪かった点
- △意見・希望

エレベーター

- △緊急時になぜ止まっているのかを文字で表示してほしい。
- △大型の車いすは入れないのではないか。

フロント

- 手話ができる従業員がいることはよい。
- △手話や筆談ができるという表示があるとよい。
- ×フロントを示す文字が小さい。

障がい者用駐車施設

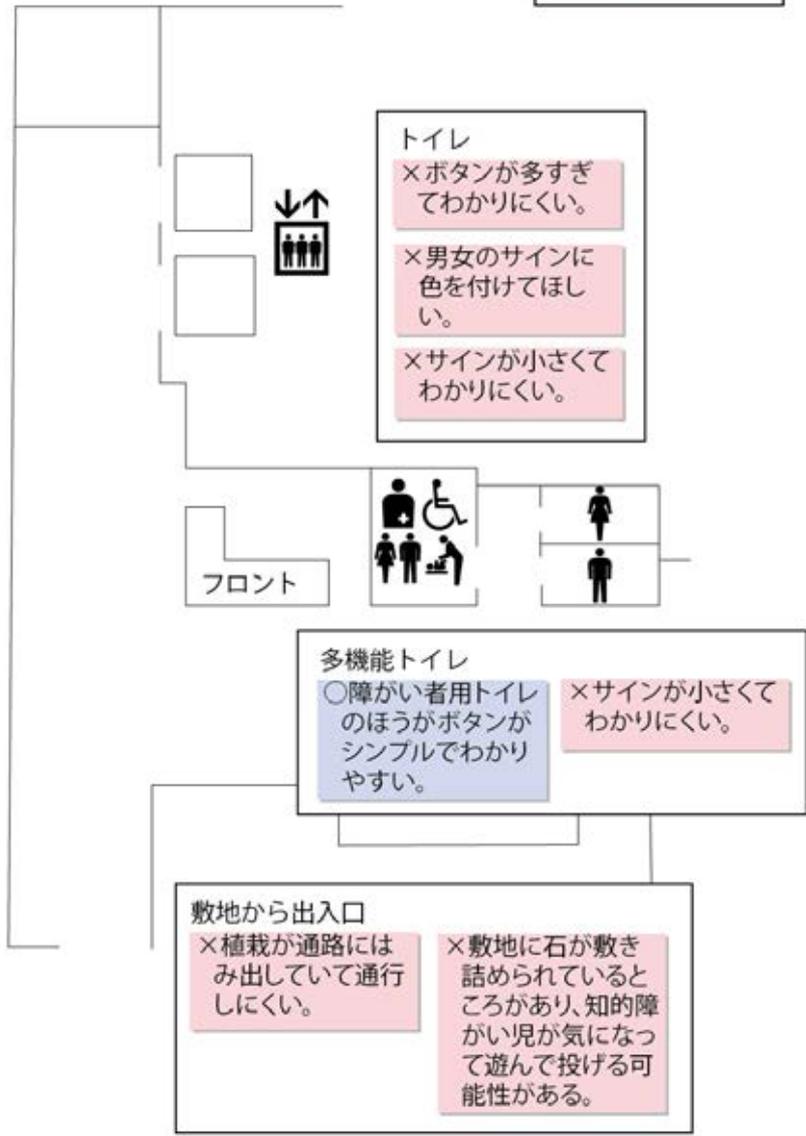
- ×障がい者用駐車場であることが分かりにくい。色使い、視認性等。立て看板等があるとよい。

出入口

- ×マットがめくれあがって歩きにくい。
- ×インターフォンがあることがわかりにくい。

災害時

- △災害時に避難を示すランプがあるとよい。



歩道

バリアフリールーム

- △無線・振動呼び出し器等があるとよい。
- ×バリアフリールームのトイレの流し方がわかりにくい。
- ドアが大きくて入りやすい。
- △ドアにストッパーがあるとよい。

ライフ京急蒲田店

1階

サイン
×トイレの表示がない。

通路
×1階の通路が狭く
車いすではすれ違
えない。

エレベーター
○エレベーター内
にカメラがあつて
よい。
○エレベーターは
戸がガラス窓でよ
い。

レジ
△レジは通路が狭
いところと広いと
ころがあるので、
床に案内があると
よい。

レジ

サービス
カウンター

サービスカウンター
△筆談ボードがあ
るとよい。



レジ前通路



サービスカウンター

- 凡例
- 良かった点
 - ×悪かった点
 - △意見・希望

歩道

ウイングキッチン京急蒲田

- 凡例
- 良かった点
 - ×悪かった点
 - △意見・希望

M2F

トイレ・多機能トイレ
 ×トイレの利用時間の案内板が、開いている時間が壁についているのでわかりにくい。正面に見えるようにしてほしい。



トイレの時間表示

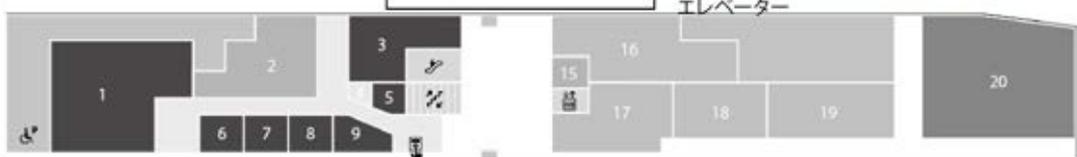


1F

エレベーター
 ×エレベーターのサインが改札側にしかない。
 ○エレベーターは戸がガラス窓でよい。



エレベーター



障がい者用駐車施設
 ×障がい者用駐車施設は床面のサインだけではわかりにくいので、壁面にもサインがあるとよい。

インターフォン
 ×インターフォンの位置がわかりにくい。



インターフォン



北蒲広場

- 凡例
- 良かった点
 - ×悪かった点
 - △意見・希望



階段

階段
△階段の手すりは両側にあるとよい。



出入口～受付・エレベーター
△受付の位置を示す案内(矢印)があるとよい。
△エレベーターの位置を示す案内(矢印)があるとよい。
×案内板に点字がない。
△受付前の机と壁の間が狭い。車いすの通行に配慮して机を配置してほしい。

トイレ
△トイレの位置を示す点字の案内板や音声案内を設置してほしい。
△トイレの扉に和式、洋式の区別を表示してほしい。

道路～出入口
×門扉のレールの溝に白杖はまる可能性がある。
×道路から施設入口までの視覚障がい者誘導用ブロックがない。

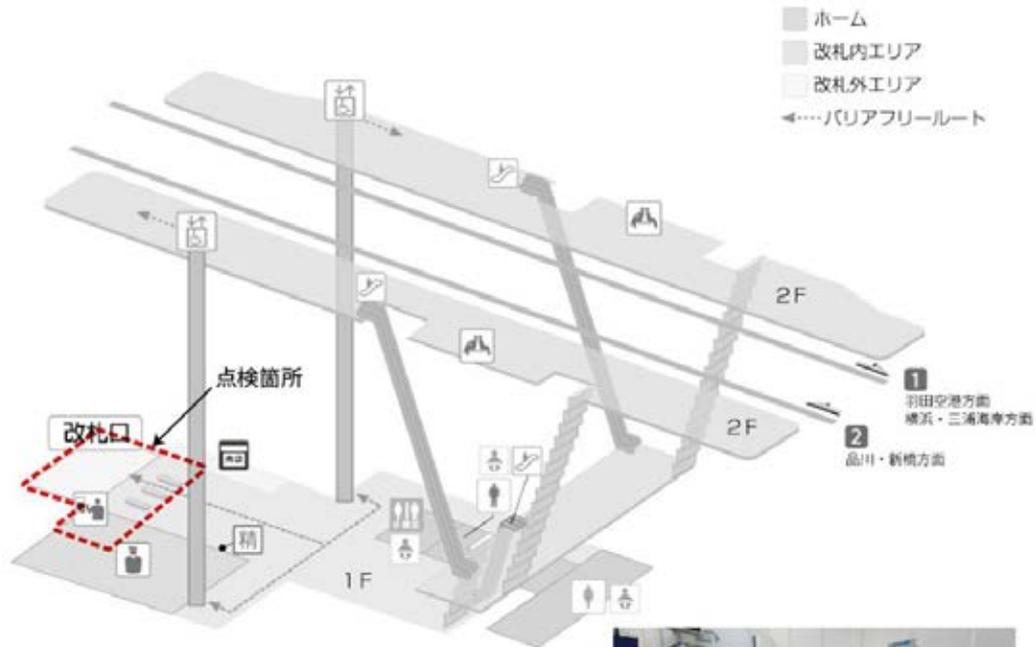
エレベーター
○エレベーターに音声案内とボタンの点字があった。



多機能トイレ

多機能トイレ
×多機能トイレのサインが目立たない。
△多機能トイレは自動ドアにしてほしい。
△多機能トイレのトイレトーパーホルダーは両側に設置してほしい。
×トイレにオストメイト用設備がない。

梅屋敷駅



券売機

- ×券売機のパネルの位置が車いす使用者にとってやや高い。
- 点字の運賃表があった。
- 点字付きの構内案内図があった。

有人改札口

- 車いす使用者に対応したローカウンターがあった。
- 筆談用具があった。
- △筆談用具ありの表示は見つけやすい位置に表示してほしい。

凡例

- 良かった点
- ×悪かった点
- △意見・希望



有人改札口



券売機

蒲田図書館

凡例

○良かった点

×悪かった点

△意見・希望



受付のローカウンター

受付

○ローカウンターは車いすで利用しやすい高さになっている。

○受付に「よやくのうけとり」「とうろく、そうだん」などのひらがなの案内があるのがよい。



体育館側出入口

体育館側出入口

×図書館北側(公園側)の歩道は車道との境に段差がある。



エレベーター

×エレベーターは大型の車いすだと狭い。

トイレ

×トイレまでの通路がやや狭い。

×多機能トイレの位置がわかりにくい。

×多機能トイレがやや狭い。大型の車いすだと回転が難しい。

×トイレにベビーチェア、ベビーベッドがない。



多機能トイレ

山王小学校

凡例

○良かった点
×悪かった点
△意見・希望

校門～昇降口

×門扉の幅員が車いすだとやや狭い。視覚障がい者はガイドヘルパーと並んで通れない。

○校門から昇降口まで軒下を通行できるため、雨でも傘をささずにすむ。



校門

昇降口・受付

×昇降口の段差は、視覚障がい者にはわからないので、危ない。

△昇降口にあるスロープが受付から離れているので、スロープの位置を示すサインがあるとよい。

×スロープの両側は段差になっているので、視覚障がい者にとって危険ではないか。

△昇降口のスロープ側にも校内の案内図を設けるなど何らかの案内があるとよい。

△受付の窓の位置が車いす使用者にはやや高い。呼び出し用のベルやインターホンがあるとよい。

△昇降口に椅子があると靴の脱ぎ履きがしやすいのではないか。



車いす使用者用トイレ

トイレ

×トイレにベビーチェアとベビーベッドがない。

×避難所として利用するときのため、ベビーチェアやベビーベッドがあった方がよい。

△車いす使用者用トイレのモップを掛けている位置が車いす使用者には邪魔ではないか。



昇降口のスロープ

みずほ銀行大森支店

凡例

○良かった点

×悪かった点

△意見・希望

ATMコーナー

×ATMのパネルが車いす使用者にはやや高く、見にくいのではないか。

△床のテープでの矢印の誘導は、知的障がい者にはわかりにくい。ロープを設置したり、足跡のマークを付けたりした方がわかりやすい。

×店内の案内板の位置が低く、知的障がい者にはわかりにくい。

窓口・ロビー

×窓口フロアの床材(カーペット)が車いすの移動には負担になりそう。

×車いす使用者用の記載台がない。

△案内板は、日本語だけでなく、英語、多言語で表示してほしい。

ATM

窓口



ATM

総合受付

△総合受付の案内の表示がもう少しわかりやすいとよい。

○総合受付に耳マークと筆談用のホワイトボードがあった。

歩道



出入口

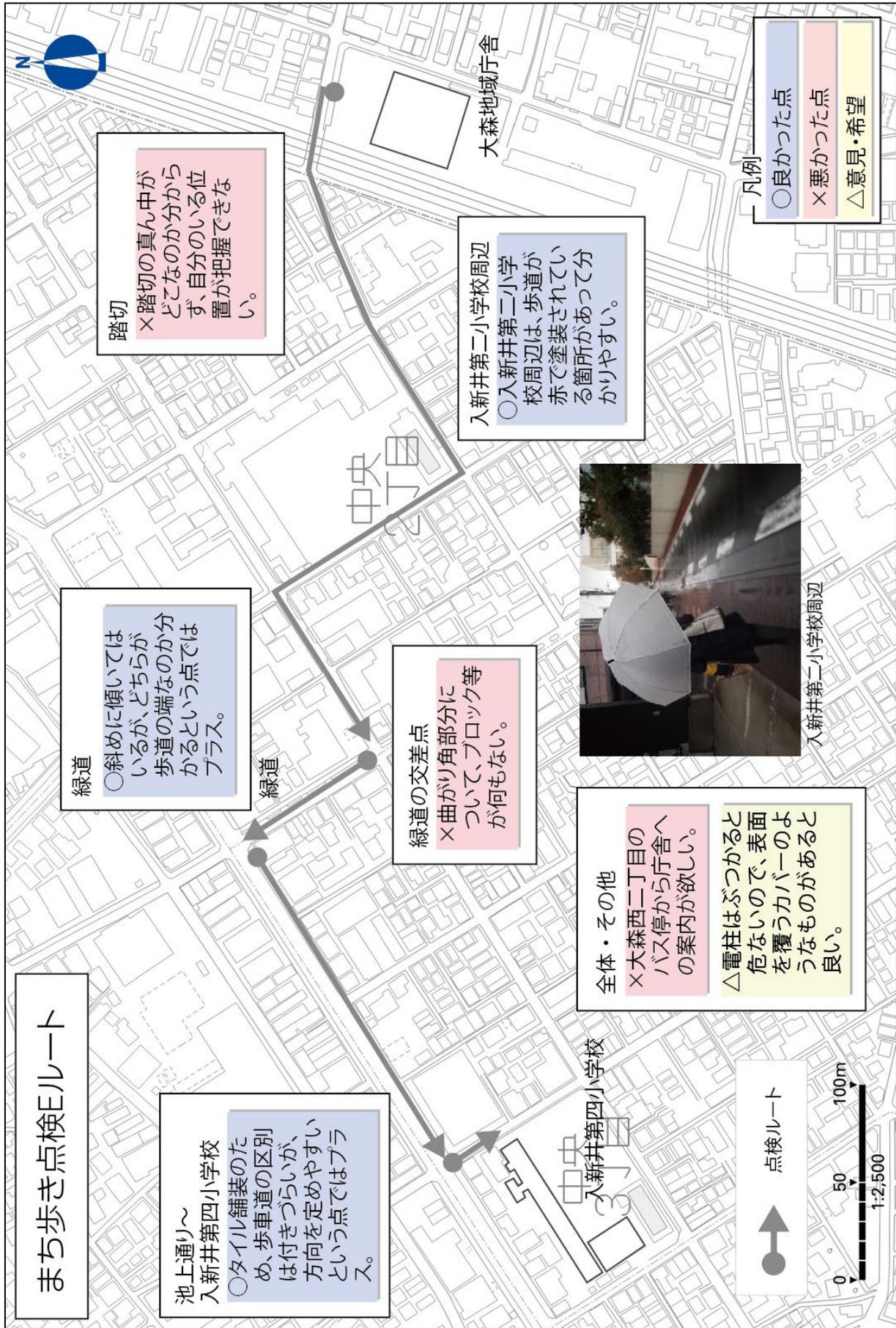
出入口

×歩道から出入口の間の路面の舗装が老朽化しており、ひび割れ部分が水たまりになっていた。

×出入口前のタイルが雨でぬれると滑りやすい。

×正面のグレーチングは網目が細かいが、正面左側と右側にあるグレーチングは網目が少し大きい。白杖などがはまって危ない。

×出入口からATMや受付まで視覚障がい者の誘導がない。



まち歩き点検Eルート

池上通り～
入新井第四小学校
○タイル舗装のため、歩車道の区別は付きづらいが、方向を定めやすいという点ではプラス。

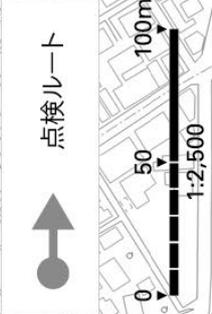
緑道
○斜めに傾いてはいるが、どちらが歩道の端なのか分かるという点ではプラス。

踏切
×踏切の真ん中からどこのか分からず、自分の位置が把握できない。

緑道の交差点
×曲がり角部分について、プロック等が何も無い。

入新井第二小学校周辺
○入新井第二小学校周辺は、歩道が赤で塗装されている箇所が分りやすい。

全体・その他
×大森西二丁目のバス停から庁舎への案内が欲しい。
△電柱はぶつかると危ないので、表面を覆うカバーのよいものがあると良い。



- 凡例
- 良かった点
 - ×悪かった点
 - △意見・希望

大森地域庁舎

- 凡例
- 良かった点
 - ×悪かった点
 - △意見・希望

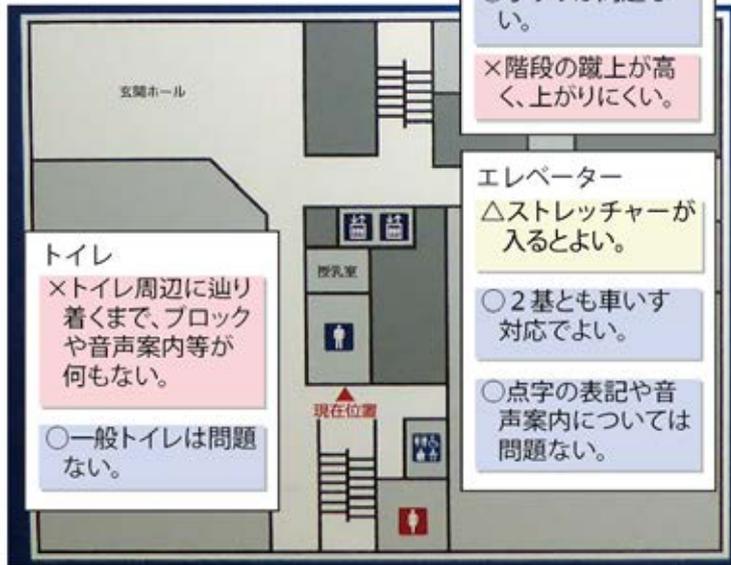
- 出入口**
- ×シグナルエイドの反応が悪い。
 - △スピーカーはドアの真上にある方が分かりやすい。
 - 広くて入りやすい。

- 案内板**
- 色が見やすい。
 - 正面にあるのがいい。
 - 見やすい。

- 建物内移動**
- ×本庁舎でも使用されているラバーによる誘導は、一般の白杖では分かりづらい。

- 触知案内図**
- ×館内触知図がない。

- 道路から建物出入口**
- △庁舎のサインは、大きく、縦のものがよい。
 - 段差がなくて、良い。
 - ×公道からの誘導は少し分かりづらい。
 - ×グレーチングの粗い箇所が所々あり、一般の白杖では引っかかる。



- 授乳室**
- ×赤ん坊を抱えて2階に鍵を取りにいかねばならない仕組みはどうか。
 - △粉ミルク用のお湯があったほうがいいのではないか。

- 多機能トイレ**
- 有事の際、中の声が外にもちゃんと聞こえて、良い。
 - 着替え台があって良い。
 - 流すという文字が大きくてよい。
 - △異性介助のため、カーテンをつけてほしいという要望が増えてきている。
 - 入口のボタンは、車いすの方にもちょうど良い高さである。

- その他・全体**
- △受付は各階にお越しく下さいと案内があるとよい。
 - △壁や柱の角について、面取り等丸みのある仕上げがよい。

入新井第四小学校

- 凡例
- 良かった点
 - ×悪かった点
 - △意見・希望

全体

- ×エレベーターがない。
- 掃除が行き届いていてきれいだ。



トイレ

トイレ

- ×個々の便所の面積が狭い。
- ×来賓・先生用のトイレも洋式が1つしかなく、手すりもない。



出入口前

出入口前の階段
△スロープになっていたほうが良い。

階段

- 小学校の方が、地域庁舎に比べ階段が上りやすい。

資料2 事業者アンケートのまとめ

(1) アンケート調査の概要

大田区のバリアフリー基本構想である“すいすい”プランの改定にあたり、大田区移動等円滑化促進方針おおた街なか“すいすい”方針（令和2年3月策定）における移動等円滑化促進地区内の建物（既存施設）、及び今回の改定に伴い拡大した重点整備地区内の建物（新規施設）におけるバリアフリーの現状や今後の方針等について把握するため、生活関連施設に指定する施設（建築物）を対象としたアンケート調査を実施しました。

調査期間は、令和3年7月30日（金）～8月20日（金）です。

表 アンケート調査の対象施設

種類		対象範囲
建築物	公共・公益施設	区役所本庁舎・地域庁舎・特別出張所、税務署、警察署、郵便局・銀行等
	福祉・医療施設	高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、病院等
	文化・教養施設	図書館、区民センター、文化センター等
	教育施設	公立小学校、公立中学校等
	スポーツ施設	総合体育館
	商業施設	店舗面積 500 m ² 以上の小売店
	宿泊施設	都市ホテル（床面積 1,000 m ² 以上のもの）

表 施設種類別アンケート配布・回収数

対象施設	配布数（票）	回収数（票）	回収率
公共・公益施設	35	15	42.9%
福祉・医療施設	18	10	55.6%
文化・教養施設	15	15	100%
教育施設	13	11	84.6%
スポーツ施設	1	1	100%
商業施設	28	12	42.9%
宿泊施設	34	12	35.3%
計	144	76	52.8%

表 既存・新規別アンケート配布・回収数

対象施設	配布数（票）	回収数（票）	回収率
既存施設	81	58	71.6%
新規施設	63	18	28.6%
計	144	76	52.8%

表 地区別アンケート配布・回収数

対象地区	配布数（票）	回収数（票）	回収率
蒲田駅周辺地区	90	46	51.1%
大森駅周辺地区	36	18	50.0%
さぽーとびあ周辺地区	18	12	66.7%
計	144	76	52.8%

（２）アンケート調査の結果の概要

調査結果の概要をハード面とソフト面に分けて示します。

①ハード面

質問項目	結果の概要
出入口の幅員	・「100cm 以上」が 81.6%、「85cm 以上 100cm 未満」が 13.2%、「85cm 未満」が 1.3%
出入口の形状	・「自動ドア」が 76.3%、「手動ドア」が 21.1% ・「手動ドア」の施設は、文化・教養施設、教育施設、宿泊施設等となり、主に学校という結果
敷地の外部から主要な出入口までのアプローチ	・「階段や段差はなく平坦である」が 47.3%、「階段や段差がある」が 14.5%、「高低差を解消するスロープがある」が 31.6%
視覚障がい者誘導用ブロック	・「連続してある」が 39.5%、「一部にある」が 18.4%、「ない」が 38.2%
建物内案内	・「受付や案内用ローカウンターがある」、「筆談用具等の用意がある」が多く挙げられる一方で、「点字による施設案内がある」や「音や音声による案内がある」、「受付等に耳マークや筆談マーク、手話マークの表示がある」や「手話のできる人がいる」については対応が進んでいないという結果

つづく

質問項目	結果の概要
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・「ある」が71.1%、「ない」が25.0% ・「ない」は、公共・公益施設、福祉・医療施設、文化・教養施設、教育施設、商業施設等となり、主に学校という結果
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・「車いす使用者用トイレがある」が68.4%、「オストメイト用設備がある」が35.5%、「おむつ交換台がある」が40.8%、「ベビーチェアがある」が31.6% ・「大型ベッドがある」は5.3%と対応が進んでいない結果
子育て支援環境	<ul style="list-style-type: none"> ・「授乳及びおむつ交換のできる独立した部屋やスペースがある」が18.4%、「廊下等を利用した授乳コーナーがある」が3.9%、「授乳及びおむつ交換のできる部屋がない」が46.1%
車いす使用者用駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・「駐車場がある」が52.6%、「駐車場がない」が42.1% ・「駐車場がある」施設のうち「車いす使用者用がある」が67.5%、「車いす使用者用がない」が32.5%
バリアフリー設備の整備予定	<ul style="list-style-type: none"> ・「予定がある」施設が23.7%で、その施設は、公共・公益施設、教育施設、商業施設であり、主に学校という結果 ・整備予定の設備は、トイレの洋式化、オストメイト用設備の設置、授乳室の設置、段差解消など

②ソフト面

質問項目	結果の概要
障がい等の理解を深める研修を行っている施設	<ul style="list-style-type: none"> ・「実施している」が39.4%、「予定がある」が1.3%、「検討中である」が13.2% ・46.1%の施設が「特に何もしていない」と回答
障がい者や高齢者の対応（声掛け・手助け等）を行っている施設	<ul style="list-style-type: none"> ・「実施している」が80.3%、「実施に向けて検討中である」が6.6% ・13.1%の施設が「特に何もしていない」と回答
ホームページ等による施設のバリアフリー情報の提供を行っている施設	<ul style="list-style-type: none"> ・「実施している」が25.0%、「実施に向けて検討中である」が9.2%、 ・65.8%の施設が「特に何もしていない」と回答
障害者差別解消法について	<ul style="list-style-type: none"> ・「内容を知っている」が65.8%、「聞いたことがあるが、内容は知らない」が26.3%
さらにバリアフリー整備が必要となった場合の協力意向	<ul style="list-style-type: none"> ・「協力する」と答えた施設が13.1%、「事業によるが協力する」と答えた施設が79.0%

資料3 旧基本構想による特定事業の進捗状況

従前の“すいすい”プラン（蒲田駅・大森駅・さぼーとびあ周辺地区）では、基本的な取組方針に基づき、各事業者が取り組む事業（特定事業）を設定し、重点整備地区におけるバリアフリー化を推進してきました。特定事業の進捗状況の詳細は以下のとおりです。

（1）蒲田駅周辺地区

全142事業のうち100事業が完了、11事業が着手済、15事業が継続実施です。未実施は16事業あり、事業進捗率は88.7%です。

表 旧基本構想における蒲田駅周辺地区の特定事業進捗状況

区分	令和2年度まで			継続実施	合計
	完了	着手済	未実施		
公共交通	10	－	－	4	14
道路	19	2	6	－	27
交通安全	－	9	－	－	9
建築物	68	－	9	8	85
その他	3	－	1	3	7
全事業 (進捗率)	100 (70.4%)	11 (7.7%)	16 (11.3%)	15 (10.6%)	142

（2）大森駅周辺地区

全72事業のうち54事業が完了、8事業が着手済、5事業が継続実施です。未実施は5事業あり、事業進捗率は93.0%です。

表 旧基本構想における大森駅周辺地区の特定事業進捗状況

区分	令和2年度まで			継続実施	合計
	完了	着手済	未実施		
公共交通	5	－	－	－	5
道路	22	1	－	－	23
交通安全	－	7	－	－	7
建築物	15	－	1	1	17
その他	12	－	4	4	20
全事業 (進捗率)	54 (75.0%)	8 (11.1%)	5 (6.9%)	5 (6.9%)	72

(3) さぼーとぴあ周辺地区

全17事業のうち8事業が完了、6事業が着手済、2事業が継続実施です。

未事業は1事業あり、事業進捗率は94.1%です。

表 旧基本構想におけるさぼーとぴあ周辺地区の特定事業進捗状況

区分	令和2年度まで			継続実施	合計
	完了	着手済	未実施		
道路	4	2	1	—	7
交通安全	—	4	—	—	4
建築物	4	—	—	—	4
その他	—	—	—	2	2
全事業 (進捗率)	8 (47.0%)	6 (35.3%)	1 (5.9%)	2 (11.8%)	17

資料4 大田区移動等円滑化推進協議会設置要綱・委員名簿

大田区移動等円滑化推進協議会設置要綱

平成22年12月16日

22まま発第10474号区長決定

改正 平成25年1月16日24まま発第11266号区長決定

平成29年8月30日29ま計発第10962号区長決定

令和元年10月16日31ま計発第11430号部長決定

令和2年8月27日2ま計発第10821号区長決定

(設置)

第1条 大田区が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)の趣旨に基づき策定する大田区移動等円滑化の方針及び計画について検討及び推進するために、大田区移動等円滑化推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、大田区移動等円滑化の方針及び計画の策定及び推進に必要な調査及び検討を行い、その結果を区長に報告する。

(構成)

第3条 協議会は、区民、学識経験者、事業者、関係行政機関職員及び区職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員50人以内をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の翌々年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、委員長が招集する。ただし、やむを得ない理由により、委員長が必要と認めるときは、書面その他の方法によることができる。

2 協議会の議事は、委員長が行う。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に協議会へ出席をさせて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会で協議すべき事項は、区長が定める。

3 前2条の規定は、部会に準用する。この場合において、前2条中「協議会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(庁内検討委員会)

第8条 協議会は、具体的事項を調査するため、大田区移動等円滑化推進庁内検討委員会(以下「庁内検討委員会」という。)を設置する。

2 庁内検討委員会は、区職員により構成する。

(謝礼)

第9条 委員に対する謝礼は、まちづくり推進部長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会、部会及び庁内検討委員会の事務局は、大田区まちづくり推進部都市計画課及び福祉部福祉管理課に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、まちづくり推進部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年12月17日から施行する。

付 則(平成25年1月16日24まま発第11266号区長決定)

(施行期日)

1 この要綱は、決定の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に、この要綱による改正前の第3条の規定に基づく大田区移動等円滑化推進協議会の委員である者は、この要綱による改正後の第3条の規定に基づく大田区移動等円滑化推進協議会の委員(以下「新委員」という。)として委嘱し、又は任命された者とみなす。この場合において、新委員としての任期は、この要綱による改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

付 則(平成29年8月30日29ま計発第10962号区長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則(令和元年10月16日31ま計発第11430号部長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則(令和2年8月27日2ま計発第10821号区長決定)

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

大田区移動等円滑化推進協議会 委員名簿

委嘱期間:令和4年8月1日～令和7年3月31日

区分	所属	現職	氏名	
学識経験者	東洋大学	名誉教授	高橋 儀平	
	日本大学 理工学部	准教授	江守 央	
	コ・ラボ	代表	西野 亜希子	
区民等	NPO法人 大身連	理事長	宮澤 勇	
	大田区肢体障害者福祉協会	副会長	牛久 秀美	
	大田区視覚障害者福祉協会	副会長	杵鞭 勝彦	
	大田区聴覚障害者協会	会長	一色 ふみ子	
	大田区手をつなぐ育成会	あんしんネット部 部長	橋本 明子	
	大田区精神障害者家族連絡会	幹事	福田 章子	
	大田区シニアクラブ連合会	副会長	長野 真弓	
	大田区自治会連合会	理事	海老澤 信吉	
	大田区商店街連合会	副会長	岩下 充博	
	共に生きるまち大田		栗田 修平	
	旅客施設 及び車両等	鉄道	東日本旅客鉄道株式会社	首都圏本部 企画総務部 経営戦略ユニット マネージャー
東急電鉄株式会社			経営戦略部 総括課 課長	五島 雄一郎
京浜急行電鉄株式会社			鉄道本部 鉄道統括部 事業統括課長	塚平 英児
東京モノレール株式会社			総務部 課長	佐藤 圭
東京都 交通局			総務部 技術調整担当課長	山本 康裕
バス		東急バス株式会社	計画部 運輸営業グループ 課長	石 洋一
		京浜急行バス株式会社	経営企画部 総務人事課長	道村 強
道路管理者	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所	交通対策課 建設専門官	池田 勝彦	
	東京都 建設局	第二建設事務所 管理課長	鈴木 義治	
	大田区 都市基盤整備部	地域基盤整備第一課長	谷田川 泰	
		地域基盤整備第二課長	武藤 和志	
地域基盤整備第三課長		久保 輝幸		
公園管理者	公園課長	中山 岳人		
	地域基盤整備第一課長(再掲)	谷田川 泰		
	地域基盤整備第二課長(再掲)	武藤 和志		
	地域基盤整備第三課長(再掲)	久保 輝幸		
交通管理者 (公安委員会)	警視庁 大森警察署	交通課長	小楠 英之	
	警視庁 田園調布警察署	交通課長	小林 肇	
	警視庁 蒲田警察署	交通課長	佐藤 英樹	
	警視庁 池上警察署	交通課長	杉野 隆平	
関係行政機関	国土交通省 関東運輸局	交通政策部 バリアフリー推進課長	宮澤 豊	
	東京都 都市整備局	都市基盤部 地域公共交通担当課長 交通政策担当課長兼務	飯箸 俊一	
大田区	企画経営部	企画調整担当課長	野村 朋宏	
		施設保全課長	宮本 知明	
	地域力推進部	地域力推進課長	大淵 ひろみ	
	福祉部	副参事(地域共生推進担当)	青木 文	
	まちづくり推進部	部長	西山 正人	
		都市計画課長	瀬戸 隆司	
		公共交通・臨海部担当課長	神保 徳幸	
	鉄道・都市づくり部	拠点整備第一担当課長	濱田 義昭	
		拠点整備第二担当課長	浦瀬 弘行	
	教育総務部	教育施設担当課長	田中 佑典	
		指導課長	早川 隆之	

資料5 改定までの検討経過

年 月 日	会議等の名称（開催方法）	主な検討内容
R3.7.7	第26回協議会 （対面）	<ul style="list-style-type: none"> ・大田区移動等円滑化促進計画「“すいすい”プラン」について ・改定に向けた課題と方針について ・スケジュール及び検討内容について ・事業者アンケートについて
R3.10.19	第1回区民部会 （書面）	<ul style="list-style-type: none"> ・大田区移動等円滑化促進計画「“すいすい”プラン」について ・令和3・4年度スケジュール ・まち歩き点検の実施概要
R3.10.28	まち歩き点検 （対面）	<ul style="list-style-type: none"> ・蒲田駅周辺地区（3ルート）
R3.11.9	まち歩き点検 （対面）	<ul style="list-style-type: none"> ・大森駅周辺地区（1ルート） ・さぼーとぴあ周辺地区（1ルート）
R3.11.25	第27回協議会 （書面）	<ul style="list-style-type: none"> ・スケジュールの変更について ・特定事業計画進捗状況の報告 ・事業者アンケートの結果報告 ・まち歩き点検の結果報告
R3.12.20	第2回区民部会 （対面）	<ul style="list-style-type: none"> ・まち歩き点検の振り返り ・移動等円滑化に関する課題の整理
R4.2.3 ～ R4.2.17	第28回協議会 （書面）	<ul style="list-style-type: none"> ・第27回協議会【書面】の振り返り ・区民部会のまとめ ・大田区バリアフリー基本構想（“すいすい”プラン）改定の方針について
R4.3.3	第1回事業者部会 【事業主体が区以外】 （書面）	<ul style="list-style-type: none"> ・大田区バリアフリー基本構想 “すいすい”プランについて ・特定事業等の設定について ・大田区バリアフリー基本構想（“すいすい”プラン）改定の方針について ・取組み候補事業検討シートの作成及び提出について
R4.4.13	第1回事業者部会 【事業主体が区】 （対面）	<ul style="list-style-type: none"> ・大田区バリアフリー基本構想 “すいすい”プランについて ・大田区バリアフリー基本構想（“すいすい”プラン）改定の方針について ・特定事業等の設定について ・取組み候補事業検討シートの作成及び提出について
R4.6.8	第3回区民部会 （対面）	<ul style="list-style-type: none"> ・大田区バリアフリー基本構想 “すいすい”プラン ・これまでの検討経過について ・特定事業に係るフロー ・事業者回答の報告 ・事業の代替案について

つづく

年 月 日	会議等の名称（開催方法）	主な検討内容
R4.7.7	第2回事業者部会 （対面・オンライン）	<ul style="list-style-type: none"> ・“すいすい”プランについて ・特定事業等について ・特定事業計画について ・事業の代替案について
R4.8.2 ～ R4.8.16	第29回協議会 （書面）	<ul style="list-style-type: none"> ・第28回大田区移動等円滑化推進協議会【書面】の振り返り ・大田区バリアフリー基本構想「“すいすい”プラン」の改定に向けて ・大田区バリアフリー基本構想「“すいすい”プラン」の構成について ・特定事業（案）の進捗報告等について
R4.9.9	第4回区民部会 （対面）	<ul style="list-style-type: none"> ・大田区バリアフリー基本構想「“すいすい”プラン」の改定に向けて ・大田区バリアフリー基本構想「“すいすい”プラン」の構成について ・特定事業等の内容及び特定事業計画について ・バリアフリー整備の代替案（ソフト事業）の名称について ・教育啓発特定事業（心のバリアフリー事業）の推進について
R4.10.17	第2回庁内検討委員会 （対面）	<ul style="list-style-type: none"> ・大田区バリアフリー基本構想「“すいすい”プラン」の改定素案について ・区（行政）におけるバリアフリーに関する取組一覧について
R4.10.19	第30回協議会 （対面）	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長及び副委員長の選出 ・大田区バリアフリー基本構想「“すいすい”プラン」の改定素案について
R4.11.16 ～ R4.12.7	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・意見者数4名、意見数6件
R5.1.6	第3回庁内検討委員会 （対面）	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントに向けた改定素案の主な変更点について ・パブリックコメント実施結果について ・大田区バリアフリー基本構想「“すいすい”プラン」の（改定案）について
R5.1.18	第31回協議会 （対面）	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントに向けた改定素案の主な変更点について ・パブリックコメント実施結果について ・大田区バリアフリー基本構想おた街なか“すいすい”プラン改定案について

資料6 用語解説

あ行

■ 移動等円滑化

高齢者、障がい者等の移動又は施設の利用に係る身体負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。

■ 移動等円滑化促進地区

移動等円滑化促進方針（マスタープラン）に定める地区。公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を促進すべき地区として区市町村が定めるもの。

■ 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）

バリアフリー法第24条の2に基づき、鉄道駅を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（移動等円滑化促進地区）において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を区市町村が定めるもの。

■ 移動等円滑化の促進に関する基本方針

バリアフリー法第3条に基づき主務大臣が定める移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するための基本方針。

■ （バス停の）上屋

バス利用者の待合い時における日差しや雨を避けるため、バス停に設置された屋根のこと。

■ エスコートゾーン

視覚障がい者用横断帯と言い、横断歩道の中央部に視覚障がい者が認知できる突起を設け、横断歩道内を安全にまっすぐ進めるようにするもの。

■ SDGs（エス・ディー・ジーズ）

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。平成27（2015）年の国連サミットにおいて全会一致で採択され、令和12（2030）年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されている。

■ オストメイト

直腸・膀胱などの機能障がいにより、人工肛門・人工膀胱を造設している人のこと。排泄物を溜めておく袋（パウチ）を装着している。

■ 音響式信号機

歩行者用青信号の表示の開始または表示が継続していることを音響により伝達することができる装置を付加した信号機のこと。

か行

■ グレーチング

雨水の排水のため、道路などの側溝などに使われている金属製の格子状の蓋。

■ 合理的配慮

障がいのある人やその家族などから、何らかの配慮を求める意思表示があった場合において、その実施にあたり、過重な負担にならない範囲で、社会的なバリアを取り除くために、必要な工夫や対応を行うこと。

■ 心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

さ行

■ 視覚障がい者誘導用ブロック

視覚障がい者を誘導するために床面や路面等に敷設される、線状、点状の突起をもったブロックのこと。

■ 重点整備地区

バリアフリー基本構想に定める地区。公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区として区市町村が定めるもの。

■ 障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年4月1日施行）の略称。

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に制定された。

■ スパイラルアップ

「継続的に改善すること」もしくは「そのしくみ」を指す。事業を「計画（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・改善（Action）」というサイクルで繰り返すとき、一周ごとにより高みに登っていくことで、螺旋のようなイメージになる。これを「スパイラル」と称している。

■ 生活関連経路

生活関連施設相互間の経路（道路や通路など）のこと。

■生活関連施設

高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、文化施設、病院、商業施設等の施設のこと。

■センサー付固定式ホーム柵

ホームからの転落や列車との接触事故等を防ぐため、ホームの線路側端の列車のドア部分以外に柵を設け、列車が発車しようとしたときに柵より線路側に人が立つとセンサーが感知し乗務員に知らせる安全装置のこと。

■ソフト

ソフトとは、人の気持ち、社会における制度など、主に「施設」以外に関するものを指す。

た行

■段鼻

階段の段の先端のこと。

■東京都福祉のまちづくり条例

高齢者や障がい者を含めたすべての人（高齢者、障がい者、子ども、外国人、妊産婦、傷病者その他の年齢、個人の能力及び生活状況等の異なるすべての人をいう。）が安全・安心に快適に暮らし、訪れることができる社会の実現を図ることを目的として定められた条例。

■特定建築物

多数の人が利用する建築物のこと（学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホーム等）。

■特定事業

特定事業とは、重点整備地区における生活関連施設や生活関連経路等を対象に、各事業者が取り組むバリアフリー化に関する事業であり、バリアフリー法第2条に定める、ハード整備に関する公共交通特定事業、道路特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業等と、ソフト対策に関する教育啓発特定事業のことをいう。バリアフリー基本構想に定めた特定事業には、特定事業計画の作成とその計画に基づく事業の実施が義務付けられる。

■特定事業計画

バリアフリー基本構想に記載された特定事業（バリアフリー化に関する事業）に関し、関係する事業者が作成する計画。公共交通特定事業計画、道路特定事業計画、建築物特定事業計画、交通安全特定事業計画等がある。

■ 特別特定建築物

不特定かつ多数の人が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物のこと（特別支援学校、病院、診療所、劇場、観覧場、映画館、演劇場、集会場、公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの、体育館、水泳場、ポーリング場、遊技場、博物館、美術館、図書館、公衆浴場、飲食店、郵便局、理髪店、銀行、車両の停車場、駐車施設、公衆便所、公共用歩廊等）。

な行

■ ノンステップバス

低床型のバス的一种で、車両内で階段がなく、スムーズな乗降が可能なバス。

は行

■ ハード

ハードとは、建物、道路、駅及び設備等、主に「施設」に関するものを指す。

■ 白杖

視覚障がい者が歩行の際に、前方の路面を触擦して使用する白い杖。身体障害者福祉法や福祉用具の分類における名称は盲人安全つえ。

■ パブリックコメント

行政が計画を策定する際に、あらかじめ計画の案を公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための一連の手続のこと。

■ バリアフリー

高齢者や障がい者などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。もともと住宅建築用語で、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

■ バリアフリー基本構想

バリアフリー法第25条に基づき、区市町村が、鉄道駅を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関して定める構想。

■ バリアフリー法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年12月20日施行）の略称。従来の交通バリアフリー法では大規模な鉄道駅等の旅客施設を中心として、周辺道路や信号機等のバリアフリー化を図ることが目的とされていたが、より面的かつ一体的・連続的なバリアフリー化を促進していくための枠組みとして、建築物のバリアフリーに関する法律であるハートビル法と交通バリアフリー法が一体化した法制度となったもの。

■ バリアフリールート

高齢者、障がい者等が円滑に移動できる経路。十分な有効幅員の確保や段差・高低差の解消が図られていることが必要となる。

■ PDCA（ピーディーシーエー）サイクル

プロジェクトの実行に際し、計画をたて（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）に基づいて改善（Action）を行うという工程を継続的に繰り返す仕組み（考え方）。

■ 筆談用具

聴覚に障がいのある人とコミュニケーションをとる際、紙などに文字を書いてやりとりをする「筆談」を行うための補助用具。ホワイトボードや磁気式の筆談ボード、感圧式の液晶パネルを用いた電子パッド、筆談が可能なタブレット端末等がある。

■ フラッシュライト

火災等の非常時の情報を非常ベルの音の代わりに、主に聴覚障がい者や高齢者に対し、光の点滅により伝達する装置のこと。

■ プラットホーム

鉄道駅において旅客の列車への乗降、または貨物の積み下ろしを行うために線路に接して設けられた台。略してホームと呼ばれることが多い。

■ ホームドア（柵）

駅のホームの縁端に設けられた、ホームと線路を仕切る柵（ドア）。ホーム上の利用者が線路内に立ち入ったり、転落したりするのを防ぐなど安全を確保できる。

や行

■ ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別及び国籍等にかかわらず多様な人びとが利用しやすいように考えて、都市や生活環境をデザインすること。その対象は、都市施設や製品にとどまらず、教育、文化及び情報提供等に至るまで多岐にわたっての展開が考えられる。

■ Uni-Voice (ユニボイス)

印刷物の文字情報を格納した二次元コード。特定非営利活動法人日本視覚障がい情報普及支援協会（JAVIS）が開発した。スマートフォンや携帯電話、専用読み取り装置で情報を音声にすることができる。

わ行

■ ワークショップ

ワークショップ (Work·Shop) とは、「作業場」「工房」などの意味を持つ言葉で、何かについてのアイデアを出し合い、意思決定をする研究集会のことであり、様々な人が集まり、共通の体験、共同作業及び体験の意見交換などにより相互理解を図り、新しい発見をし、問題解決の工夫を考える場のことをいう。

大田区バリアフリー基本構想
おおた街なか“すいすい”プラン

令和5(2023)年3月

発行：大田区 まちづくり推進部 都市計画課

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号

電話：03-5744-1333(直通) ファクス：03-5744-1530

